

(4) 年金・保険・共済関係法人



## 消防団員等公務災害補償等共済基金

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階		
ホームページ・アドレス	トップページ	<a href="http://www.syouboukikin.jp/">http://www.syouboukikin.jp/</a>	
	業務及び財務等に関する資料	<a href="http://www.syouboukikin.jp/pages/08.html">http://www.syouboukikin.jp/pages/08.html</a>	
設立根拠法	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	総務省消防庁国民保護・防災部防災課		
設立年月日	昭和31年11月20日	民間法人化年月日	平成9年4月1日
沿革	年 月	事項	
	昭和31年11月	消防団員等公務災害補償等共済基金設立	
	昭和39年4月	消防団員等公務災害補償責任共済事業を開始	
	昭和47年4月	消防団員退職報償金支給責任共済事業を開始	
	昭和61年8月	消防団員等福祉事業を開始	
	平成9年4月	消防団員公務災害防止事業（当初は健康管理助成事業）を開始	
	平成14年4月	民間法人化	
		消防団員等自動車等損害見舞金支給事業を開始	
事業の目的	市町村の消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業等を行うことにより、消防団員等の消防活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与すること。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員等の公務災害による損害補償に要する経費を支払い、また、市町村に代わって、被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を実施する。</li> <li>② 市町村との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員退職報償金の支給に要する経費の支払を行う。</li> <li>③ 市町村の消防団員等の公務災害を防止するために必要な事業及び消防団員等が自家用車等を災害活動に使用したことにより損害を受けた場合の見舞金の支給を行う。</li> <li>④ 昭和58年3月31日以前に発生した事故に係る消防作業従事者等の損害補償に要する市町村の経費の一部を補助する。</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
消防団員等公務災害補償責任共済事業	市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員等の公務災害による損害補償に要する経費を支払う。	(平成23年度) 2,261人	—	2,619,757 (※1)
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第1号	—	—	—
消防団員等福祉給付事業	市町村に代わり、被災団員及びその遺族の福祉に関する事業を実施する。	(平成23年度) 893人	—	4,546,393 (※2)
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第3号	—	—	—
公務災害防止事業	市町村の消防団員等の公務災害を防止するために必要な事業を実施する。	(平成23年度) 安全装備品整備等助成事業 190団体 セミナー・研修事業 138団体 ※他に情報提供事業等	—	151,377
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第3号	—	—	—
自動車等損害見舞金支給事業	消防団員等が自家用車等を災害活動に使用したことにより損害を受けた場合に見舞金を支給する。	(平成23年度) 1,458件	—	143,475 (※3)
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第3号	—	—	—
消防団員退職報償金支給責任共済事業	市町村との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払う。	(平成23年度) 45,604人	—	15,155,024
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第2号	—	—	—

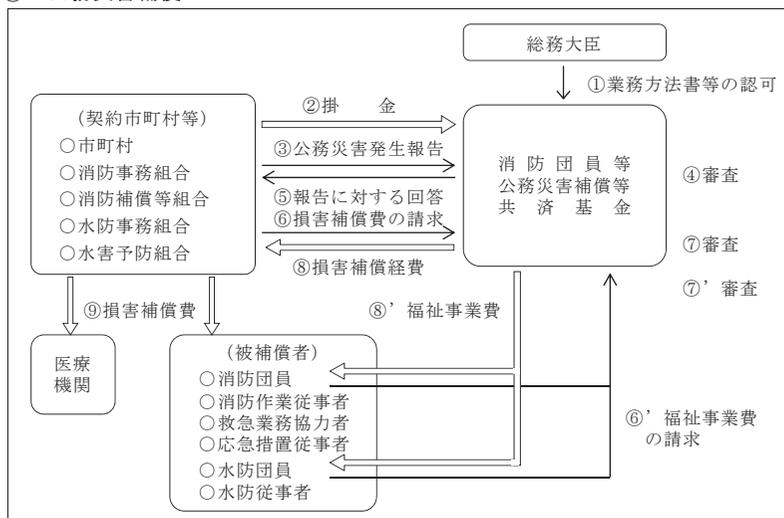
※1 東日本大震災による補償増を含む。

※2 東日本大震災による給付増を含む。

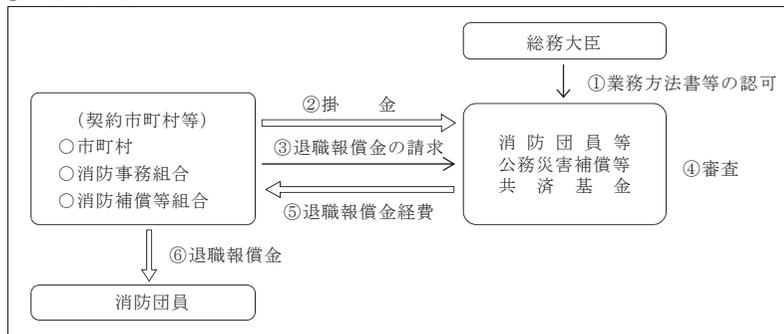
※3 東日本大震災による支給増を含む。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 公務災害補償



② 退職報償金



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	20,989,994	20,948,726	20,854,992	20,809,976	40,864,832
事業収入額	20,989,994	20,948,726	20,854,992	20,809,976	40,864,832
国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-

※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※2 平成23年度については、東日本大震災による追加掛金を含む。

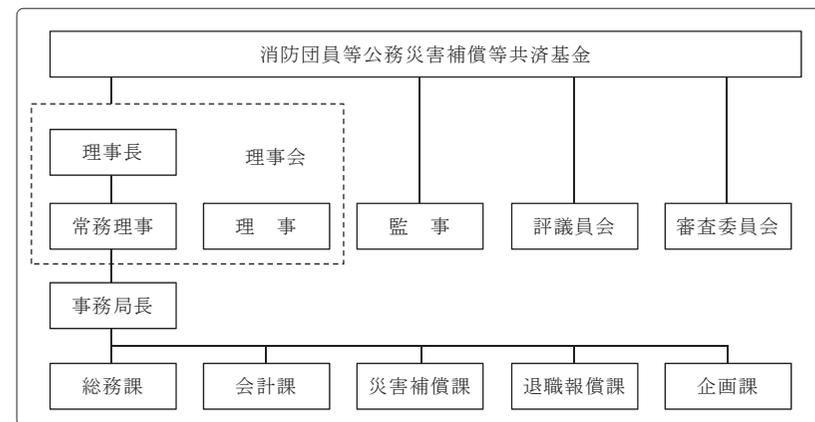
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	非常勤	1人	70歳	2年	1人	3期	1人	0人	—
常務理事	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	役員出向
理事	非常勤	5人以内	70歳	2年	5人	1期	1人	1人	総務省消防庁長官
						2期	3人		
						6期	1人		
監事	常勤	1人	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	22,911	—	7,952	30,863
非常勤	—	174	—	174
合計	22,911	174	7,952	31,037

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	18人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成23年度）

科目	資産				負債及び資本			
	金額	内訳		金額	内訳		金額	内訳
		災害補償経理	退職報償経理		災害補償経理	退職報償経理		
流動資産	20,151,458	14,004,740	6,146,718	12,252,142	52,350	12,199,792	12,101,919	12,101,919
現金	100	50	50	未払金	147,664	49,791	97,873	97,873
預金	1,139,326	839,522	299,803	預り金	2,559	2,559	—	—
有価証券	18,910,171	13,099,746	5,810,425	未払給付当金	12,101,919	—	—	—
未収収益	101,461	65,378	36,083	—	—	—	—	—
仮払金	401	44	357	—	—	—	—	—
固定資産	42,281,774	24,567,255	17,714,520	固定負債	50,181,090	38,519,645	11,661,445	11,661,445
有形固定資産	13,092	8,377	4,715	退職給与引当金	191,907	113,267	78,640	78,640
建物	7,019	3,808	3,210	責任準備金	24,776,404	24,776,404	—	—
減価償却累計額	△5,724	△3,034	△2,690	変動調整準備金	25,212,779	13,629,974	11,582,805	11,582,805
建物附属設備	3,205	1,603	1,603	—	—	—	—	—
減価償却累計額	△2,374	△1,187	△1,187	—	—	—	—	—
器具及び備品	20,324	12,169	8,156	—	—	—	—	—
減価償却累計額	△9,358	△4,981	△4,377	—	—	—	—	—
無形固定資産	48,450,975	18,467	29,984	—	—	—	—	—
ソフトウェア	16,860	2,578	14,283	—	—	—	—	—
電話加入権	189	189	—	—	—	—	—	—
敷金	31,402	15,701	15,701	—	—	—	—	—
投資資産	42,220,231	24,540,411	17,679,821	—	—	—	—	—
投資有価証券	42,120,213	24,540,411	17,579,821	—	—	—	—	—
国債・地方債	34,794,069	18,663,219	16,130,850	—	—	—	—	—
政府保証債	199,598	99,799	99,799	—	—	—	—	—
その他の有価証券	7,126,565	5,777,393	1,349,172	—	—	—	—	—
預金	100,000	—	100,000	—	—	—	—	—
大口定期預金	100,000	—	100,000	—	—	—	—	—
合計	62,433,232	38,571,995	23,861,237	合計	62,433,232	38,571,995	23,861,237	23,861,237

10. 損益計算書（平成23年度）

科目	損失			利益			
	金額	内訳		金額	内訳		
		災害補償経理	退職報償経理		災害補償経理	退職報償経理	
事業費	32,469,982	7,292,792	25,177,190	掛金	40,261,364	22,198,657	18,062,707
損害補償費	2,384,293	2,384,293	—	—	—	—	—
療養補償費	238,058	238,058	—	—	—	—	—
休業補償費	51,177	51,177	—	—	—	—	—
傷病補償年金	8,653	8,653	—	—	—	—	—
障害補償費	208,750	208,750	—	—	—	—	—
介護補償費	7,491	7,491	—	—	—	—	—
遺族補償費	1,760,328	1,760,328	—	—	—	—	—
葬祭補償費	109,836	109,836	—	—	—	—	—
福祉事業費	4,841,244	4,841,244	—	—	—	—	—
福祉事業給付費	4,546,393	4,546,393	—	—	—	—	—
公務災害防止事業費	151,377	151,377	—	—	—	—	—
自動車等損害見舞金	143,475	143,475	—	—	—	—	—
支給事業費	—	—	—	—	—	—	—
市町村特別交付金事業費	67,254	67,254	—	—	—	—	—
退職報償金	15,031,920	15,031,920	—	—	—	—	—
現年度退職報償金	4,806,747	4,806,747	—	—	—	—	—
過年度退職報償金	10,225,173	10,225,173	—	—	—	—	—
未払給付引当金繰入	10,145,270	10,145,270	—	—	—	—	—
事務費	347,138	224,641	122,497	雑収入	57	57	57
給与経費	235,508	149,841	85,668	特別利益	20,391	10,196	10,196
旅費	3,335	2,223	1,112	退職給与引当金戻入	10,196	10,196	10,196
事業運営費	102,445	70,781	31,665	退職給与引当金調整額	10,196	—	10,196
減価償却費	5,849	1,796	4,053	—	—	—	—
責任準備金	8,188,256	8,188,256	—	—	—	—	—
責任準備金繰入	8,188,256	8,188,256	—	—	—	—	—
変動調整準備金	10,083,395	6,834,846	3,248,549	—	—	—	—
変動調整準備金繰入	10,083,395	6,834,846	3,248,549	—	—	—	—
特別損失	21,626	10,823	10,803	—	—	—	—
固定資産除却損	1,235	628	607	—	—	—	—
退職給与引当金調整額	10,196	10,196	—	—	—	—	—
退職引当金繰入	10,196	—	10,196	—	—	—	—
合計	51,110,397	22,551,358	28,559,039	合計	51,110,397	22,551,358	28,559,039

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- 有価証券の評価基準及び評価方法  
償却原価法により行っている。
- 固定資産の減価償却方法  
定額法により行っている。
- 引当金等の計上基準  
(1) 退職給与引当金  
役職員の退職手当の支払に充てるため、事業年度末に在職する役職員について、自己都合等で退職した場合の期末要支給額を計上している。

(2) 責任準備金（災害補償経理）

被災者に係る年金等の支払に備えるため、消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則（昭和 31 年総理府令第 88 号）第 22 条第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額を計上している。

(3) 変動調整準備金

消防団員等公務災害補償等共済基金会計規程（以下「会計規程」という。）第 52 条に基づき将来の支払を確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を変動調整準備金として積み立てることができることとなっており、決算において剰余又は不足が生じたときは、当該変動調整準備金への繰入又は戻入（取崩し）を行っている。

(4) 未払給付引当金（退職報償経理）

退職消防団員への支払に備えるため、会計規程第 50 条の規定による金額を計上している。

12. 基金抛却又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 企業年金連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.pfa.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.pfa.or.jp/gaiyo/disclosure/disclosure01.html	
設立根拠法	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）		
	その他、事務・事業に関する法律	確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）	
所管府省（担当課）	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課		
設立年月日	昭和42年2月10日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和42年2月 平成元年	設立（厚生年金基金連合会） 連合会による年金通算制度、支払保証制度の実施	
	平成14年4月 平成17年10月	民間法人化 企業年金連合会に改組（企業年金のポータビリティの拡充）	
事業の目的	厚生年金保険法に基づき、中途脱退者等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給、年金給付等積立金の円滑な移換、会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業を行うこと、並びに確定給付企業年金法に基づき、中途脱退者及び終了制度加入者等に係る措置並びに確定給付企業年金への積立金の移換等を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中途脱退者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給</li> <li>2 企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業</li> <li>3 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会員の行う事業についての助言および連絡</li> <li>② 会員に関する教育、情報の提供および相談</li> <li>③ 会員の行う事業および年金制度に関する調査および研究</li> <li>④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業</li> </ol> </li> <li>4 解散基金加入員に支給する老齢年金給付につき一定額を確保するための支払保証事業</li> <li>5 国が代行返上基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務および老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要（平成23年度）

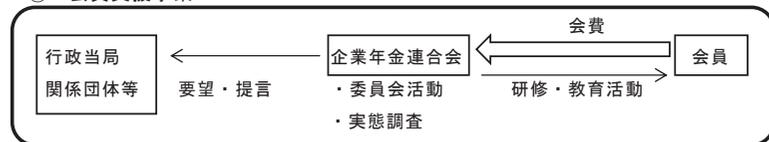
事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
会員支援事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業年金制度の発展・機能強化のための活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種委員会・勉強会の開催</li> <li>・政策提言</li> <li>・適格退職年金の企業年金への移行支援</li> <li>・企業年金制度の発展・拡充を図る広報活動</li> </ul> </li> <li>② 会員支援サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会会費の見直し・改定</li> <li>・会員相談・助言事業</li> <li>・会員向け役職員研修</li> <li>・会員への情報提供</li> <li>・会員の維持・確保</li> <li>・地方協議会の支援活動</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員相談（4,335件）</li> <li>・会員向け研修2,341名参加、33講座（53回）</li> <li>・会員への情報提供（被保険者記録照会（90,765件）、支給停止・死亡情報（4,812,012件））</li> </ul>	有	465,187
	厚生年金保険法第159条第4項第2号	制度的独占	業務経理（事業会計）	
年金通算センター事業	<p>厚生年金基金又は確定給付企業年金の中途脱退者の年金の原資を引き継いだ場合、厚生年金基金の解散基金加入員が老齢厚生年金の受給権を取得した場合及び解散基金加入員又は確定給付企業年金の終了制度加入者等が残余財産（分配金）の連合会への移換を申し出た場合に年金給付及び一時金たる給付を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年金通算センター事業の効率的な推進（確実な年金支給を推進） <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給権者への対応</li> <li>・年金通算システム再構築の着実な進展</li> <li>・事務処理説明会</li> </ul> </li> <li>② 記録の突き合わせ</li> <li>③ 裁定請求書未提出者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁定請求書の送付</li> <li>・日本年金機構との連携強化</li> <li>・厚生年金基金等との連携</li> <li>・ホームページを活用しての年金相談、年金記録確認</li> <li>・福祉事務所への「企業年金記録確認サービス」の利用案内</li> </ul> </li> <li>④ 年金相談の状況</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金基金から連合会が引継いだ件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中途脱退者（303,747件）</li> <li>・解散基金加入（7,352件）</li> </ul> </li> <li>○基本年金受給者の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者数（4,497,980人）</li> <li>・新規裁定者数（574,935人）</li> </ul> </li> <li>○代行年金受給者の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者数（905,889人）</li> <li>・新規裁定者数（55,217人）</li> </ul> </li> </ul>	-	7,136,430 ※業務経理（中脱業務会計）

支払保証事業	⑤ 解散基金等の確実な記録承継			
	厚生年金保険法第159条第1項、第2項、第3項	制度的独占	業務経理（中脱業務会計）等	
支払保証事業	厚生年金基金がやむを得ず解散し、上乘せ部分の給付に必要な原資が不足した場合に、加入員や受給権者などの年金ができるだけ確保されるよう、各厚生年金基金からの拠出金を原資とした共済制度として実施。	支払保証給付の決定額（6,372万円）	84,621	※支払保証経理（支払保証業務会計）
	① 解散基金の保証給付請求審議及び決定等 ② 積立水準検証 ③ 相談助言事業 ④ 委員会活動			
代行返上等に係る国からの受託事務	厚生年金保険法第159条第4項第1号	制度的独占	支払保証経理	
	国が代行返上基金及び解散時特例基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務及び老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務。 ① 記録整理業務 ② 責任準備金の計算検証業務	① 記録整理事務説明会（15件） ② 責任準備金の計算検証業務 ・事前突合（10件） ・本突合（16件） ・再突合（6件）	179,858	
	確定給付企業年金法附則第3条	制度的独占	業務経理（代行返上事務処理会計）	

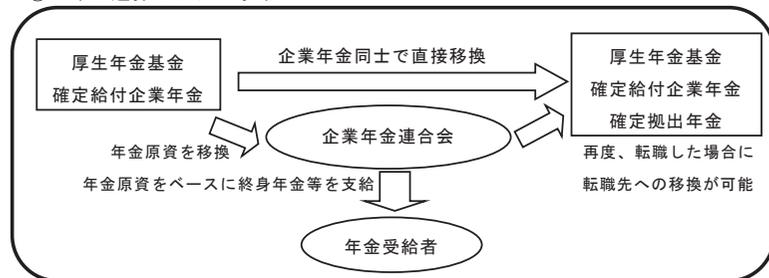
※ 業務に対応する会計が複数に渡るため、業務運営に係る会計区分の事業費を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

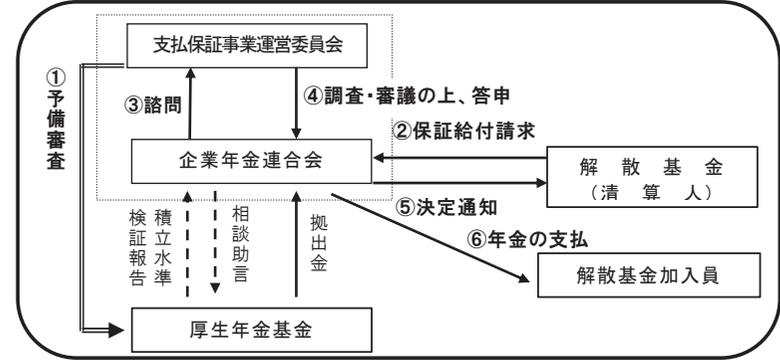
① 会員支援事業



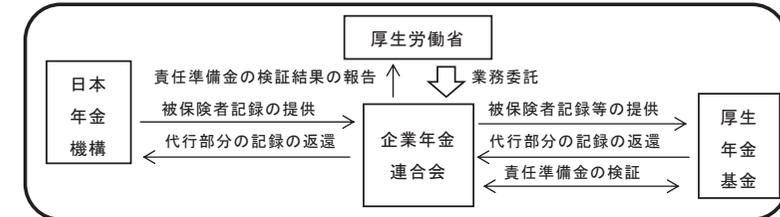
② 年金通算センター事業



③ 支払保証事業



④ 代行返上等に係る国からの受託事務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	2,976,002	5,085,072	5,738,672	5,462,149	5,387,830
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	2,976,002	5,085,072	5,738,672	5,462,149	5,387,830
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

※資本金等は、各年度の業務経理の基本金を記載。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	386,856,492	236,784,528	1,825,756,602	154,895,809	370,411,585	
内訳	事業収入額	407,757	436,521	374,285	381,585	53,732
	国等からの補助金等収入額	24,950,656	25,395,425	24,805,515	24,199,278	23,277,600
	国等との契約に基づく総収入額	220,683	190,390	173,401	169,768	179,858

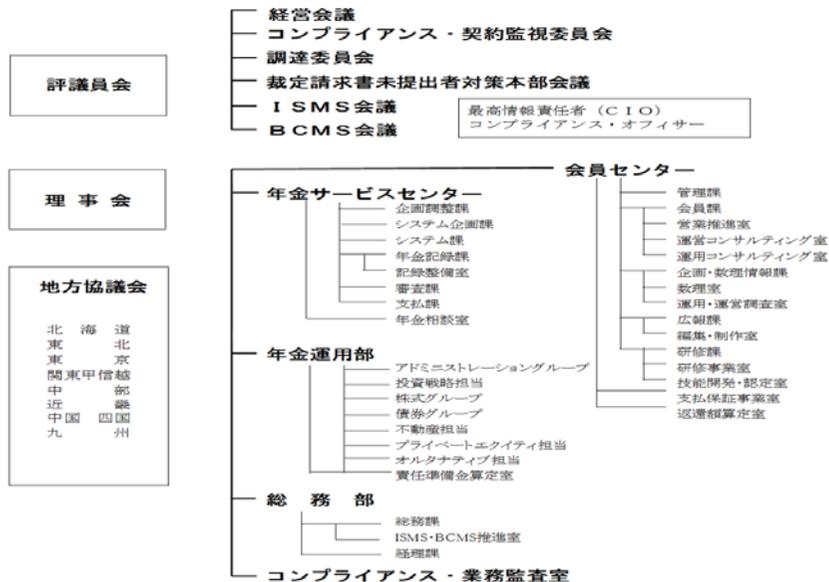
	その他収入額	361,277,396	210,762,192	1,800,403,401	130,145,178	346,900,395
--	--------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------

※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
負担金	厚生年金基金等給付費負担金	年金通算センター事業	負担金	23,277,600
	厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用については、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、当該部分を交付する。	年金(代行部分)の給付の一部として年金経理で計上、管理		厚生労働省

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
厚生年金基金	厚生年金基金	571 基金
確定給付企業年金	確定給付企業年金法に規定する企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主	817 基金
確定拠出年金(企業型)	確定拠出年金法に規定する企業型年金を実施する事業主	128 基金

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)※	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	-
常務理事	常勤	-	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
運用執行理事	常勤	-	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
理事	非常勤	20人以内	65歳	2年	11人	1期	7人	1人	大蔵省証券局長
						2期	3人		
						4期	1人		
監事	非常勤	2人以内	65歳	2年	2人	1期	2人	0人	-

※ 在任年齢欄は原則。特別の事情がある場合は満70歳に達した日の属する年度の3月31日まで。

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位:千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	28,211	5,065	10,510	43,786
非常勤	-	-	-	-
合計	28,211	5,065	10,510	43,786

※ 非常勤役員については理事会・評議員会出席日数に応じて日額12,700円を謝金として支給。

8. 職員数 (平成24年12月1日現在)

職員	常勤	定数	-
		現員	179人
非常勤	非常勤	定数	-
		現員	5人

9. 貸借対照表（業務経理※（平成23年度））

（単位：円）

資産勘定		負債勘定	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,801,717,281	流動負債	1,073,960,228
預貯金	3,414,936,948	未払金	1,033,175,392
金銭の信託	2,306,057,979	未払移換事務費	95,167
未収会費	160,916	未払運用報酬	288,382
未収事務費	37,558,030	リース債務	12,963,252
未収金	15,426,608	預り金	11,560,697
未収受入金	27,576,800	職員預り金	15,877,338
固定資産	1,755,501,525	固定負債	16,500,950
建物	261,214,019	長期借入金	3,955,607
器具及び備品	95,985,649	長期リース債務	12,545,343
リース資産	25,508,595	引当金	1,078,927,600
ソフトウェア	761,670,336	退職手当引当金	1,078,927,600
ソフトウェア仮勘定	480,102,000	基本金	5,387,830,028
権利金敷金	118,804,819	基本金	4,685,132,919
貸付金	12,216,107	繰越剰余金	695,284,545
		当年度剰余金	7,412,564
計	7,557,218,806	計	7,557,218,806

※ その他の経理（厚生年金基金基本年金経理、厚生年金基金加算年金経理、確定給付企業年金、支払保証経理、共済経理）は省略（損益計算書も同様）

10. 損益計算書（業務経理（平成23年度））

（単位：円）

費用勘定		収益勘定	
科目	金額	科目	金額
事務費	6,409,585,346	会費収入	417,536,437
役職員給与	807,145,465	会費収入	417,536,437
役職員諸手当	528,424,017	事務費収入	354,756,999
旅費	33,172,496	事務費収入	354,756,999
退職手当	56,870,400	事業収入	233,589,963
業務諸費	4,981,857,938	事業収入	233,589,963
会議費	2,115,030	運用収益	65,293,766
評議員会費	2,805,116	運用収益	65,293,766
評議員手当	1,231,900	受入金	6,120,415,873
評議員旅費	1,493,020	厚生年金基金基本年金経理からの受入	6,076,777,946
評議員会諸費	79,800	支払保証経理からの受入	43,637,927
評議員会会議費	396	雑収入	7,975,408
運用報酬等	288,382	受取利息及び配当収入	331,817
固有の信託報酬	288,382	雑入	7,643,591
繰入金	646,345,720	戻入金	780,646,133
基本金へ繰入	646,345,720	退職手当引当金戻入金	52,568,500
引当費	269,907,012	基本金戻入	728,077,633
減価償却引当費	206,343,512		
退職手当引当費	63,563,500		
雑支出	586,311,007		
雑支出	586,311,007		
交付金	53,150,000		
交付金	53,150,000		
移換事務費	4,409,432		
移換事務費	4,409,432		
剰余金	7,412,564		
当年度剰余金	7,412,564		
計	7,980,214,579	計	7,980,214,579

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- 有価証券及び金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - 有価証券  
満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）を採用している。
  - 金銭の信託  
時価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用している。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりである。  
建物・・・8年～50年、器具及び備品・・・4年～20年
  - 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用している。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、当連合会における利用可能期間（5年）に基づき定額法を採用している。
  - リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- 引当金の計上基準  
退職手当引当金・・・役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。
- 基本金の会計処理
  - 固定資産見返基本金  
企業年金連合会会計規程の規定に従い、有形無形固定資産（リース資産を除く）の取得時に取得価額相当額を「基本金へ繰入」として費用計上するとともに、同額を「基本金」に計上している。  
また、有形無形固定資産の除売却時に当該取得価額相当額を「基本金」から取崩し、「基本金戻入」として収益計上している。
  - 事務費積立金  
通算企業年金の支給に要する費用に充てるため、企業年金連合会規約第60条に基づき計算された中途脱退者等に係る脱退一時金相当額等に係る事務費を、「基本金へ繰入」として費用計上するとともに、同額を「基本金」に計上している。  
また、企業年金連合会会計規程に従い、当該「基本金」を取り崩し、「基本金戻入」として収益計上している。
- 厚生年金基金基本年金経理からの受入金  
厚生年金基金規則第74条において準用する第44条の2の規定に従い、厚生労働大臣の定めるところにより算出した金額を厚生年金基金基本年金経理から受入れている。
- 消費税等の処理方法  
税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 石炭鉱業年金基金

### 1. 法人概況

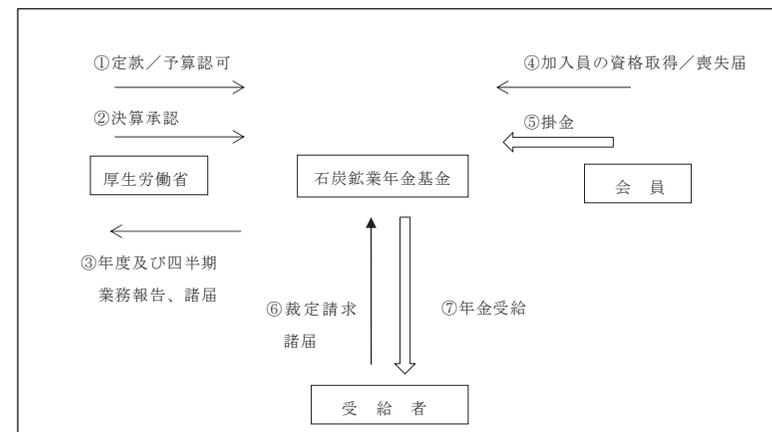
所在地	東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル5階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sekitan-nenkin.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sekitan-nenkin.or.jp/framepage5.html	
設立根拠法	石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課		
設立年月日	昭和42年10月2日	民間法人化年月日	平成14年12月13日
沿革	年 月	事 項	
	昭和42年10月 平成6年11月	坑内外員に対する年金給付を目的として発足 脱退一時金の給付及び福祉施設の運営を実施できるとする法律改正	
	平成14年12月	特別民間法人化	
事業の目的	石炭鉱業における坑内員及び坑外員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって坑内員及び坑外員並びにその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて坑内員及び坑外員の雇用の安定的確保に資する。		
主な事務・事業の内容	石炭鉱業年金基金法に基づき、石炭鉱業事業所の事業主（会員）から掛金を徴収し、加入員である坑内員及び坑外員並びにその遺族に対し、年金たる給付及び一時金たる給付を行う。		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
坑内員及び坑外員に対する年金給付事業	石炭鉱業事業所の事業主から掛金を徴収し、加入員である坑内員及び坑外員並びにその遺族を対象に、厚生年金とは別に年金・一時金の給付を行う。	（平成23年度） 坑内員・坑外員数 298人 年金受給者 9,251人	-	1,000,502
	石炭鉱業年金基金法第16条、第17条、第18条	制度的独占		

#### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



### 3. 財務の概要

#### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	5,543,082	5,318,994	5,893,130	5,737,590	5,194,213
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	5,543,082	5,318,994	5,893,130	5,737,590	5,194,213
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

※資本金等は、各年度の基本金を記載。

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位: 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	1,400	1,587	799,922	114,998	241,927	
内 訳	事業収入額	1,383	1,578	799,904	114,998	241,927
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	17	9	18	0	0

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

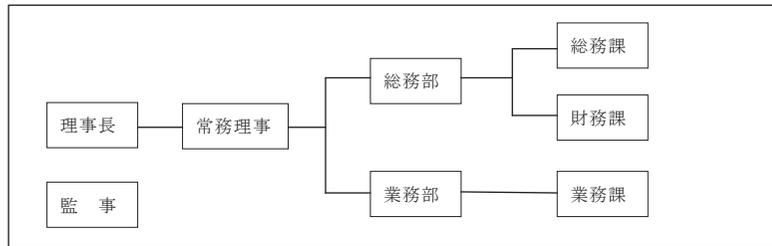
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
石炭鉱業事業所	石炭鉱業を行う事業場であって、厚生年金保険の適用事業所	4 団体

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事	常勤	7人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
	非常勤	以内 ※	65歳	2年	1人	6期	1人	0人	—
監事	非常勤	2人 以内	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—

※理事のうち、1人を理事長とし、1人を常務理事とする。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常 勤	8,159	106	—	8,265
非常勤	—	—	—	—
合計	8,159	106	—	8,265

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職 員	常 勤	定数	5人
		現員	4人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

【年金経理】

（単位：円）

借 方		貸 方	
流動資産	472,519,510	流動負債	221,812
普通預金	420,649,022	未払金	221,812
郵便振替貯金	6,429	支払準備金	166,751,000
未収金	1,504,390	支払準備金	166,751,000
貸倒引当金	△488,993	責任準備金	10,522,458,000
計	1,015,397	責任準備金	10,522,458,000
未収収益	50,848,662	投資資産評価調整額	62,885,674
投資	15,452,838,331	投資資産評価調整額	62,885,674
特定金銭信託	1,879,036,598	基本金	5,173,041,355
指定金銭信託	285,577,618	別途積立金	5,718,366,984
有価証券	13,288,224,115	当期不足金	△545,325,629
合 計	15,925,357,841	合 計	15,925,357,841

【業務経理】

（単位：円）

借 方		貸 方	
流動資産	9,049,139	流動負債	1,156,461
普通預金	7,872,131	未払金	6,050
郵便振替貯金	4,650	未払費用	627,364
未収金	10,842	預り金	523,047
前払費用	1,161,516	引当金	5,890,600
固定資産	19,169,458	退職給与引当金	5,890,600
器具及び備品	4,063,336	基本金	21,171,536
減価償却累計額	△2,002,078	基本金	21,171,536
計	2,061,258		
電話加入権	133,200		
敷金保証金	16,975,000		
合 計	28,218,597	合 計	28,218,597

10. 損益計算書（平成 23 年度・概要版）

【年金経理】

（単位：円）

借 方		貸 方	
事業支出	1,000,501,950	事業収入	241,912,944
年金給付	994,998,150	掛金	645,276
死亡一時金給付	2,627,400	利息及び配当金	241,267,668
脱退一時金給付	2,876,400		
繰入金	81,196,842		
業務会計へ繰入	81,196,842		
事業外支出	443,781		
貸倒引当金繰入額	194,256		
雑支出	249,525		
支払準備金	166,751,000	支払準備金	177,233,000
当期末支払準備金	166,751,000	前期末支払準備金	177,233,000
責任準備金	10,522,458,000	責任準備金	10,806,880,000
当期末責任準備金	10,522,458,000	前期末支払準備金	10,806,880,000
		不足金	545,325,629
		当期不足金	545,325,629
合 計	11,771,351,573	合 計	11,771,351,573

【業務経理】

(単位：円)

借 方		貸 方	
事業支出	80,950,486	事業収入	13,644
人件費	44,404,818	利息及び配当金	13,644
役員報酬	8,265,040		
職員給与	31,258,234		
福利厚生費	4,881,544		
物件費	36,545,668		
旅費	746,830		
事務費	7,134,884		
減価償却費	240,459		
賃借料	14,470,241		
光熱水料	415,106	受入金	81,196,842
委託費	7,170,477	年金経理からの受入金	81,196,842
諸謝金	2,865,510		
公租公課	81,150		
交際費	52,500		
交通費	29,310		
会議費	35,280		
雑役務費	1,010,520		
繰入金	1,949,000		
雑費	344,401		
事業外支出	260,000		
雑支出	260,000		
合 計	81,210,486	合 計	81,210,486

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券…償却原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの…期末日の市場価格に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの…移動平均法に基づく原価法
- (2) 特定金銭信託及び指定金銭信託の評価方法  
売買目的有価証券…期末日の市場価格に基づく時価法  
(売却原価は移動平均法により算定)  
その他有価証券…期末日の市場価格に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- (3) 固定資産の減価償却方法  
法人税法の耐用年数を採用し、定額法により行っている。
- (4) 引当金の計上基準  
①貸倒引当金  
掛金の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上している。  
②退職給与引当金  
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額の全額を計上している。
- (5) その他財務諸表作成のための重要な事項  
消費税の会計処理方法  
税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 漁船保険中央会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区内幸町1-2-2	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.ghn.or.jp
	業務及び財務等に関する資料	http://www.ghn.or.jp/soshiki/index.html
設立根拠法	漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省(担当課)	農林水産省水産庁漁政部漁業保険管理官	
設立年月日	昭和28年1月20日	民間法人化年月日 平成14年4月1日
沿革	年 月	事 項
	昭和28年8月	漁船保険事故に係る損害調査事業開始
	昭和35年5月	漁船検診技師を設置し、小型漁船の機関等検診事業開始
	昭和41年7月	国の再保険特別会計の剰余金12億円の交付を受け、漁船保険振興事業実施
	昭和48年7月	同剰余金35億円の交付を受け、漁船保険振興事業を拡充
		漁船積荷保険再保険事業試験実施
	昭和51年10月	漁船船主責任保険再保険事業試験実施
	昭和53年7月	海外操業漁船損害補償事業実施
	昭和56年10月	漁船船主責任保険再保険事業本格実施及び同補完再保険事業実施並びに漁船乗組船主保険再保険事業開始
	昭和58年10月	漁船積荷保険補完再保険事業実施
	平成元年10月	漁船船主責任保険再保険事業に乗客損害を追加
	平成5年10月	遠洋漁業漁船積荷保険事故防止事業実施
	平成11年10月	普通保険再保険事業、漁船積荷保険再保険事業並びに任意保険再保険事業実施
平成12年3月	転載積荷保険の実施に伴い、遠洋漁業漁船積荷保険事故防止事業を廃止	
平成13年7月	損害調査料の徴収を廃止	
平成14年3月	漁船検診事業を廃止	
平成14年4月	民間法人化	

事業の目的	指導事業、普通保険等再保険事業等の実施を通じて、漁船保険事業の健全な発達を図ること。
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁船保険等及び任意保険の保険料率の算出</li> <li>2 漁船保険等及び任意保険に係る事故・損害の発生予防・防止に関する事項の調査、指導並びに助成</li> <li>3 海外における漁船の安全操業を確保するための情報の提供及び当該漁船に係る損害の補償</li> <li>4 会員の委託によって行う漁船保険等の引受のための漁船の調査及び任意保険引受のための漁船その他船舶の調査並びに当該漁船保険等及び任意保険に係る事故・損害の調査</li> <li>5 漁船保険等及び任意保険の普及宣伝</li> <li>6 会員職員の指導及び福利厚生</li> <li>7 機関誌の発行及び図書出版</li> <li>8 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業、漁船積荷保険再保険事業、任意保険再保険事業、漁船船主責任保険補完再保険事業及び漁船積荷保険補完再保険事業</li> <li>9 漁船保険事業等及び任意保険事業の健全な発達を図るための調査、指導並びに助成</li> <li>10 前各号に付帯する事業</li> </ol>

### 2. 事務・事業の概要等

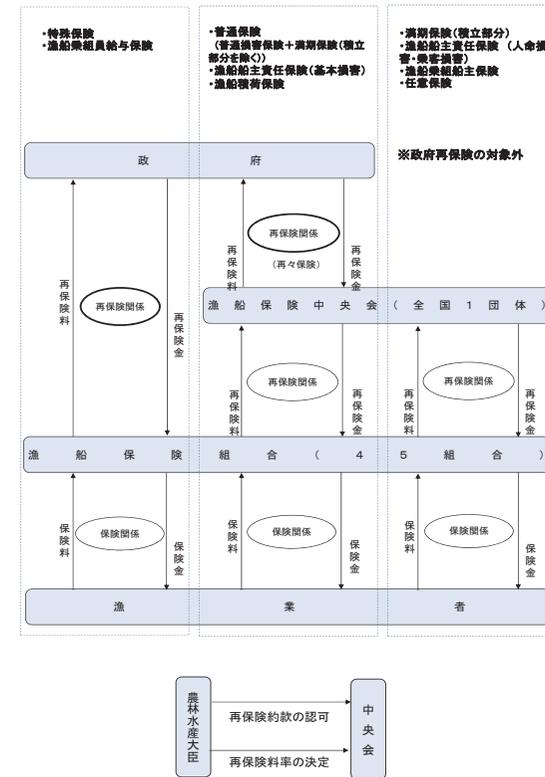
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
一般事業	漁船保険事業の健全な発達を図るため、普及宣伝等を実施。	・カレンダー、手帳等の作成配布 ・機関紙の発行等	-	48,361
	漁船損害等補償法第132条第4号、第5号	-		一般勘定
再保険事業	普通保険(普通損害保険、満期保険、漁具特約)、漁船積荷保険、漁船船主責任保険(基本損害、乗客損害、人命損害)、漁船乗組船主保険及び任意保険(転載積荷保険、プレジャーボート責任保険)の再保険事業等を実施。	【平成23年度】 ○普通保険 ・引受隻数174,318隻 ・支払件数61,592件 ○漁船積荷保険 ・引受隻数568隻 ・支払件数30件 ○漁船船主責任保険(基本損害) ・引受隻数172,179隻	-	76,767,258

		・支払件数 2,226 件等		
	漁船損害等補償法第 132 条第 7 号～第 10 号、第 138 条の 2、第 143 条の 2、第 143 条の 12 及び第 143 条の 18	—		再保険事業 勘定
海外操業漁船 救済事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における漁船の安全操業を確保するための情報提供</li> <li>・当該漁船に係る損害の補償（外国の捕獲、だ捕、抑留その他の処分又は襲撃により生じた損害に救済金を支払う。）</li> </ul>	<b>【平成 23 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「海外漁業情報」の提供</li> <li>・加入 473 隻</li> <li>掛金 105,548 千円</li> <li>支払 1 件</li> <li>救済金 108,000 千円</li> </ul>	—	300,912
	漁船損害等補償法第 132 条第 2 号	—		海外勘定
漁船保険振興 事業	漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和 41 年法律第 46 号、昭和 48 年法律第 55 号）に基づき交付された交付金（47 億円）の運用益をもって、以下の事業を実施。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 海難防止助成事業 漁船の海難救助に係る出動手当の一部を助成</li> <li>② 無事故漁船報償事業 無事故漁船に対し報奨金を交付</li> <li>③ 漁船保険推進対策事業 漁協協力報奨事業、漁船保険事務研修事業、漁船保険事務説明会に係る事業費の一部を助成</li> </ol>	<b>【平成 23 年度】</b> ①公益社団法人日本水難救済会に対し、1,000 千円助成  ② 無事故漁船 6,019 隻に、報奨金 24,128 千円交付  ③漁船保険組合に 44,708 千円を交付	—	69,836
	漁船損害等補償法第 137 条の 2、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和 41 年法律第 46 号）附則第 5 項及び漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 55 号）附則第 3 項	—		振興勘定

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

漁船保険等の保険・再保険関係



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	21,958,940	20,217,640	19,422,249	18,899,112	54,945,327	
内 訳	事業収入額	21,958,940	20,212,501	19,422,249	18,883,878	50,832,447
	国等からの補助金等収入額	-	5,139	-	15,233	4,112,880
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1：事業収入額は、期首の戻入額を除いている。

注2：事業収入額・国等からの補助金等収入額を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

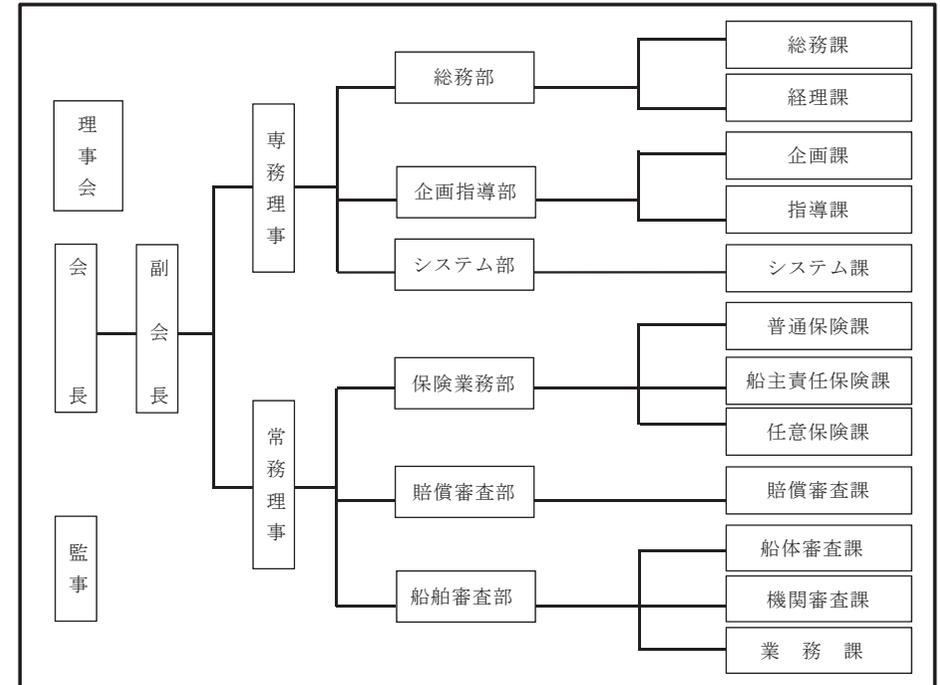
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
交付金	漁船保険中央会交付金	-	-	5,080,136
	漁船損害等補償法に基づき行われる普通損害保険等について、加入に必要な保険料の一部を国庫負担し、加入者負担を軽減することにより、加入の増大を図り、もって漁船保険事業の健全かつ円滑な運営に資する。	国が行う保険料の一部負担について、この保険料国庫負担分と漁船保険中央会が国に支払う再々保険料相当額との差額を交付。		農林水産省
補助金	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等事業費補助金	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業	第三者分配	4,112,880
	東日本大震災による被災漁業者への確実な支援の実施。	東日本大震災による損害が発生したことに伴い、漁船保険組合が支払う保険金の自己責任部分支払額が保有準備金等を超過した場合において、その超過分についての財源支援等を行う。		農林水産省

注：漁船保険中央会交付金は、漁船損害等補償法第140条の規定による国からの保険料の国庫負担分と漁船保険中央会が国に支払う再々保険料相当額との差額であるという性格から、上記「(2) 収入の状況」の「国等からの補助金等収入額」欄に計上していない。

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
漁船保険組合	漁船損害等補償法第131条	45組合

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長理事	非常勤	1人	-	3年	1人	2期	1人	0人	-
副会長理事	非常勤	3人	-	3年	2人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-

	常勤		68歳(注1)	3年	1人	2期	1人	0人	-
専務理事	常勤	1人	68歳(注1)	3年	1人	2期	1人	0人	-
常務理事	常勤	1人	65歳(注1)	3年	1人	2期	1人	0人	-
理事	非常勤	11人	-	3年	11人	1期	6人	1人	水産庁 次長
						2期	3人		
						3期	2人		
代表監事	非常勤	1人	-	3年	1人	1期	1人	0人	-
監事	非常勤	2人	75歳(注2)	3年	2人	1期	2人	0人	-

注1：各在任年齢（定年）は、会員たる組合の理事以外から選出された「常勤理事」のもの。

注2：各在任年齢（定年）は、会員たる組合の理事以外から選出された「非常勤役員」のもの（該当1人）。

なお、注1及び注2以外の会員たる組合の理事から選出された「役員（理事と監事）」の在任年齢は、役員候補推せん会員が定める規程に準ずる年齢までである。

#### 7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	45,233	-	-	45,233
非常勤	17,945	-	-	17,945
合計	63,178	-	-	63,178

#### 8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	47人
非常勤	定数	-	
	現員	0人	

#### 9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（総勘定）

（単位：円）

資産合計	56,246,023,112	負債計	16,836,207,096
		純財産計	39,409,816,016
		負債・純財産合計	56,246,023,112

#### 10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

### 損益計算書

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

（単位：円）

勘定科目	勘定区分
------	------

	合計	再保険事業勘定	一般勘定	振興勘定	海外勘定
保険・救済勘定					
(収益)					
収益計	79,047,637,643	78,774,339,483	-	-	273,298,160
(費用)					
費用計	71,535,838,245	71,337,342,153	-	-	198,496,092
利益（-損失）	7,511,799,398	7,436,997,330	-	-	74,802,068
業務勘定					
(収益)					
収益計	5,245,616,427	5,033,917,920	56,821,809	72,861,981	82,014,717
(費用)					
費用計	5,650,527,891	5,429,915,750	48,360,608	69,835,695	102,415,838
利益（-損失）	-404,911,464	-395,997,830	8,461,201	3,026,286	-20,401,121
総利益（-総損失）	7,106,887,934	7,040,999,500	8,461,201	3,026,286	54,400,947

注：当年度は、東日本大震災による支払保険金・支払備金の戻入額の増額の影響を受け、通常年度に比べ収益・費用共に400億円程度多くなっている。

#### 11. 重要な会計方針（平成23年度）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
個別法による原価法に基づく。
2. 固定資産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、固定資産は定額法による直接償却。  
原価償却累計額は、器具・備品 166,954,284円（再保険事業勘定及び海外勘定合計）、ソフトウェア 226,756,830円（再保険事業勘定）である。
3. 引当金の計上基準  
役職員の退職給与の支払に充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。

#### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

- (1) 基金拠出を行っているもの  
該当なし
- (2) 出資を行っているもの  
該当なし

## 全国漁業共済組合連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 6F		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.gyosai.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.gyosai.or.jp/houoku/index.html	
設立根拠法	漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	農林水産省水産庁漁政部漁業保険管理官		
設立年月日	昭和39年10月19日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和25年12月	水産業協同組合法改正に伴い全国水産業協同組合共済会が設立。	
	昭和32年10月	全国水産業協同組合共済会が漁業共済事業の試験実施を開始。	
	昭和39年10月	漁業災害補償法の制定に伴い全国漁業共済組合連合会が設立され、漁業共済制度が本格実施。	
	昭和42年7月	漁災法第1次改正（国の保険事業創設等）	
	昭和49年5月	漁災法第2次改正（義務加入制の導入、赤潮特約制度の創設、のり特定養殖共済の試験実施等）	
	昭和57年5月	漁災法第3次改正（義務加入対象範囲の拡大、漁獲共済の長期共済の創設等）	
	昭和63年5月	漁災法第4次改正（漁協一括契約方式の導入、のり特定養殖共済の本格実施等）	
	平成7年3月	漁災法第5次改正（漁獲共済の漁業者集団契約方式の導入、養殖共済の長期共済の創設等）	
	平成14年4月 平成14年6月	民間法人化 漁災法第6次改正（漁船漁業のトン数別加入区分の統合、契約用件の緩和、養殖共済の特定病害不てん補方式の導入、漁業施設共済の創設等）	
平成21年5月	漁災法第7次改正（養殖共済の全病害不てん補方式の導入、養殖共済の対象養殖業の追加等）		
事業の目的	会員たる漁業共済組合の組合員を構成する中小漁業者のため		

	に、漁業災害補償法の規定に基づき、漁業再共済事業及び地域再共済事業を行うこと。
主な事務・事業の内容	漁業共済組合が行う漁業共済事業に関する漁業再共済事業、地域再共済事業及び資源管理・漁業所得補償対策のうち漁業収入安定対策事業。

### 2. 事務・事業の概要等

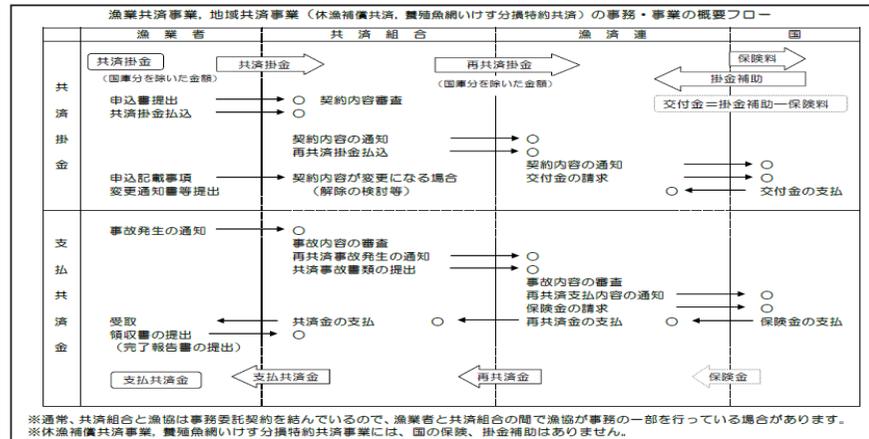
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
漁業再共済事業	<b>【漁獲共済】</b> 漁船漁業を主な対象とし、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補填する。 <b>【養殖共済】</b> 魚類養殖業を主な対象とし、養殖水産動物の死亡、流出等による損害を補償する。 <b>【特定養殖共済】</b> 貝類、藻類養殖業を主な対象とし、特定の養殖業について、生産金額が減少し、かつ、生産数量が一定量に達しない場合の損失を補償する。 <b>【漁業施設共済】</b> 供用中の養殖施設又は漁具（定置網、まき網）の損壊等による損害を補償する。 ・漁業災害補償法第138条 ・全国漁業共済組合連合会共済規程	（平成23年度） <b>【漁獲】</b> 引受件数：14,071  <b>【養殖】</b> 引受件数：5,554  <b>【特定養殖】</b> 引受件数：5,314  <b>【漁業施設】</b> 引受件数：22,219	-	40,719,973 【漁獲】 17,660,157 【養殖】 6,754,433 【特定養殖】 11,096,140 【漁業施設】 5,209,242
	地域再共済事業	<b>【休漁補償共済】</b> 漁業共済組合が独自に実施する休漁補償共済の再共済事業。 <b>【養殖魚網いけす分損特約共済】</b> 漁業共済組合が独自に実施する養殖魚網いけす分	（平成23年度） <b>【休漁補償】</b> 引受件数：1,015  <b>【養殖魚網いけす】</b> 引受件数：8	-

	損特約共済の再共済事業。 ・漁業災害補償法第196条の18 ・全国漁業共済組合連合会地域共済規程			
--	--	--	--	--

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

○漁業再共済事業、地域再共済事業



注1：事業収入額等を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

注2：「事業収入額」は、期首の戻入額を除いている。また、団体損失補填金（平成19年度）及び経営安定対策受入手数料（平成23年度）を差し引いていない。

注3：「事業収入額」には、平成20年度から平成23年度まで国から交付された「漁業経営安定対策事業」の契約者積立金及び当該事業に関する利息収入（契約者積立金のほか、国庫補助積立金に伴うもの。）を含む（「1,428百万円（平成20年度）」、「4,127百万円（平成21年度）」、「4,726百万円（平成22年度）」、「10,775百万円（平成23年度）」）。

注4：平成19年度、20年度に実施した「漁業共済基盤強化事業」及び平成21年度から23年度に実施した「環境変化特別対策事業」に関する補助金については、加入漁業者に対する掛金補助については、加入漁業者に交付せず、最終的に当該法人がこの未収金を国から交付金として受入れしているものであるため、「国等からの補助金等収入額」には事務費補助の補助金額のみ計上している。

注5：「国等からの補助金等収入額」には、平成20年度から平成23年度まで国から交付された「漁業経営安定対策事業」の基金造成資金を含む。なお、当該法人は、事務費補助の補助金額を除いた額（「3,002百万円（平成20年度）」、「5,002百万円（平成21年度）」、「2,968百万円（平成22年度）」、「39,268百万円（平成23年度）」）を預り金として別途管理しており、財務諸表上、事業収入としていない。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
交付金	漁業共済再共済金支払資金借入金利子交付金	漁業共済再共済金支払資金借入金利子交付金	交付金	34,662（※）
	漁獲、養殖、特定養殖、施設共済に係る未収保険金分の借入金の利子補給。	平成22～23年度における漁業共済事業の収支等を予測し、全国漁業共済組合連合会に対し、保険金の未受額額に相当する農林漁業信用基金からの借入金に係る利子相当額を交付する。		農林水産省
補助金	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業費補助金	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業	第三者分配	70,614
	東日本大震災による被災漁業者への確実な支援の実施。	東日本大震災による損害が発生したことに伴い、漁業共済組合が支払う共済金の自己責任部分支払額が保有準備金等を超過した場合において、その超過分についての財源支援等を行う。受入補助金の全額を支援金として被災組合に支払っている。		農林水産省
補助金	漁業収入安定対策事業等補	漁業収入安定対策事業	基金造	

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	1,328,700	1,328,700	1,328,700	1,328,700	1,328,700
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	1,328,700	1,328,700	1,328,700	1,328,700	1,328,700
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	16,405,273	22,259,336	27,238,240	29,977,950	83,027,706	
内訳	事業収入額	15,452,484	18,141,243	21,150,854	25,902,591	42,144,196
	国等からの補助金等収入額	260,460	3,356,546	5,262,276	3,177,017	40,208,305
	国等との契約に基づく総収入額	22,421	21,452	12,832	85,123	0
	管理収入額	669,908	740,095	812,277	813,220	675,205

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

	助金(収入安定対策)		成及び事務費補助	(39,268,482) 699,134	
	計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業災害補償法に基づき実施する漁業共済や漁業共済の経営安定機能に上乗せする形での収入安定対策を活用した支援等を実施することにより、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図る。	漁業者と国による拠出金(漁業者1:国3)を積立て、生産金額が一定基準を下回った場合に、当該積立金から補てんを行う。			農林水産省
補助金	漁業収入安定対策事業等補助金(経営安定対策)	漁業経営安定対策事業		75,053	
	水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組める環境を整備する。	水産物の安定供給を担うべく積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能を補完する形で、漁業者の拠出を基本として、国費も併せた積立を行い、生産金額が一定基準を下回った場合に当該積立金の取り崩しにより補填を行う。	事務費補助		農林水産省
補助金	漁業共済事業実施費等補助金	漁業共済利用持続的経営確立対策事業		39,083	
	漁業災害補償法に基づいて漁業共済団体が行う漁業共済事業の円滑な運営を図ること。	・持続的な漁業経営の確立に係る制度運営との調査企画及び調整指導 ・普及推進協議会等活動	事務費補助		農林水産省
補助金	水産関係民間団体事業補助金	漁業共済経営環境変化特別対策事業		16,447	
	漁業共済制度の安定的な事業運営を確保し、併せて収支の健全化を図るため、大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果がある契約方式への誘導及び大災害により被災した漁業者の加入促進を図ること。	大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果がある契約方式を選択した漁業者、及び大災害により被災した漁業者に対し共済掛金の上乗せ助成を実施する。	事務費補助		農林水産省

交付金	漁業共済組合連合会交付金	—		4,657,724
	漁業災害補償法に基づき運営される漁業再共済事業について、加入に必要な共済掛金の一部を国庫補助し、加入者負担を軽減することにより、加入の増大を図り、もって漁業再共済事業の健全かつ円滑な運営に資する。	加入漁業者に対する共済掛金の国庫補助を実行するために、国における事務量合理化の見地から、これと全国漁業共済組合連合会が国に支払う保険料相当額を相殺する。	—	農林水産省

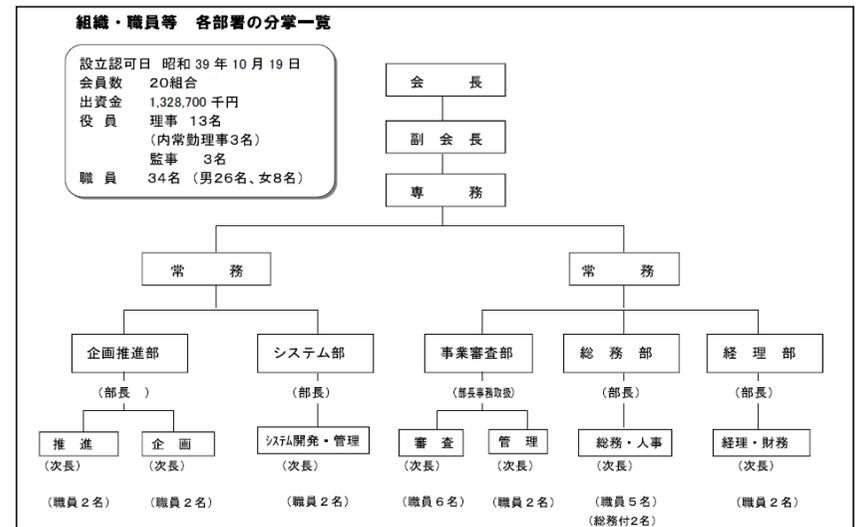
注：漁業共済組合連合会交付金は、漁業災害補償法第196条の規定による国からの共済掛金の国庫負担分と全国漁業共済組合連合会が国に支払う保険料相当額との差額であるという性格から、上記「(2)収入の状況」の「国等からの補助金等収入額」欄には計上していない。

※ 当該事業の平成23年度不足額4,829千円が、平成24年度補助金として交付されている。

#### (国等からの委託費の状況(平成23年度))

該当なし

#### 4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
漁業共済組合	漁業共済組合であること。	20

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	※	3年	1人	2期	1人	0人	—
副会長	非常勤	3人以内	※	3年	2人	2期	2人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	3年	1人	1期	1人	0人	—
常務理事	常勤	2人以内	65歳	3年	2人	1期	2人	1人	水産庁増殖推進部付 (元水産庁漁業保険課長)
理事	非常勤	13人	※	3年	7人	1期	7人	0人	—
監事	非常勤	3人	※	3年	3人	1期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—

※「役員在任年齢規程」第2条の規程により、常勤役員は65歳まで、非常勤役員は出身会員の定める規程に準ずる年齢までとされている。

注：理事の定数は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の定数を含むものである。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	42,600	—	—	42,600
非常勤	12,035	—	—	12,035
合計	54,635	—	—	54,635

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	34人(※)
非常勤	定数	—	
	現員	—	

※囑託含む。

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：円）

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	68,051,964,238	流動負債	62,262,131,872
固定資産	1,539,529,559	固定負債	1,811,382,189
		資本（純財産）計	5,517,979,736
合計	69,591,493,797	負債及び資本（純財産）合計	69,591,493,797

10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

損 益 計 算 書

自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日

（単位：円）

科目	区分	総 合	事 業 別					
			漁獲	養殖	特定	施設	管理	地域（注）
事業収益計		42,777,027,361	18,039,667,514	7,099,104,346	11,679,266,714	5,406,644,340	—	552,344,447
事業費用計		41,458,791,490	17,660,157,080	6,754,433,024	11,096,140,580	5,209,242,352	—	738,818,454
差引事業部門損益		1,318,235,871	379,510,434	344,671,322	583,126,134	197,401,988	—	△186,474,007
管理収益計		1,981,433,382	—	—	—	—	1,968,157,173	13,276,209
管理費用計		1,840,984,204	—	—	—	—	1,818,213,942	22,770,262
差引管理部門損益		140,449,178	—	—	—	—	149,943,231	△9,494,053
当期剰余金		1,458,685,049	379,510,434	344,671,322	583,126,134	197,401,988	149,943,231	△195,968,060

注：休業補償、分損特約及び管理の3区分の計を記載

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

(5) 事 業 者 団 体



## 全国農業会議所

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.nca.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.nca.or.jp/document/index.html	
設立根拠法	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	農林水産省経営局農地政策課		
設立年月日	昭和29年11月11日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年月	事項	
	昭和29年11月 平成14年4月	全国農業会議所設立認可 特別の法律により設立される民間法人化	
事業の目的	会員の意見を総合し、農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与すること（全国農業会議所定款第1条）。		
主な事務・事業の内容	<p>（農業委員会等に関する法律第59条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。</li> <li>2 農業及び農民に関する情報提供を行うこと。</li> <li>3 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。</li> <li>4 都道府県農業会議の行う第40条第2項の業務につき指導及び連絡を行うこと。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するため必要な業務</li> </ol>		

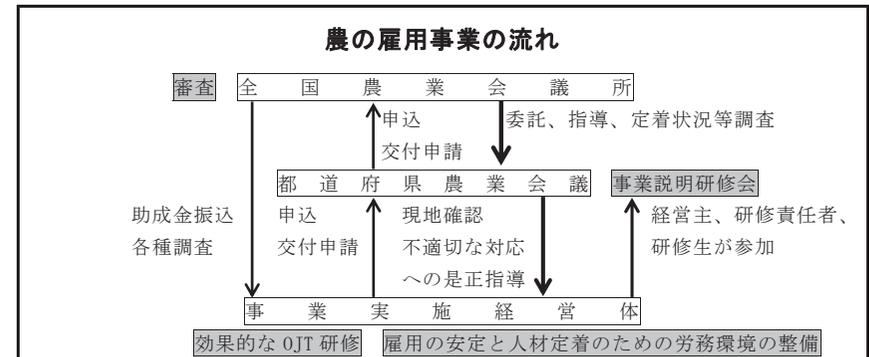
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

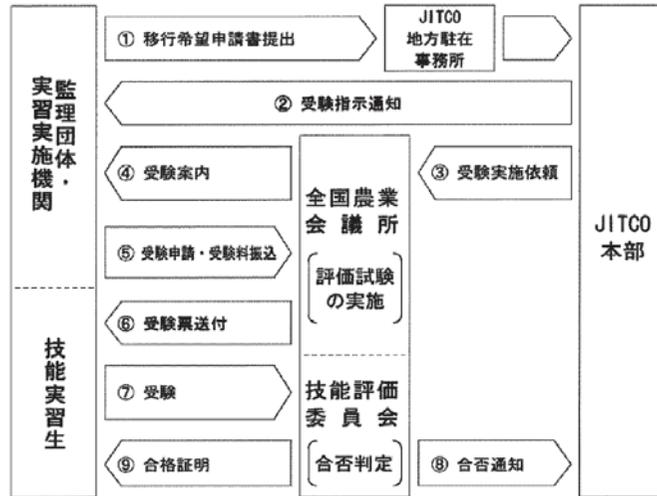
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
農の雇用事業	若者等の就農を促進し、将来の農業の担い手を確保・育成するため、農業法人等の経営体が農業経験の少ない者を雇用して、技	(平成23年度) ・研修生2,067人 ・経営体数1,517	-	8,783,545

	術や経営ノウハウを身につけさせるために行う実践的な研修に要する費用の一部を助成する。			
	農業委員会等に関する法律第59条	-		農の雇用事業会計
外国人農業技能評価試験、農業技術検定等	会員の意見を総合し、農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、種々の事業を実施する。	(平成23年度) ・外国人農業技能評価試験 実施回数1,014回、 受験者数6,133人 ・農業技術検定 実施回数2回、 受験者数19,950人等	有	488,398
	農業委員会等に関する法律第59条、定款第1条	-		一般会計

#### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

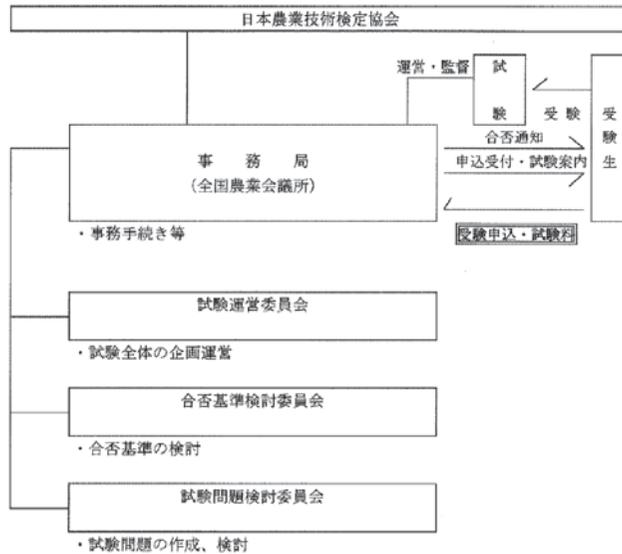


＜外国人農業技能評価試験の流れ＞



※JITCO:公益財団法人国際研修協力機構

＜日本農業技術検定試験の流れ＞



### 3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位: 千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位: 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,498,859	12,985,057	17,051,095	5,118,377	6,914,186	
内訳	事業収入額	2,180,276	2,163,993	2,233,966	2,082,115	1,930,689
	国等からの補助金等収入額	318,583	10,821,064	14,817,128	3,036,261	4,983,498
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1: 決算書による。

注2: 事業収入額・国等からの補助金等収入額を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

注3: 総収入額には、基金造成のための補助金及び運用収入を含む。

国等からの補助金には、基金造成のための補助金を含む。

注4: 平成22年度には、「農業経営支援緊急対策保証料助成金交付事業」の終了に伴い、「165,544千円」を国庫返納。

注5: 平成22年度に、「雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業」における基金残高の見直しにより、「200,000千円」を国庫返納。

注6: 平成22年度に、「農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業」における基金残高の見直しにより、「300,000千円」を国庫返納。

注7: 平成23年度に、「農の雇用事業」における基金残高のうち、「1,714,593千円」を国庫返納。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

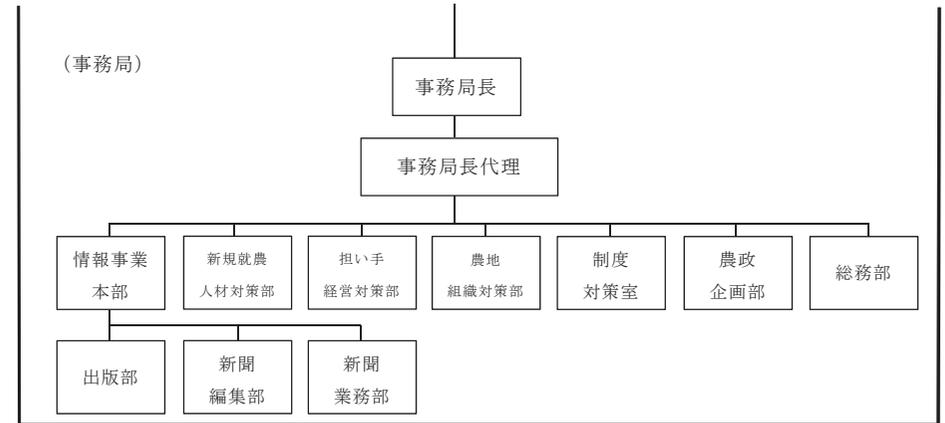
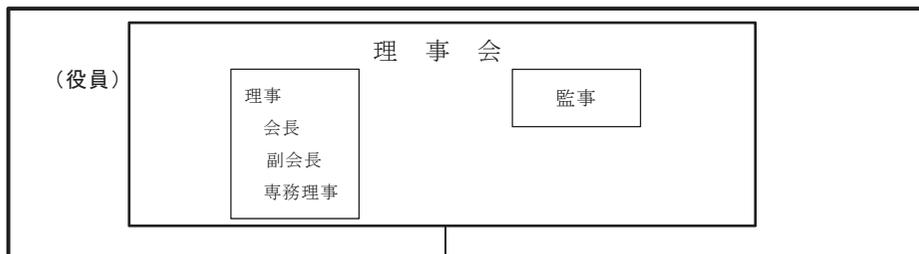
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	農地制度実施円滑化対策事業費補助金	①情報収集・分析事業、 ②情報提供・指導事業	その他	14,023
	農業及び農業者に関する調査、農地制度等に関する研修、農業委員会の事務実施の適正化に向けた支援を行い、農地	①農業及び農民に関する調査及び研究 ・田畑買収価格や農業労働事情等、農業構造に関する全国的な基礎調査を行い、調査結果を公		農林水産省

	を適切に利用する者を確保し、農地の有効利用を図る。	表。 ②都道府県農業会議所が行う農業委員会等に関する法律第40条第2項の業務に関する指導 ・担当者向けの研修会開催、文書の発出、電話による指導・連絡を実施。		
補助金	農の雇用促進対策資金	農の雇用事業	その他	4,807,570
	若者等の就農を促進し、将来の農業の担い手を確保・育成する。	農業法人等の経営体が農業経験の少ない者を雇用して、技術や経営ノウハウを身につけさせるために行う実践的な研修を実施。		農林水産省
補助金	食料安全保障確立対策事業費補助金	外国人技能実習受入れ適正化支援事業	その他	59,305
	外国人技能実習生の受入れ体制づくりや適正な技能実習計画の策定に対する支援、事業分野の実態を踏まえた技能実習生及び農家等に対する適切な助言等の措置を講ずることにより、外国人技能実習制度の運営の適正化を図る。	外国人技能実習生の受入れ体制づくりや適正な技能実習計画の策定に対する支援、事業分野の実態を踏まえた技能実習生及び農家等に対する適切な助言等の措置。		農林水産省

(国等からの委託費の状況(平成23年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額(千円)	委託府省名
農業雇用改善推進事業	新規就業者の増加と農業での定着を図るため、農業法人等に対して雇用や労務管理に関する相談、助言、指導などを行い、雇用環境を整備していくもの。	94,100	厚生労働省
独立行政法人 農業者年金基金運営費交付金業務経費	農業者年金のPRと加入促進。	8,500	独立行政法人 農業者年金基金

4. 組織図



5. 会員の概要(平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
1号会員	都道府県農業会議(農業委員会等に関する法律第60条第1項第1号)	47 法人
2号会員	全国農業協同組合中央会、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会(同法第60条第1項第2号)	6 法人
3号会員	農業の改良発達を図ることを目的とする団体(同法第60条第1項第3号)	12 団体
4号会員	農業に関し学識経験を有する者等(同法第60条第1項第4号)	8 人

6. 役員の概要(平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(※)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	74歳	3年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	2人	86歳	3年	2人	2期	1人	0人	—
			64歳			1期	1人		
専務理事	常勤	1人	61歳	3年	1人	3期	1人	0人	—
理事	非常勤	10人	52~85歳	3年	10人	3期	1人	3人	・自治省消防庁次長 ・内閣総理大臣補佐官 郵政大臣官舎準備室長
						2期	5人		

						1期	4人		・フランス国 駐衛特命全権 大使
監事	非常勤	2人	66歳	3年	2人	1期	2人	0人	—

※役員在任年齢規程：常勤役員は原則満70歳まで、非常勤役員は原則役員選出委員が定める規程に準ずる年齢又は満80歳まで

### 7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額（※）
常勤	10,440	—	5,937	16,377
非常勤	6,400	—	—	6,200
合計	16,840	—	5,937	22,577

※非常勤役員1名が報酬を辞退

### 8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	62人
非常勤	定数	—	
	現員	4人	

### 9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日時点

（単位：円）

借方		貸方	
流動資産	140,341,649	流動負債	119,257,511
固定資産	153,344	剰余金	21,237,482
合計	140,494,993	合計	140,494,993

注：一般勘定のみ。新聞会計ほか7会計は省略。

### 10. 収入支出決算書（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

会計	一般	新聞	出版	退職給与積立金	業務調整積立金	省エネ ギー・ 低コスト 経営 支援緊急 対策 利子助 成金交	農の雇 用事業	雇用創 出経営 支援緊急 対策 利子助 成金交 付事業	農業経 営維持 安定支 援緊急 対策利 子助成 金交付 事業

項目						付事業			
収入	509,636	1,085,949	414,235	36,565	2,279	854,166	8,783,545	1,017,014	75,338
支出	488,398	1,084,358	411,394	36,565	2,279	854,166	8,783,545	1,017,014	75,338
次年度繰越金	21,237	1,591	2,841	0	0	0	0	0	0

注：収入・支出を四捨五入している関係から、次年度繰越金と必ずしも一致しない。

### 11. 重要な会計方針（平成23年度）

- 有価証券の評価基準および評価方法について
  - 売買目的有価証券は、時価法。
  - 満期保有目的有価証券は、取得原価。ただし、債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合は、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法。
  - その他の有価証券は、取得原価。

なお、現在保有する有価証券は、その他の有価証券(会員権)を除いて、すべて満期保有目的有価証券である。
- 棚卸資産の評価基準および評価方法について
 

販売用図書は、売価還元法による原価法。  
貯蔵品等は、先入先出法による原価法。
- 固定資産の減価償却方法について
 

有形固定資産は、定率法。ただし、建物、構築物は定額法。  
無形固定資産は、定額法。

なお、減価償却累計額は次のとおり。

有形固定資産	45,624,353 円
無形固定資産	103,181,158 円
計	148,805,511 円
- 引当金の計上基準について
  - 貸倒引当金
 

債権の貸倒による損失に備えるため、法人税法の基準に基づく貸倒見込額のほか、債券回収の難易等を検討して、貸倒見積高を計上する。
- 消費税の会計処理について
 

消費税の会計処理は税込方式による。

### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし

## 全国農業協同組合中央会

### 1. 法人概況

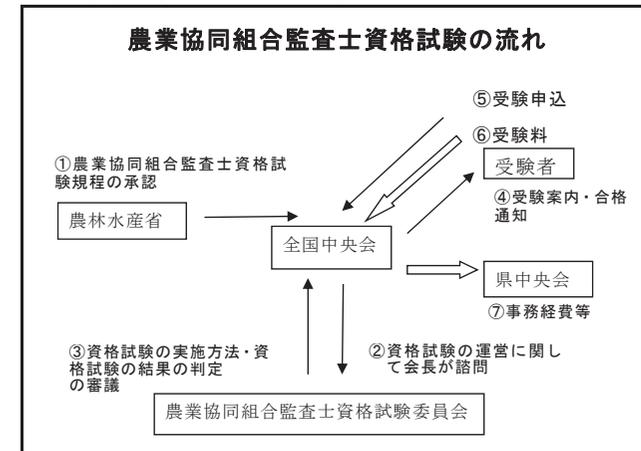
所在地	東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.zenchu-ja.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.zenchu-ja.or.jp/about/organization	
設立根拠法	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	農林水産省（経営局協同組織課）		
設立年月日	昭和29年11月29日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事項	
	昭和22年11月	農業協同組合法 公布	
	12月	農業協同組合法 施行	
	昭和23年11月	全国指導農業協同組合連合会 設立	
	昭和29年6月	中央会制度の新設（農業協同組合法の改正）	
	11月	全国農業協同組合中央会 設立（現在に至る）	
昭和30年3月	全国指導農業協同組合連合会 解散		
事業の目的	組合（※）の健全な発達を図ること（農業協同組合法第73条の15）。 ※組合とは、同法第5条により、農業協同組合及び農業協同組合連合会のことを指す。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組合の組織、事業及び経営の指導</li> <li>2. 組合の監査</li> <li>3. 組合に関する教育及び情報の提供</li> <li>4. 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停</li> <li>5. 組合に関する調査及び研究</li> <li>6. 上記1から5の事業のほか、全国農業協同組合中央会の目的を達成するために必要な事業</li> <li>7. 組合に関する事項について、行政庁への建議</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		
農業協同組合監査士資格試験	農業協同組合法第73条の38により、「中央会は組合の監査に当たるために農業協同組合監査士を置かなければならない。」とあり、農業協同組合法施行規則第222条では「農業協同組合監査士の資格は、全国中央会が行う資格試験に合格すること。」と規定していることから、資格試験の事務を執り行う。試験は毎年9月に全国5会場で実施している。	平成23年度の実施状況 実施日：平成23年9月1日～2日 申込者：528人 受験者：513人 合格者：130人 合格率：25.3%	有	16,356
	農業協同組合法施行規則第222条	—		

#### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	5,456,968	5,064,234	5,321,287	5,594,467	5,437,922	
内 訳	事業収入額	4,220,197	4,231,246	4,669,219	5,234,384	5,304,402
	国等からの補助金等収入額	1,236,771	832,988	652,068	360,083	133,520
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注：事業収入額は、賦課金（全国農業協同組合中央会事業交付金を除く。）と受託事業収益（独立行政法人農業者年金からの委託費を除く。）と雑収益の合計である。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	農業経営安定事業費補助金	水田・畑作経営所得安定対策推進事業	第三者分配	113,161
	水田・畑作経営所得安定対策加入者の申請手続き等の円滑化・効率化を図るため、申請手続き等のサポートや説明会の開催を行う農協等に対し、当該業務に係る経費を補助する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国段階における申請手続き等に関する説明会の開催や、地域段階における対策加入者への相談・説明会の開催及び申請手続きに関する資料の取得支援、書類の点検・確認・整理、申請書類等の提出、積立金の納付、交付金の受領等を行う。</li> <li>補助金については、農業協同組合から報告があった支援対象者数と配分基準に基づき基礎配分単価を設定する。基礎配分単価に支援対象者数を乗じて算出した基礎</li> </ul>		

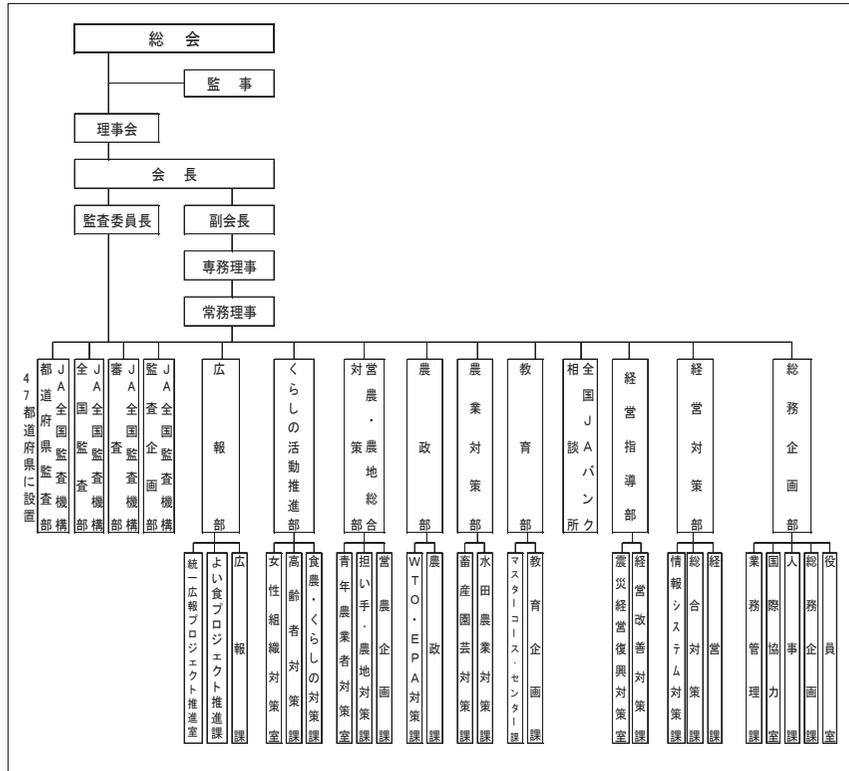
補助金		配分額を前年度の活用実績等を勘案し調整した上で農業協同組合に配分額を通知する。 事業実施期間終了後、農業協同組合が提出する事業実績報告に基づき、補助金を支払う。	負担金	14,000
	食糧安全保障確立対策事業費補助金	アジア・アフリカ農村開発機構分担金		
	アジア・アフリカ農村開発機構の運営に必要な分担金を拠出する。	アジア・アフリカ農村復興機構(AARDO、現在のアジア・アフリカ農村開発機構(AARRO))は、昭和29年に設立され、アジア・アフリカ地域の各国政府が構成員となって農村復興のために設立された。 このことについて、日本国政府の加盟が諸般の事情により困難であることを踏まえ、政府の要請により、当該法人が加盟した。このため、その分担金を補助金として受領し、同機構に支出している。		
補助金	農業経営対策事業費補助金	人権問題啓発推進事業費	事務費補助	2,108
	都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会等を対象とする研修会の開催や、啓発資料の作成・配布を通じて、農協及び全国農業協同組合連合会等の人権問題の啓発推進の取組強化に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会等を対象とする研修会の開催</li> <li>啓発資料の作成・配布</li> </ul>		

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額(千円)
		委託府省名
農業者年金総合指導事業委託事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 独立行政法人農業者年金基金が業務委託している都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会が実施する農業者年金への加入推進の特別運動に対する助言・支援</li> <li>② 都道府県農業会議及び都道府県農業協同組</li> </ul>	4,251
		独立行政法人農業者年金基金

	合中央会が設置する農業者年金総合指導員の活動に対する助言・指導及び情報提供 ③ 各種会議、研修会、現地検討会等における助言・指導 ④ 制度の普及に資する制度啓発資料等の作成・提供等	
--	--	--

#### 4. 組織図



#### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
正会員	①都道府県農業協同組合中央会、②都道府県農業協同組合中央会の正会員（農業協同組合、都道府県農業協同組合連合会）、③農業協同組合・農業協同組合連合会（②を除く）、④農林中央金庫	980

准会員	① 他の法律により設立された協同組織体たる法人で組合の行う事業と同種の事業を行い、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、その直接又は間接の構成員が主として農林漁業に従事する者であるもの ② 組合の発達を図ることを目的とし、組合の行う事業と同種の事業を行う公益法人で、その直接又は間接の構成員が組合であり、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、この会の目的達成に寄与すると認められるもの ③ 他の法律により設立された①及び②以外の法人で組合の行う事業と同種の事業を行い、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、この会に加入することが適当であると総会で認めたもの	10
-----	---	----

#### 6. 役員概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	常勤	1人	72歳	3年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	2人	72歳	3年	2人	1期	2人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	3年	1人	2期	1人	0人	—
常務理事	常勤	若干人	63歳	3年	4人	2期	2人	0人	—
監査委員長	常勤	1人	72歳	3年	1人	1期	1人	0人	—
理事	非常勤	23人	—	3年	17人	2期	4人	0人	—
監事	非常勤	3人	—	3年	3人	1期	1人	0人	—

注1：理事の定数は、専務理事、常務理事及び監査委員長を含むものである。

注2：現在、監事の在任年齢（定年）は、72歳までとされている。

#### 7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	125,531	0	0	125,531
非常勤	45,381	0	0	45,381
合計	170,912	0	0	170,912

8. 職員数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

職 員	常 勤	定数	—
		現員	198 人
	非常勤	定数	—
		現員	0 人

9. 貸借対照表（平成 23 年度・概要版）

平成 24 年 3 月 31 日現在

（単位：千円）

流動資産	3,825,414	流動負債	1,830,483
固定資産	29,403,176	固定負債	1,763,994
資産合計	33,228,590	負債合計	3,594,478
		正味財産	29,634,112
		負債及び正味財産合計	33,228,590

10. 正味財産増減計算書（平成 23 年度・概要版）

（単位：千円）

経常収益	6,778,893
経常費用	6,615,238
経常外費用	2,769
当期一般正味財産増減額	160,886
期首一般正味財産残高	822,802
期末一般正味財産残高	983,688

注：「一般会計」のみを表示している。

11. 重要な会計方針等（平成 23 年度）

なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

注：間接出資分を含め、出資比率・議決権比率が 20%以上のもの

# 日本商工会議所

## 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル6階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jccci.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jccci.or.jp/about/information.html	
設立根拠法	商工会議所法（昭和28年法律第143号）		
その他、事務・事業に関する法律	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号） 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成16年法律第143号）		
所管府省（担当課）	経済産業省経済産業政策局経済産業政策課		
設立年月日	大正11年6月29日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事項	
	明治25年9月 明治35年7月 大正11年6月 昭和3年1月 昭和18年6月 昭和25年5月 昭和28年10月 昭和29年6月  平成14年4月	商業会議所連合会設立 「商業会議所法」施行 商業会議所連合会を改編し日本商工会議所誕生 「商工会議所法」施行 「商工経済会法」施行 「(社団法人)商工会議所法」施行 現「商工会議所法」施行 現行法により日本商工会議所が特別認可法人に改編 「特殊法人等整理合理化計画」に関連して特別民間法人に改編	
事業の目的	日本商工会議所は、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によって、商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。</p> <p>(2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。</p> <p>(3) 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと。</p> <p>(4) 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと。</p> <p>(5) 国内商事取引に関して商工会議所が行なう事業に関し連絡又はあつせんを行なうこと。</p> <p>(6) 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつせんを行なうこと。</p> <p>(7) 国際商事取引の紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行なうこと。</p> <p>(8) 商工会議所が行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと。</p> <p>(9) 商工会議所が行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと。</p> <p>(10) 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと。</p> <p>(11) 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと。</p> <p>(12) 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。</p> <p>(13) 国際親善に関する事業を行なうこと。</p> <p>(14) 商工会議所が設置する施設等に係る債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと。</p> <p>(15) 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行なうこと。</p>		

(16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

## 2. 事務・事業の概要等

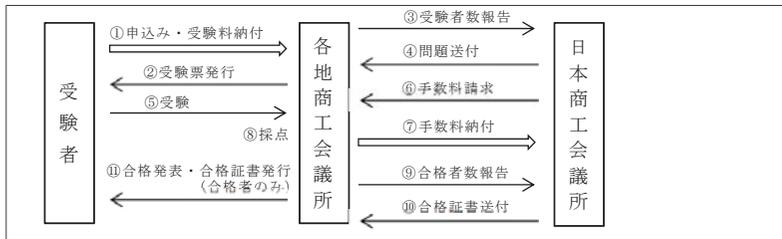
### (1) 事務・事業の概要

事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
一般事業	<p>○検定事業（全11事業） 簿記検定や販売士検定をはじめ、産業人材育成に資する検定試験を実施。平成23年度受験者数：853,620人（11事業合計）</p> <p>○頒布事業（全5事業） 商工手帳や議員・職員等記章等を各地商工会議所および各地商工会議所会員企業向けに販売。</p> <p>○手数料・使用料（全6事業） 販売士養成・資格更新など、各種資格の更新・認定手続きを実施。また、JANコード登録受付業務を実施。</p> <p>○その他事業（全17事業） 各地商工会議所の役職員を対象とした各種や中小企業向けの各種保険制度を実施しているほか、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給事務を実施。</p>		有	1,695,302
	商工会議所法 第65条第6号、第8号、第9号及び第14号 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第8条	—		一般会計
広報事業	<p>○広報 機関誌「会議所ニュース」（平成23年度：31回発行） 月刊誌「石垣」（平成23年度：12回発行）</p>		—	132,654
	商工会議所法 第65条第14号	—		広報特別会計
信用基金	<p>小規模事業者の事業の集団化、共同化等に寄与する施設を商工会議所等が自らまたは商工会議所等の指導及び助言を受ける者が設置・運営する施設整備事業の実施にあたり、必要な設備資金を民間金融機関および高度化融資実施機関から借り入れる場合に、当該借入れに係る債務を保証するもの。（平成23年度）債務保証実績なし</p>		—	67
	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第8条第2項	—		信用基金特別会計
人材対策基金事業	<p>リーマンショック後の厳しい雇用情勢の改善のため、国が定めた「中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金）交付要綱」に基づいて当所に人材対策基金を造成し、中小・小規模企業の雇用機会の創出、求人ニーズに対応する求職者とのマッチングの促進、中小・小規模企業が新たな事業展開等を図るための人材育成等を支援し、中小・小規模企業の雇用環境の整備を促進。</p>		—	12,200,570
	中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）交付要綱	—		人材対策基金特別会計
補助事業等	<p>&lt;補助事業&gt; ○小規模事業対策推進事業費補助金 &lt;委託事業&gt; ①ジョブ・カード制度推進事業 ②EPAに基づく原産地証明情報の電子的提供事業 ③国内排出削減量認証制度基盤整備事業</p>		—	2,328,089

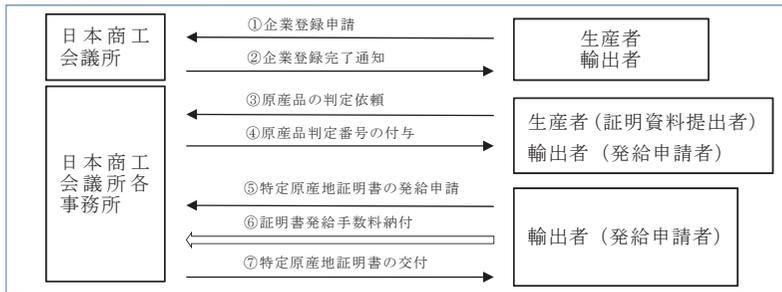
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第4条第2項（補助事業） ○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 第8条	一般会計
---	------

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 検定事業（簿記検定）



② 特定原産地証明書の発給事務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況【該当なし】

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	5,499,021	10,595,293	6,847,373	8,414,865	17,305,207	
内訳	事業収入額	1,923,157	1,851,715	2,218,758	2,345,647	2,269,141
	国等からの補助金等収入額	2,706,177	7,874,297	3,771,760	5,230,179	12,668,433
	国等との契約に基づく総収入額	23,789	24,112	24,164	23,778	23,942
	会費収入等額	845,897	845,170	832,691	815,261	2,343,691

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※「会費収入等額」欄には会費収入、雑収入を計上。また、平成23年度は東日本大震災義援金（約15.6億円）も計上。

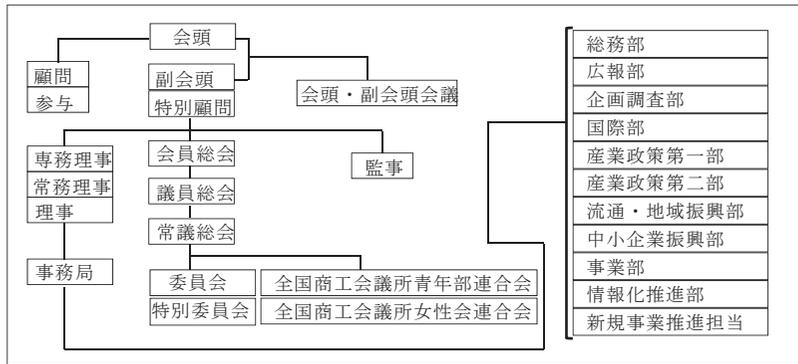
(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円) 交付府省名
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		
補助金	小規模事業対策推進事業費補助金	小規模事業対策推進事業	事務費補助 第三者分配	563,298
	本事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。	・商工会議所指導事業 ・小規模事業者新事業全国展開支援事業 ・指導事業及び特別調整事業		
補助金	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	被災地商工会議所会館復旧補助金	第三者分配	37,046
	東日本大震災により甚大な被害を受けた商工会議所等の中小企業支援機能を早急に回復し、地域の中小企業者の復旧・復興を促進する。	東日本大震災により、甚大な被害を受けた商工会議所の自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設等の復旧に係る費用の一部を補助する。		
補助金	中小企業経営支援等対策補助金	人材対策（基金事業）	第三者分配 事務費補助	10,347,667
	○人材対策基金事業 「人材」の確保に資する事業の実施及び中小企業の従業員等を対象とした実践型研修のための「人材対策基金」を造成。 ○被災中小企業復興リース補助事業 東日本大震災による中小企業の二重債務負担を軽減するため、新たに導入した設備のリース料の一部を補助することにより、被災企業の事業再開の支援、被災地の雇用維持を促進。	○人材対策基金事業 日本商工会議所に人材対策基金を造成し、中小・小規模企業の雇用機会の創出、求人ニーズに対応する求職者とのマッチングの促進、中小・小規模企業が新たな事業展開等を図るための人材育成等を支援。 ○被災中小企業復興リース補助事業 東日本大震災で滅失した設備等のリース債務を抱えた中小企業の二重債務負担を軽減するため、人材対策基金を積み増し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助。		

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額(千円)
		委託府省名
ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業	全国 117 カ所(23 年度)の商工会議所に地域ジョブ・カードセンターを設置し、本制度を活用して人材の育成・確保を図る採用意欲のある企業を開拓するとともに、訓練実施のための計画の作成支援等を実施。	1,541,520
		厚生労働省職業能力開発局実習併用職業訓練推進室
EPAに基づく原産地証明情報の電子的提供事業	輸出相手国での通関の迅速化により貿易円滑化を図るため、外国税関が指定発給機関(日商)のシステムに直接アクセスできる環境を整備。	142,677
		経済産業省貿易経済協力局原産地証明室
国内排出量削減量認証・取引制度基盤整備事業費	中小企業等が大企業等と連携して二酸化炭素の排出削減を行う「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、各商工会議所とともに制度の対象となる中小企業に対して、排出削減事業計画書の作成等を支援。	36,221
		経済産業省産業技術環境局環境経済室

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
会員	商工会議所(商工会議所法第 66 条) (日本商工会議所定款第 10 条)	514
特別会員	(1) 商工会議所連合会 (2) 商工業に関する全国的組織の団体 (3) 公共企業体又は全国の商工業に密接な関係を有する法人であって、共の利益を図ることを主たる目的とするもの。 (4) 国外における日本人商工会議所又は日本人商業会議所 (5) 国内における外国人商工会議所又は外国人商業会議所 (日本商工会議所定款第 11 条)	36

6. 役員員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会頭	非常勤	1人	—	3年	1人	2期	1人	0人	—
副会頭	非常勤	5人	—	3年	5人	2期	2人	0人	—
						1期	3人	0人	—
常議員	非常勤	51人	—	3年	51人	6期	1人	0人	—
						4期	2人	0人	—
						3期	4人	0人	—
						2期	15人	0人	—
						1期	29人	0人	—
専務理事	常勤	1人	—	3年	1人	2期	1人	1人	中小企業庁長官
常務理事	常勤	1人	—	3年	1人	2期	1人	1人	内閣府大臣官房審議官
						4期	1人	0人	—
理事	常勤	4人以内	—	3年	3人	2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—
						3期	1人	0人	—
監事	非常勤	3人	—	3年	3人	2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	59,641
非常勤	—	—	—	—
合計	—	—	—	59,641

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—	非常勤	定数	—
		現員	105人		現員	2人

9. 貸借対照表 (平成 23 年度・概要版)

平成 24 年 3 月 31 日 現在 (単位: 千円)

	一般・広報	信用基金	人材対策基金	合計
【借方】(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	1,390,705	1,894	711,792	2,104,391
未収金	583,718	1,894	711,561	1,297,173
前払金	772,097	0	231	772,328
立替金	30,968	0	0	30,968
固定資産	3,922	0	0	3,922
(有形固定資産)	1,153,432	55,333	10,183,023	11,391,788
什器備品	95,741	0	0	95,741
	6,678	0	0	6,678

土地	89,062	0	0	89,062
(その他の固定資産)	1,057,691	55,333	10,183,023	11,296,048
借地権	7,338	0	0	7,338
投資有価証券	17,790	0	0	17,790
敷金	40,046	0	0	40,046
保証金	680	0	0	680
長期貸付金	1,000	0	0	1,000
積立特定資産	597,446	0	0	597,446
退職給与引当特定資産	393,390	0	0	393,390
信用基金預金	0	55,333	0	55,333
人材対策基金資産	0	0	10,183,023	10,183,023
<b>合計</b>	<b>2,544,137</b>	<b>57,227</b>	<b>10,894,815</b>	<b>13,496,180</b>
<b>【貸方】</b>				
(負債の部)				
流動負債	1,069,436	0	711,792	1,781,228
未払金	914,182	0	711,792	1,625,974
前受金	47,698	0	0	47,698
預り金	11,677	0	0	11,677
仮受金	95,879	0	0	95,879
固定負債	407,558	0	0	407,558
預り敷金	14,168	0	0	14,168
退職給与引当金	393,390	0	0	393,390
負債計	1,476,994	0	711,792	2,188,786
(正味財産の部)				
積立金	597,446	0	0	597,446
商工会議所執念記念関連事業積立金	24,841	0	0	24,841
各種検定受検者等障害見舞準備金	21,843	0	0	21,843
運営資金積立金	550,762	0	0	550,762
基金	0	57,227	10,183,023	10,240,251
信用基金	0	57,227	0	57,227
人材対策基金	0	0	10,183,023	10,183,023
剰余金	469,697	0	0	469,697
固定財産	147,428	0	0	147,428
一般会計収支剰余金	280,459	0	0	280,459
広報特別会計収支剰余金	41,810	0	0	41,810
正味財産計	1,067,143	57,227	10,183,023	11,307,394
<b>合計</b>	<b>2,544,137</b>	<b>57,227</b>	<b>10,894,815</b>	<b>13,496,180</b>

## 10. 収支決算書（平成23年度・概要版）

自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日（単位：千円）

区分	一般	広報	信用基金	人材対策基金	合計
<b>収入総計</b>	<b>6,895,067</b>	<b>301,648</b>	<b>67</b>	<b>12,200,570</b>	<b>19,397,351</b>
会費収入	761,668	0	0	0	761,668
東日本大震災の復旧・復興に係る義援金	1,564,505	0	0	0	1,564,505
事業収入	2,048,037	261,029	0	0	2,309,066
債務保証事業収入	0	0	67	0	67
人材対策基金取崩収入	0	0	0	1,851,435	1,851,435
人材対策基金運用益収入	0	0	0	1,468	1,468
委託費・補助金	2,320,766	0	0	0	2,320,766
交付金	0	0	0	10,347,667	10,347,667
繰入金	10,000	0	0	0	10,000
繰越金	190,090	40,619	0	0	230,709
<b>支出総計</b>	<b>6,614,608</b>	<b>259,838</b>	<b>67</b>	<b>12,200,570</b>	<b>19,075,016</b>
事業費（除委託・補助）	1,695,302	132,654	0	1,852,903	3,680,860
委託・補助事業	2,328,089	0	0	0	2,328,089
基金	0	0	0	10,347,667	10,347,667
東日本大震災復旧・復興支援費	22,080	0	0	0	22,080
東日本大震災の復旧・復興に係る義援金	1,564,505	0	0	0	1,564,505
一般管理費	86,508	24,668	0	0	111,175

人件費	684,642	75,435	0	0	760,077
家賃費	152,663	15,263	0	0	167,926
退職給与	80,818	1,818	0	0	82,636
繰入金	0	10,000	67	0	10,000
<b>収支残高（剰余金処理）</b>	<b>280,459</b>	<b>41,809</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>322,269</b>
<b>繰越金</b>	<b>280,459</b>	<b>41,809</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>322,269</b>

## 11. 重要な会計方針等（平成23年度）

（省略）

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

### (1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

### (2) 出資を行っているもの

1	名称	株式会社全国商店街支援センター
	所在地	東京都中央区湊1-6-11 八丁堀エスワンビル4階
	資本金	1,000千円
	事業内容	魅力的な商店街をつくるために地域に支持される魅力的な商店街をつくるには、「商店街」という単位だけではなく、そこにある店舗はもちろん、地域住民、中小企業支援機関や行政、協力会社などが連携し合い、元気で魅力的なまちにするという視点が必要。そのために、全国商店街支援センターがとらえた商店街における3つの不足「人材の不足」、「情報・ノウハウ・知識の不足」、「外部との連携の不足」の課題を解決し、商店街の自発的な活性化を全力でサポートする。
	役員の状況	代表取締役：1名、取締役：5名、監査役：2名
	従業員数	20名
	持ち株比率	17%
	法人との関係	日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会の共同出資により設立。
2	名称	株式会社キャリアック
	所在地	静岡県浜松市西区村楠町4597 浜名湖頭脳公園内
	資本金	50,000千円
	事業内容	㈱キャリアック（商工会議所福利研修センター）の運営・管理
	役員の状況	代表取締役：1名、専務取締役：1名、常務取締役：1名、取締役：7名、監査役：1名
	従業員数	15名
	持ち株比率	33.1%
	法人との関係	日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。
3	名称	株式会社国際研修サービス
	所在地	東京都港区芝大門2-1-16 芝大門MFビル8階
	資本金	10,000千円
	事業内容	外国人研修生および技能実習生に対する総合保険を扱う損害保険代理店業務。
	役員の状況	代表取締役：1名、取締役：3名、監査役：1名
	従業員数	9名
	持ち株比率	10%
	法人との関係	日本商工会議所、MSK保険センター株式会社および社内役職員の出資により設立

## 全国商工会連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.shokokai.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.shokokai.or.jp/	
設立根拠法	商工会法（昭和35年法律第89号）		
その他、事務・事業に関する法律	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）		
所管府省（担当課）	経済産業省中小企業庁経営支援課小規模企業政策室		
設立年月日	昭和37年2月21日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事項	
	昭和34年3月23日	任意団体として発足	
	昭和37年2月21日	「商工会法（昭和35年法律第89号）」に基づく認可法人として設立	
	平成14年4月1日	民間法人化	
事業の目的	商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与すること。		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 商工会及び都道府県商工会連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行うこと。</p> <p>(2) 商工会及び都道府県商工会連合会の意見を総合してこれを公表し、または国会行政庁等に具申し、若しくは建議すること。</p> <p>(2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>(3) 商工業に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(4) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。</p> <p>(5) 関係経済団体との連携又は連絡を行うこと。</p> <p>(6) 行政庁等との諮問に応じて答申すること。</p> <p>(7) 上記に掲げるもののほか、全国商工会連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p>		

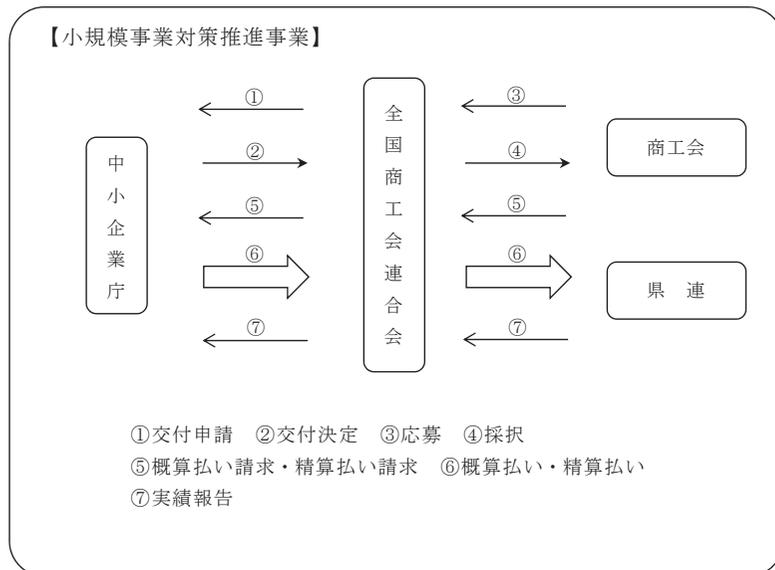
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
小規模事業対策推進事業	<p>【小規模事業者地域力活性化新事業全国展開支援事業】</p> <p>商工会等が行う特産品の開発・販路開拓、観光開発及び地域の課題解決に向けた取組に対する補助。</p> <p>【経営安定特別相談事業】</p> <p>都道府県商工会連合会が行う移動経営安定特別相談室開催事業等に係る特別調整事業費を交付。</p>	<p>(平成23年度)</p> <p>【小規模事業者地域力活性化新事業全国展開支援事業】</p> <p>プロジェクト採択件数：141件</p> <p>【経営安定特別相談事業】</p> <p>6件</p>	-	1,224,205
	<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第2項、定款第7条第1号</p>	-		一般会計
	<p>商工会法第55条の8第2号、定款第7条第3項</p>	-		一般会計
保証事業等に係る信用基金	<p>商工会・商工会連合会が行う基盤施設事業に係る借入に対する債務保証を実施。</p>	<p>(平成23年度)</p> <p>・経済産業大臣に対する申請</p> <p>・保証事業運営委員会の開催（2回）</p> <p>・債務保証実績：0件</p>	-	(基金繰入額：121)
	<p>・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律</p> <p>・定款第7条第11号</p>	-		保証事業等特別会計
その他国等からの補助・委託事業	<p>国等からの補助・委託により、以下の事業を実施</p> <p>①容器包装リサイクル業務受託事業</p> <p>②中小企業組合等共同施設等災害復旧（商工会・商工会連合会の施設復旧）事業</p> <p>③被災地商品販路開拓等支援事業</p> <p>④記帳機械化等オンライ</p>	<p>(平成23年度)</p> <p>①再商品化委託契約件数：3,231件</p> <p>県連・商工会担当者向け研修会：5箇所、参加者数143名</p> <p>②74商工会へ補助</p> <p>③特産品販売イベント6回、移動販売会23回、実</p>	-	<p>① 38,352</p> <p>② 126,039</p> <p>③ 273,376</p> <p>④ 918,750</p>

ン化推進事業	施報告会3回、 軽自動車の配備 28台 ④財務管理システム のクラウドネ ットワーク化へ の対応等の支援		
①容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進等 に関する法律第23条 ②中小企業組合等共同施 設等災害復旧費補助金交 付要綱 ③被災地商品販路開拓等 支援事業費補助金交付要 綱 ④記帳機械化等オンライ ン化推進事業費補助金交 付要綱 ①～④共通 商工会法第55 条の8第2号、定款第7 条第10号	-	容器包装リサイ クル業務受 託特別会計ほ か	

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

該当なし

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	12,295,429	17,330,519	12,185,193	11,546,571	11,785,401	
内 訳	事業収入額	9,111,251	9,160,483	9,124,206	8,895,493	9,190,818
	国等からの補助金等収入額	3,125,621	8,111,436	3,002,781	2,598,167	2,542,370
	国等との契約に基づく総収入額	58,556	58,600	58,206	52,911	52,213
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1：事業収入額等を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

注2：平成20年度の「国等からの補助金等収入額」には、「中小・小規模企業人材確保育成促進事業」の基金造成資金として交付された「800,000千円」を含む。なお、平成22年度には、基金残高のうち「343,207千円」を国庫返納している。

注3：平成20年度の「国等からの補助金等収入額」には、「地域産品販路開拓支援基金」の基金造成資金として交付された「3,700,000千円」を含む。

注4：平成22年度及び平成23年度には、「商工会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金」の基金残高のうち「3,135,796千円」及び「3,048千円」をそれぞれ国庫返納している（平成23年度に当該基金事業は、終了。）。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

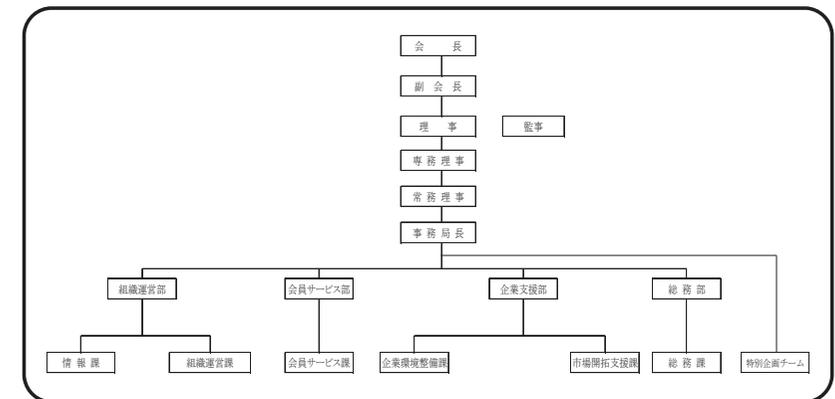
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	小規模事業者対策推進事業費補助金	小規模事業者対策推進事業	事務費補助 第三者分配	1,224,205
	全国商工会連合会が小規模事業者支援促進法第4条第2項に基づいて行う商工会又は県連合会に対する指導事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とする。	商工会または都道府県商工会連合会の運営及びそれらが行う経営改善普及事業に係る指導等を実施 【小規模事業者地域活性化新事業全国展開支援事業】 商工会等が行う特産品の開発・販路開拓、観光開発及び地域の課題解決に向けた取組に対する補助を実施 【経営安定特別相談事業】 都道府県商工会連合会が行		中小企業庁 経営支援課

		う移動経営安定特別相談室開催事業等に係る特別調整事業費を交付		
補助金	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に係る補助事業	第三者分配	126,039
補助金	東日本大震災により甚大な被害を受けた商工会等が行う指導・相談施設の災害復旧の経費を一部補助することにより、商工会等の中小企業支援機能を早急に回復し、地域の中小企業者の復旧・復興を促進することを目的とする。	東日本大震災により甚大な被害を受けた商工会の会館 74 箇所の家屋等修繕、建物に付随する設備復旧、取り壊し・撤去、建替えのための経費のうち補助対象となる経費の 2 分の 1 を補助	中小企業庁経営支援課	
補助金	被災地商品販路開拓等支援事業費補助金	被災地商品販路開拓等支援事業	その他	273,376
補助金	東日本大震災の被災地域の中小企業者の商品の販路開拓を支援するため、全国の主要都市等における、大型トラックなどの車両の貸し出し、商品販売イベントの開催等を行うことを目的とする。	(1) 全国主要都市における商品販売イベントの実施 大型トラックで主要な 6 都市の集客力のある施設等を巡回し、東日本大震災の復興支援に係る啓発等のイベント等も併設した被災地域中小企業者の販路開拓のための商品販売イベントを開催する。 (2) 全国各都市における商品販売イベントの実施 大型トラックで全国 20 都市程度の道の駅等を巡回し、被災地域中小企業者の販路開拓のための商品販売イベントを開催する。 (3) 被災地域における商品販売のための軽自動車の貸し出しの実施	中小企業庁経営支援課	
補助金	記帳機械化等オンライン化推進事業費補助金	記帳機械化等オンライン化推進事業	その他	918,750
補助金	中小企業の企業活動の基盤である財務管理に加えて、販売管理、給与管理等も含め、効率的な経営管理を可能とする包括的なクラウド IT システムの普及を支	①財務管理による中小・小規模企業の経営基盤の強化 財務管理システム（ネット de 記帳）のクラウドネットワーク化への対応、安定的かつ効率的なシステム運営体制の構築に向けたシステム開発を行った。併せて、	中小企業庁経営支援課	

援することを目的とする。	地震、火災、盗難等に対する危機管理対策の整備を行い、事業継続に向けた経営データの保全を推進するため、決算データ等をクラウドネットワークに構築したデータセンターへ保全するシステムを構築した。 ②被災地における小規模事業者等の事業再生の支援 早期の復旧、復興が課題となっている被災地（岩手・宮城・福島県）の中小・小規模企業に対し、財務管理システムと連携した販売促進システム、財務管理システム、給与システム等の企業支援のための包括的なクラウドシステムを提供し経営管理の支援を実施した。		
--------------	---	--	--

(国等からの委託費の状況（平成 23 年度）)  
該当なし

#### 4. 組織図



#### 5. 会員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	都道府県商工会連合会	47

6. 役職員数（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢（定年）	任期（1期）	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	3年	1人	2期	1人	0人	—
副会長	非常勤	6人	—	3年	6人	3期	1人	0人	—
						2期	2人	0人	—
						1期	3人	0人	—
専務理事	常勤	1人	おおむね65歳	3年	1人	4期	1人	1人	通商産業省通商政策局経済協力部長
常務理事	常勤	1人	おおむね65歳	3年	1人	2期	1人	0人	—
理事	非常勤	10人以上15人以内	—	3年	13人	3期	1人	0人	—
						2期	2人	0人	—
						1期	10人	0人	—
監事	非常勤	3人	—	3年	3人	2期	1人	0人	—
						1期	2人	0人	—

注1：専務理事と常務理事の定数は、理事の定数の内数。

注2：非常勤役員の在任年齢（定年）の規定はない。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	29,300
非常勤	—	—	—	—
合計	—	—	—	29,300

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	43人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）※一般会計のみ、そのほか22特別会計は、省略

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	229,819	流動負債	214,849
引当資産	406,177	引当勘定	406,177
固定資産	140,602	残高勘定	140,602
		次期繰越収支差額	14,970
合計	776,598	合計	776,598

10. 収支計算書（平成23年度・概要版）※一般会計のみ、そのほか22特別会計は、省略

平成23年4月1日～平成24年3月31日

（単位：千円）

支出部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
小規模事業対策指定事業費	1,359,136	経常収入	1,491,098
振興事業費	102,048	繰越金収入	133,435
管理費	158,889	分担金収入	20,698
繰出金	79,102	受託料収入	52,213
引当費	29,500	臨時収入	2,026
次期繰越収支差額	14,970	前期繰越収支差額	44,173
合計	1,743,645	合計	1,743,645

注：千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

（省略）

12. 基金抛却又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金抛却を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

該当なし

注：間接出資分を含め、出資比率・議決権比率が20%以上のもの

# 全国中小企業団体中央会

## 1. 法人概況

所在地	東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.chuokai.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.chuokai.or.jp/chuo/chuo-02.htm	
設立根拠法	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	中小企業庁経営支援部経営支援課		
設立年月日	昭和31年4月10日	民間法人化年月日	平成17年4月1日
沿革	年 月	事項	
	昭和31年4月1日	全国中小企業協同組合中央会設立	
	昭和33年4月10日 平成17年4月1日	全国中小企業団体中央会に名称変更 民間法人化	
事業の目的	本会は、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及びその他の中小企業連携組織並びに都道府県中小企業団体中央会の健全な発達を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興に必要な事業を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>全国中央会は、次の事業を行うものとする。</p> <p>一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡</p> <p>一の二 組合等の連絡</p> <p>二 組合等に関する教育及び情報の提供</p> <p>三 組合等に関する調査及び研究</p> <p>四 組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定</p> <p>五 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあつせん</p> <p>六 前各号の事業のほか、組合等、都道府県中央会及び中小企業の健全な発達を図るために必要な事業</p>		

## 2. 事務・事業の概要等

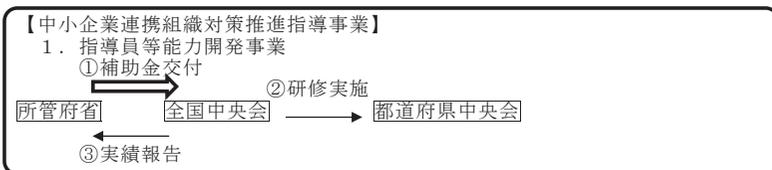
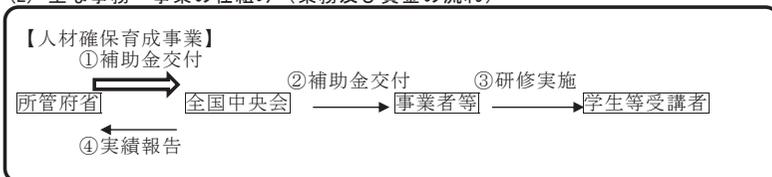
### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
中小企業連携組織対策推進指導事業	1. 指導員等能力開発事業 2. 全国中央会指導員等の能力開発事業 3. IT関係事業 4. 情報収集・発信事業 5. 組合等の人材養成事業 6. 組合等中小企業連携組織指導事業 7. 小企業者組織化指導事業 8. 中小企業活路開拓調査・実現化事業 9. 都道府県中央会及び組合等の指導事業（中小企業組合検	（平成23年度実績） 1. 指導員等能力開発事業 研修等開催回数：24回 出席者数：626人 など	有	809,745

中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）事業	定試験の実施） 中小企業等協同組合法第75条第1項第1号～第5号	-	中小企業連携組織対策推進指導事業会計（本会計）
	I 人材確保育成事業 1. ものづくり分野の人材育成・確保事業 2. 農商工連携等人材育成事業 3. 中小企業魅力発信レポート作成事業 4. 合宿型基礎力養成研修事業 5. ものづくり指導者養成支援事業 II 雇用促進事業 1. 海外現地法人インターンシップ事業 2. 太陽光発電システム設置工事に関する研修事業 3. 省エネ・バリアフリー改修工事人材育成事業 4. 総合エネルギー販売業人材育成事業 5. 新卒者就職応援プロジェクト事業 6. 地域中小企業の人材確保・定着支援事業	（平成22年度実績） I 人材確保育成事業 1. ものづくり分野の人材育成・確保事業 研修等受講者数：5,967人 など	12,032,561
卸商業団地機能向上支援基金事業	中小企業等協同組合法第75条第1項第6号	-	中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）特別会計
	卸商業団地における施設の建て替えや移転等の団地再整備、各種共同事業の再構築等の機能強化を図るために行う調査研究や事業化調査、基本計画・詳細計画策定等の事業を支援する。	（平成23年度実績） 実績：8団体	177,203
新事業活動促進支援補助金事業	中小企業等協同組合法第75条第1項第6号	-	卸商業団地機能向上支援基金事業特別会計
	東日本大震災での被災により影響を受けている被災地等の持続的な復興・振興に資する新事業活動の促進等を図るため、中小企業の連携体等が行う新商品・新技術開発や販路開拓の取組を支援。	平成24年3月14日付けで経済産業省へ事故報告を提出し、24年度引き続き実施中	55,426
事業環境整備対策費補助金事業	中小企業等協同組合法第75条第1項第6号	-	新事業活動促進支援補助金特別会計
	東日本大震災の影響を受けている中小企業者等の復興を支援し、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与するため、優れた素材や技術等を活かした優れた商品の開発及び販路の開拓に係る取組を支援。	平成24年3月14日付けで経済産業省へ事故報告を提出し、24年度引き続き実施中	5,013
	中小企業等協同組合法第75条第1項第6号	-	事業環境整備対策費補助金特別会計

※ 平成23年度において実施された主な事務・事業のみ記載

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



※ 平成23年度において実施された主な事務・事業のうち、事業費が高い順に2つ記載。

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）（単位：千円、%）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	1,775,061	9,653,669	32,456,931	42,544,884	3,757,545	
内訳	事業収入額	401,268	379,293	388,520	402,075	363,481
	国等からの補助金等収入額	1,300,910	9,144,506	31,984,648	42,053,367	3,058,213
	国等との契約に基づく総収入額	23,644	23,809	23,755	23,623	23,791
	その他収入額	49,239	106,061	60,008	65,819	312,060

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称 補助等の目的	補助等対象事業の名称 補助等対象事業の内容	事業の 性質	金額（千円） 交付府省名
補助金	中小企業連携組織対策推進事業費補助金	1. 中小企業連携組織推進指導事業を実施するための指導員及び職員等の設置 2. 指導員等能力開発事業 3. 組合等の人材養成事業 4. 組合等中小企業連携組織指導事業 5. 都道府県中央会及び組合等の指導事業 6. 小企業者組織化指導事業 7. 全国中央会指導員等の能力開発事業 8. IT関係事業 9. 情報収集・発信事業 10. 中小企業活路開拓調査・実現化事業	第三者分配、事務費補助	421,584

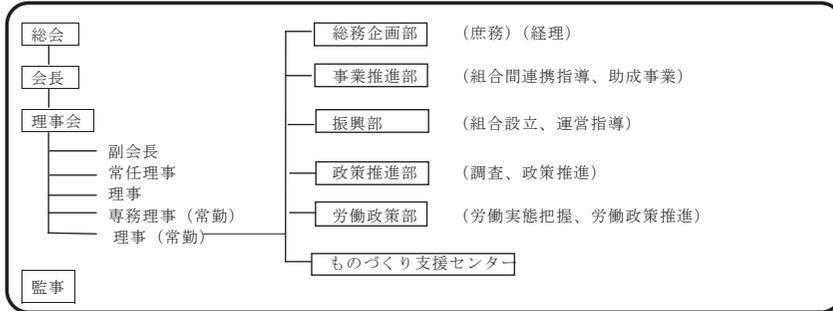
補助金	中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進する。	上記1～10までの事業に基づき、①各種研修・講習の実施、②検定試験の実施、③情報収集・発信等を行っている。 1. ものづくり分野人材確保・育成事業 2. 農商工等連携人材育成事業 3. ものづくり指導者養成支援事業 4. 太陽光発電システム設置工事に関する研修事業 5. 新卒者就職応援プロジェクト事業 6. 地域中小企業の人材確保・定着支援事業	第三者分配	経済産業省  2,487,398 (前年度基金 残額 14,687,443 千円)と合算して 執行)
補助金	今後中小企業が取り組むべき事業展開に必要な人材の育成が重要であるため。	上記1～6までの事業に基づき、①各種実習・研修の実施、②インターンシップの支援等を行っている。	第三者分配	経済産業省  0 (前年度基金 残額616,708千 円を執行)
補助金	卸商業団地機能向上支援基金事業	卸商業団地機能向上支援基金事業	第三者分配	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構  55,426 (24年度にか けて実施する 事業であり、交 付決定額は 4,395,021千 円)
補助金	卸商業団地組合への支援実績が事業の実施に必要であるため。	卸商業団地における施設の建て替えや移転等の団地再整備、各種共同事業の再構築等の機能強化を図るために行う調査研究や事業化調査、基本計画・詳細計画策定等の事業を支援。	第三者分配	経済産業省
補助金	新事業活動促進支援補助金事業	1. 農商工連携等による被災地等復興支援事業 2. グローバル技術連携・創業支援事業	第三者分配	5,013 (24年度にか けて実施する 事業であり、交 付決定額は 325,189千円)
補助金	被災地復興事業等を進める上で中小企業の連携体等への支援が必要であるため。	1. ①農商工等連携事業、②異分野連携事業、③地域資源活用事業、④ものづくり基盤技術活用事業の4事業を実施 2. 海外展開を目指して取り組む試作開発とその成果に係る販路開拓の支援等実施、また、東日本大震災からの復興に資する取組を支援。	第三者分配	経済産業省
補助金	事業環境整備対策費補助金事業	中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業	第三者分配	5,013 (24年度にか けて実施する 事業であり、交 付決定額は 325,189千円)
補助金	中小企業の連携体等への支援実績が事業の実施に必要であるため。	優れた素材や技術等を活かした優れた商品の開発及び販路開拓（被災地域にあっては国内外販路開拓、被災地外にあっては国内販路開拓）に係る取組を支援。	第三者分配	経済産業省

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額（千円） 委託府省名
国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業	都道府県中央会等を通じて、加入する工場団地（廃熱、ボイラー更新等）、木材組合（木質バイオマス、ペレット等）、共同店舗・商店街（空調、照明等）、及びクリーニング、繊維染色業など業種別、業態別組合ごとに組合員企業等の国内クレジット制度推進に向けた組織的な支援を実施する。 また、再委託会社・機関と連携し、平成20年度～22年度の3年間のソフト支援事業の実績を踏まえて、継続案件及び意欲的な企業等に対して集中的な取り組みを行う。	52,559  経済産業省
下請ガイドライン普及啓発事業	下請ガイドラインの普及啓発や下請適正取引の推進を図ることを目的として、全国各地において「下請ガイドライン説明会」を開催する。	31,450  経済産業省
官公需における中小企業者の	①官公需施策の効果的な周知方法等の検討、②官公	4,783

ベストプラクティス等に関する調査事業	需適格組合全国意見交換会の開催、③官公需施策等を活用した中小企業者の受注事例調査、④施策周知資料の作成及び周知を行う。	経済産業省
--------------------	---	-------

#### 4. 組織図



#### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
1号会員	都道府県中央会	47 中央会
2号会員	全都道府県の区域を地区とする組合等又はこれに準ずる組合等	287 組合等
3号会員	商工業者の団体であって、その事業活動の範囲が全国に及ぶもの又はこれに準ずる団体	62 団体
4号会員	中小企業関係金融機関	1 機関
5号会員	その他本会の趣旨に賛同する者	5 者

#### 6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年) ※1	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	—	1人	2期 1人	1人	0人	—
副会長	非常勤	—	—	—	7人	1期 3人 2期 3人 7期 1人	3人	0人	—
専務理事	常勤	—	65歳	—	1人	2期 1人	1人	1人	経済産業省大臣官房審議官
常任理事	非常勤	常勤も含めて50人以上60人以内	—	※2	18人	1期 10人 2期 5人 3期 2人 4期 1人 5期 1人	5人	0人	—
理事	非常勤	—	—	—	28人	1期 13人 2期 10人 3期 3人 4期 1人 5期 1人	10人	0人	—
	常勤	—	65歳	—	1人	2期 1人	1人	0人	—
監事	非常勤	2人又は3人	—	—	3人	1期 3人	3人	0人	—

※1 専務理事及び常勤理事以外の在任年齢(定年)については、規定なし。  
 ※2 2年又は任期中の第2回目の通常総会の集結時までのいずれか短い期間

#### 7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	24,548	254	0	24,802
非常勤	0	0	0	0
合計	24,548	254	0	24,802

#### 8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数		現員	
		—	—	58人	—
	非常勤	—	—	—	1人

#### 9. 貸借対照表 (平成 23 年度・本会計※)

(単位: 円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
(一) 資産の部		(二) 負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金	3,721,164	仮受金	6,607,814
預金	148,950,261	借入金	150,000,000
貸付金	52,388,107	預り金	6,144,312
未収金	70,708,624	未払金	16,192,773
仮払金	551,985	流動負債計	178,944,899
立替金	73,540	II 固定負債	
流動資産計	276,393,681	施設整備等引当金	66,055,268
II 固定資産		退職給与引当金	214,382,047
関係先出資金	170,000	特定退職給与引当金	10,085,340
退職給与引当資産	222,007,389	固定負債計	290,522,655
普通預金	97,671,039	負債合計	469,467,554
有価証券(割引商工債権)	21,492,550	(三) 純資産の部	
有価証券(利付商工債権)	100,000,000	当期純損失金額	△15,970,575
厚生貸付金	2,843,800	前期繰越剰余金	45,074,091
固定資産計	222,177,389	純資産合計	29,103,516
資産合計	498,571,070	負債及び純資産合計	498,571,070

※ その他の経理(会館特別会計、中小企業団体全国大会、PL・所得補償・業務災害・個人情報漏えい保険、東日本大震災・災害見舞金、中小企業経営支援等対策費補助金(人材対策基金補助金)、新事業活動促進支援補助金、事業環境整備対策費補助金、卸商業団地機能向上支援基金事業、国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業、下請ガイドライン普及啓発事業、官公需における中小企業者のベストプラクティス等に関する調査事業、中小企業景況調査事業)は省略(損益計算書も同様)

#### 10. 損益計算書 (平成 23 年度・本会計)

(単位: 円)

【収入の部】		平成 23 年度決算額	平成 23 年度予算額	増減
款	項目			
	一 賦課金等収入の部			
I 賦課金等収入	会費収入	235,520,000	246,809,000	△11,289,000
	1号会員会費	126,445,000	135,309,000	△8,864,000
	2~5号会員会費	103,905,000	106,000,000	△2,095,000
	賛助会員会費	5,170,000	5,500,000	△330,000
	二 補助金収入の部			
II 補助金収入	補助金収入	421,584,455	666,411,000	△244,826,545
	三 事業収益の部			
III 事業収入	事業収入	126,758,992	151,448,000	△24,689,008
	事業分担金収入	26,356,989	27,500,000	△1,143,011
	組合検定試験受験料収入	2,256,000	2,300,000	△44,000
	全国中央会創立55周年記念式典分担金収入	2,200,000	2,350,000	△150,000
	組合士認定登録料	3,989,000	2,500,000	1,489,000
	実費収入	91,957,003	116,798,000	△24,840,997
	四 事業外収益の部			
IV 事業外収益	雑収入	910,355	2,000,000	△1,089,645
	五 特別利益の部			
V 特別利益	特別積立金戻入	9,000,000	0	9,000,000
	合計	793,773,802	1,066,668,000	△272,894,198

※国庫補助金収入とは、中小企業連携組織対策推進事業費補助金をいう。

【支出の部】

(単位:円)

款	科目	目	平成 23 年度決算額	平成 23 年度予算額	増減
六 事業費用の部					
VI 事業費			676,362,202	959,528,000	△283,165,798
政府指定事業費			636,969,048	916,228,000	△279,258,952
	指導員及び職員設置費		253,604,401	258,500,000	△4,895,599
		給料・扶養手当	116,500,920	117,000,000	△499,080
		地域手当	19,605,900	20,000,000	△394,100
		通勤手当	8,375,840	9,500,000	△1,124,160
		期末手当	44,498,831	50,000,000	△5,501,169
		住宅手当	6,298,500	7,500,000	△1,201,500
		超過勤務手当	18,964,675	15,000,000	3,964,675
		福利厚生費	27,576,485	27,000,000	576,485
		福利環境整備費	11,783,250	12,500,000	△716,750
	特別指導員及び職員設置費		30,062,596	31,500,000	△1,437,404
		給料・扶養手当	13,006,100	15,500,000	△2,493,900
		地域手当	2,190,800	2,300,000	△109,200
		通勤手当	2,202,280	1,200,000	1,002,280
		期末手当	5,048,431	5,600,000	△551,569
		住宅手当	1,083,000	700,000	383,000
		超過勤務手当	2,180,877	1,500,000	680,877
		福利厚生費	3,197,808	3,200,000	△2,192
		福利環境整備費	1,153,300	1,500,000	△346,700
	指導員等能力開発事業費		11,658,067	20,490,000	△8,831,933
		指導員等能力開発事業費	11,658,067	20,490,000	△8,831,933
	組合等中小企業連携組織指導費		6,834,440	15,613,000	△8,778,560
		組合等中小企業連携組織指導費	4,674,440	6,730,000	△2,055,560
		会計業務等相談委託費	2,160,000	8,883,000	△6,723,000
	中小企業活路開拓調査・実現化事業費		206,190,536	397,677,000	△191,486,464
		組合等助成事業費	183,850,792	372,666,000	△188,815,208
		活路開拓事務費	22,339,744	25,011,000	△2,671,256
	調査研究事業費		14,775,786	26,214,000	△11,438,214
		多角的連携指導強化事業費	9,989,393	6,115,000	3,874,393
		組合特定問題実態調査費	2,333,970	3,853,000	△1,519,030
		組合資料収集加工移転調査研究費	2,452,423	7,666,000	△5,213,577
		啓蒙普及事業費	0	8,580,000	△8,580,000
	指導事業費		38,322,098	58,888,000	△20,565,902
		旅費	2,189,987	5,500,000	△3,310,013
		庁費	12,419,467	21,000,000	△8,580,533
		研修受講料	161,160	500,000	△338,840
		組合協定試験制度推進費	10,881,425	6,280,000	4,601,425
		特別研究指導費	4,032,000	4,608,000	△576,000
		組合指導情報整備事業費	8,638,059	21,000,000	△12,361,941
	組合等の人材養成事業費		4,937,459	4,000,000	937,459
		県中央会指導員等研修費及び情報専門機関への派遣等	4,937,459	4,000,000	937,459
	小企業者組織化指導事業費		70,583,665	103,346,000	△32,762,335
		指導旅費	7,451,711	8,918,000	△1,466,289
		小企業者組織化特別講習会開催費	10,623,090	6,640,000	3,983,090
		小企業者組合成長戦略推進プログラム支援	19,759,096	60,000,000	△40,240,904
		組合事例集作成配布費	1,985,550	4,758,000	△2,772,450
		調査研究費	30,764,218	23,030,000	7,734,218
一般事業費			39,393,154	43,300,000	△3,906,846
	振興費		37,054,581	36,000,000	1,054,581
		振興指導費	5,559,291	4,300,000	1,259,291
		振興事業費	3,765,944	3,000,000	765,944
		全国大会費	13,000,000	13,000,000	0
		記念式典費	5,041,405	6,000,000	△958,595
		夏期セミナー開催費	1,658,853	2,000,000	△341,147
		表彰費	547,520	600,000	△52,480
		建議陳情費	1,546,328	2,000,000	△453,672
		会議費	2,706,238	2,500,000	206,238

		資料購入費	2,004,702	600,000	1,404,702
		資料作成費	1,224,300	2,000,000	△775,700
	組合士認定登録事業費		2,203,233	2,200,000	3,233
		組合士記事等作成費	923,658	900,000	23,658
		組合士登録事務委託費	1,146,000	1,000,000	146,000
		認定登録費	133,575	300,000	△166,425
	教育普及費		132,300	1,500,000	△1,367,700
		情報化推進費	132,300	1,500,000	△1,367,700
	研修事業費		3,040	3,600,000	△3,596,960
		海外研修事業費	1,040	3,500,000	△3,498,960
		研修事業費	2,000	100,000	△98,000
	七 一般管理費の部				
VII 一般管理費			128,075,899	99,640,000	28,435,899
	人件費		80,459,685	55,640,000	24,819,685
		役員報酬	24,548,000	25,000,000	△452,000
		給料手当	24,981,534	19,640,000	5,341,534
		福利厚生費	12,504,191	9,000,000	3,504,191
		退職給与引当金繰入	18,425,960	2,000,000	16,425,960
		退職給与引当金戻入	△50,995,200	0	△50,995,200
		退職給与金	50,995,200	0	50,995,200
	業務費		48,225,326	41,000,000	7,225,326
		総会・役員会費	14,630,524	12,500,000	2,130,524
		交通費	748,400	450,000	298,400
		通信費	2,991,915	3,000,000	△8,085
		印刷費	315,094	300,000	15,094
		事務用品費	3,628,426	2,500,000	1,128,426
		会館維持管理費	13,392,793	11,000,000	2,392,793
		車両費	5,817,755	5,300,000	517,755
		什器備品費	3,390	150,000	△146,610
		修繕費	127,641	1,000,000	△872,359
		関係団体負担金	1,168,550	1,300,000	△131,450
		渉外費	3,036,198	1,500,000	1,536,198
		雑費	2,364,640	2,000,000	364,640
	語税負担金		△609,112	3,000,000	△3,609,112
		租税公課	2,075,575	2,000,000	75,575
		消費税等	△2,684,687	1,000,000	△3,684,687
	八 事業外費用の部				
VIII 事業外費用			5,083,076	6,000,000	△916,924
		施設整備等引当金繰入	4,055,268	5,000,000	△944,732
		支払利息	1,027,808	1,000,000	27,808
区税等			223,200	1,000,000	△776,800
文予備費			0	500,000	△500,000
当期純損失金額			△15,970,575	0	△15,970,575
	合計		793,773,802	1,066,668,000	△272,894,198

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

1	名称	株式会社全国商店街支援センター
	所在地	東京都中央区湊1-6-11 八丁堀エスワンビル 4 階
	資本金	1,000 千円
	事業内容	商店街支援
	役員の状況	代表取締役 1 人、取締役 5 人、監査役 2 人
	従業員数	契約社員 8 人、出向者 4 人、アルバイト 7 人 (H24.12 末)
	持ち株比率	17%
法人との関係	株主	

(6) 投資育成株式会社



## 東京中小企業投資育成株式会社

### 1. 法人概況

所在地	東京都渋谷区渋谷 3-29-22		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sbic.co.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sbic.co.jp/main/company/disclosure.html	
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和 38 年 11 月 15 日	民間法人化年月日	昭和 61 年 7 月 1 日
沿革	年 月	事項	
	昭和 38 年 11 月	設立	
	昭和 40 年 5 月	転換社債の引受業務を追加	
	昭和 61 年 7 月	民間法人化、新株引受権付社債の引受業務を追加	
	平成元年 6 月	設立新株の引受業務を追加	
事業の目的	中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る。		
主な事務・事業の内容	(1) 資本金 3 億円以下で設立される株式会社への投資 (2) 資本金 3 億円以下の株式会社への投資 (3) 上記(1)および(2)により投資した株式会社への追加投資 (4) 上記(1)～(3)により投資した株式会社への経営または技術の指導 (5) 上記に附帯する事業		

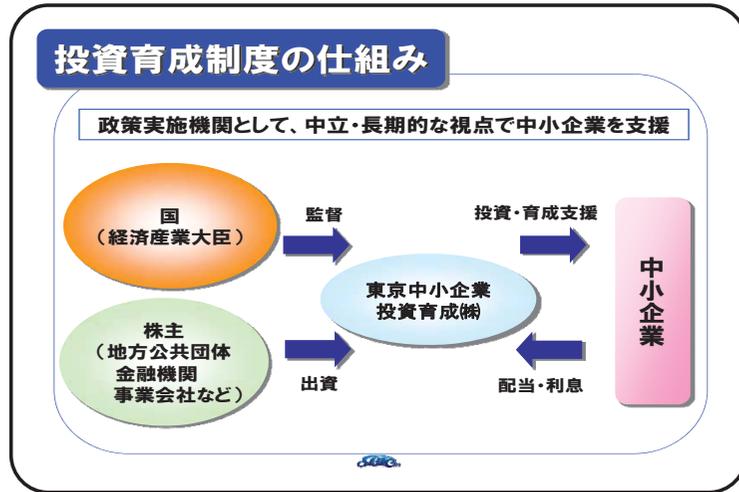
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
投資	資本金 3 億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受及び保有	(平成 23 年度実績) 【新規】 78 件 2,783 百万円 【再投資】 27 件 592 百万円	-	2,848,831 (※)
	中小企業投資育成株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号～第 3 号、第 5 号	-		
育成	投資先中小企業に対する経営相談、経営情報の提供、ビジネスマッチングなどの経営支援	(平成 23 年度実績) 【研修】 34 コース 【コンサルタント紹介】 13 件 【セミナー】 65 回 【海外視察会】 1 回 【専門家による無料相談会】 63 回	有	2,848,831 (※)
	中小企業投資育成株式会社法第 5 条第 1 項第 4 号	-		

※ 事業費は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



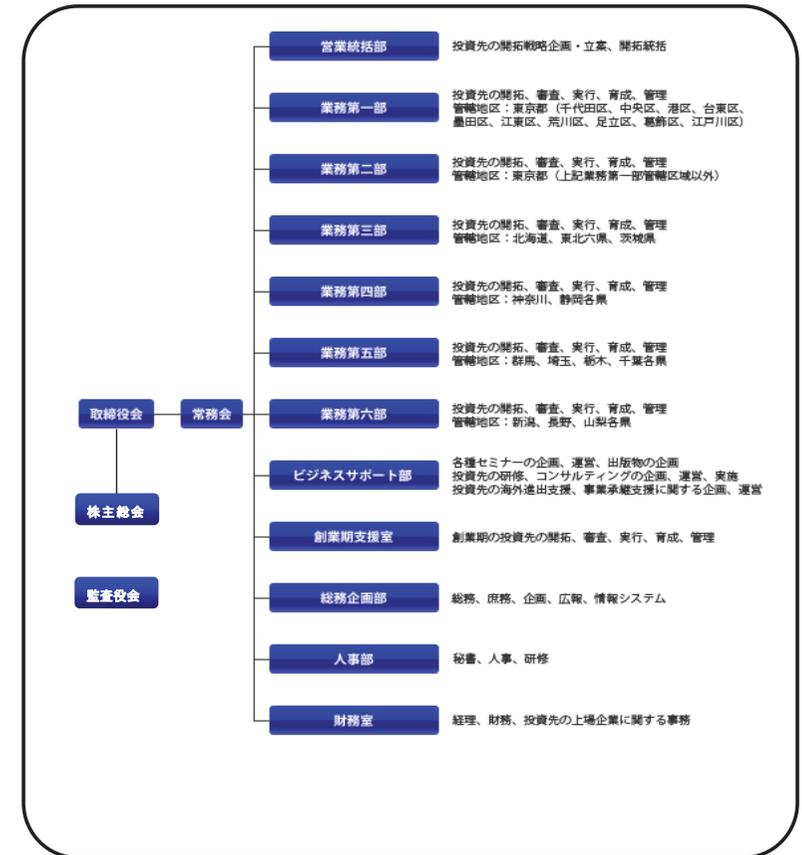
(国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	6,673,400	6,673,400	6,673,400	6,673,400	6,673,400
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	6,673,400	6,673,400	6,673,400	6,673,400	6,673,400
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	6,869,324	4,900,505	3,705,009	6,153,266	3,430,699	
内訳	事業収入額	6,254,045	4,480,163	3,311,861	5,895,775	2,996,574
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	615,279	420,342	393,148	257,491	434,125

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
代表取締役社長	常勤	11人以内	70歳	1年	1人	6期	1人	1人	内閣官房知的財産戦略推進事務局長
常務取締役	常勤		63歳	1年	1人	6期	1人	0人	—
取締役	常勤		61歳	1年	3人	3期	1人	0人	—
取締役	非常勤	4人以内	—	1年	1人	2期	1人	0人	—
監査役	常勤		—	4年	1人	1期	1人	0人	—
監査役	非常勤		65歳	4年	2人	2期	1人	1人	中小企業庁長官

※非常勤取締役及び社外監査役については、在任年齢に関する内規の対象となっていない。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	119,405	0	0	119,405
非常勤	15,600	0	0	15,600
合計	135,005	0	0	135,005

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	69人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
I 流動資産	16,419,931	I 流動負債	489,951
現金及び預金	451,167	未払法人税等	12,017
有価証券	15,498,873	預り金	41,280
未収入金	56,556	役員賞与引当金	32,240
未収入還付税金	385,119	賞与引当金	79,000
その他	28,214	従業員貯蓄金	270,778
II 固定資産	49,850,655	その他	54,635
1. 有形固定資産	5,246,872	II 固定負債	5,612,043
建物	1,892,197	リース債務	1,880
構築物	4,934	繰延税金負債	4,973,377
器具備品	31,125	役員退職慰労引当金	104,993
リース資産	1,792	退職給付引当金	507,792
土地	3,316,821	長期預り金	24,000
2. 無形固定資産	84,333	負債合計	6,101,995
借地権	21,611	（純資産の部）	
ソフトウェア	61,607	I 株主資本	51,187,486
電話加入権	1,115	1. 資本金	6,673,400
3. 投資その他の資産	44,519,450	2. 利益剰余金	44,514,086
(1) 投資有価証券	41,686,232	(1) 利益準備金	1,668,350
投資有成株式	44,856,490	(2) その他利益剰余金	42,845,736
投資有成新株予約権付社債	713,402	1. 配当平準積立金	1,500,000
投資損失引当金	▲3,883,660	2. 別途積立金	40,550,000
(2) その他	2,833,218	3. 繰越利益剰余金	795,736
その他の投資有価証券	2,473,997	II 評価・換算差額等	8,981,105
投資損失引当金	▲13,614	1. その他有価証券評価差額金	8,981,105
従業員貸付金	7,911		
従業員貯蓄引当金信託	337,000		
破産更生債権等	4,303		
その他	27,923		
貸倒引当金	▲4,303		
		純資産合計	60,168,591
資産合計	66,270,587	負債及び純資産合計	66,270,587

※千円未満を切り捨てて表示

## 10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：千円）

科目	金額	
<b>I 営業収益</b>		
投資育成株式配当金	1,901,053	
投資育成株式売却益	932,560	
投資事業組合管理収入	48,999	
経営指導料	65,498	
その他	48,461	2,996,574
<b>II 営業費用</b>		
一般管理費	1,753,003	
組合管理費	22,241	
経営指導委託報酬等	38,308	
投資育成株式売却関係費	776	
投資育成新株予約権付社債売却損	26,999	
投資育成株式評価損	75,005	
投資損失引当金繰入額	932,498	2,848,831
営業利益		147,742
<b>III 営業外収益</b>		
受取利息	724	
有価証券利息	56,344	
事務所賃貸収入	73,641	
受取配当金	58,160	
その他の投資事業組合投資収益	173,984	
雑収入	28,458	391,314
<b>IV 営業外費用</b>		
雑損失	5,183	5,183
経常利益		533,873
<b>V 特別利益</b>		
関係会社清算益	42,811	42,811
<b>VI 特別損失</b>		
固定資産除却損	87	
災害関連損失	9,600	9,687
税引前当期純利益		566,996
法人税、住民税及び事業税	5,010	5,010
当期純利益		561,986

※千円未満を切り捨てて表示

## 11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

- 有価証券の評価基準および評価方法
  - 満期保有目的の債券
    - 償却原価法（定額法）
    - 子会社株式
    - 移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの…移動平均法による原価法
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産…定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準による。
  - 無形固定資産…自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）による定額法を採用。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上。
  - 役員賞与引当金…役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期末負担額を計上。

賞与引当金…従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期末負担額を計上。  
 役員退職慰労引当金…従業員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に定める当期末要支給額相当額を計上。  
 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上。  
 投資損失引当金…投資育成有価証券等の投資に係る損失に備えるため、当該企業の財政状態等を勘案し、当社所定の基準により計上。

- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。
- 投資事業組合の会計処理  
投資事業組合を当社が管理運営する場合は、当該組合の最近の期末財務諸表に基づき、組合の資産・負債・収益・費用をそれぞれ当社持分割合に応じて受入れる方法によって計上。なお、組合決算日（12 月 31 日）と当社決算日との間に生じた組合財産の変動については調整。  
投資事業組合を他社が管理運営する場合は、当該組合の純資産及び純損益を当社の持分割合に応じて計上。

### 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）  
 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」を適用。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

### (1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

### (2) 出資を行っているもの

1	名称	名古屋中小企業投資育成株式会社
	所在地	名古屋市市中村区名駅南一丁目16番30号
	資本金	4,300,800千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	取締役社長1人、常務取締役1人、取締役7人、監査役3人
	従業員数	27名
	持ち株比率	6.3%
法人との関係	名古屋市に本店を置く中小企業投資育成株式会社	
2	名称	大阪中小企業投資育成株式会社
	所在地	大阪府北区中之島三丁目3番23号
	資本金	6,822,000千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	取締役社長1人、常務取締役1人、取締役4人、監査役4人
	従業員数	54名
	持ち株比率	9.3%
法人との関係	大阪府に本店を置く中小企業投資育成株式会社	

※法定資金供給に係る出資については、別途、ホームページに掲載している。  
 ただし、その情報を掲載することにより、当該投資先企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また投資事業実施に当たって支障を及ぼす恐れがあるものについては、掲載していない。

## 名古屋中小企業投資育成株式会社

### 1. 法人概況

所在地	名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sbic-cj.co.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sbic-cj.co.jp/company_disclosure.html	
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和38年11月18日	民間法人化年月日	昭和61年7月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和38年11月	設立	
	昭和40年5月	転換社債の引受業務を追加	
	昭和61年7月	民間法人化、新株引受権付社債の引受業務を追加	
	平成元年6月	設立新株の引受業務を追加	
事業の目的	中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る。		
主な事務・事業の内容			
	(1) 資本金3億円以下で設立される株式会社への投資 (2) 資本金3億円以下の株式会社への投資 (3) 上記(1)および(2)により投資した株式会社への追加投資 (4) 上記(1)～(3)により投資した株式会社への経営または技術の指導 (5) 上記に附帯する事業		

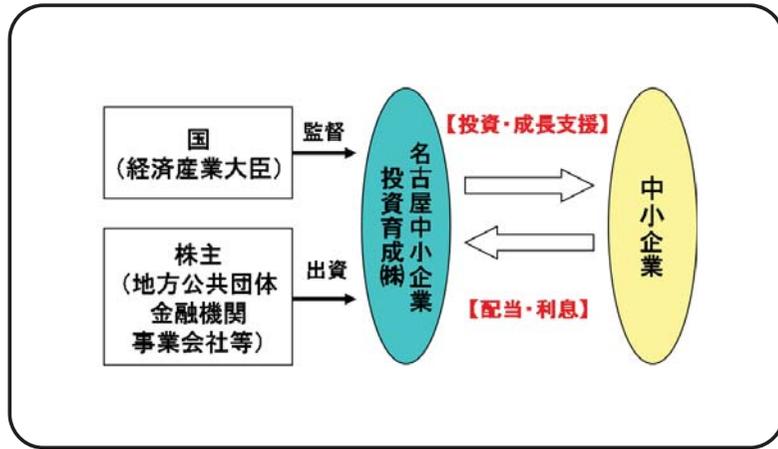
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
投資	資本金3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受及び保有	(平成23年度実績) 【新規】 18件 【再投資】 10件 【合計投資額】 6億2千2百万円	-	795,643(※)
	中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第1号～第3号、第5号	-	-	-
育成	株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社（以下「投資先企業」）の依頼に応じて、経営または技術の指導を行う事業	(平成23年度実績) 【社長・経営幹部対象交流会】 13回 【若手経営者対象勉強会】 43回 【ニーズ別勉強会】 20回 【海外視察会】 1回 【テーマ別研修会】 43回 【経営後継者対象研修会】 27回	有	795,643(※)
	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年6月10日法律第101号）第5条第1項第4号	-	-	-

※ 事業費は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	4,300,800	4,300,800	4,300,800	4,300,800	4,300,800
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	4,300,800	4,300,800	4,300,800	4,300,800	4,300,800
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	1,848,189	1,512,615	1,131,857	1,413,794	1,313,697	
内 訳	事業収入額	1,689,917	1,403,349	1,030,112	1,331,583	1,236,443
	国等からの補助金等収入額	—	—	1,540	1,541	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	158,272	109,266	100,205	80,670	77,254

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

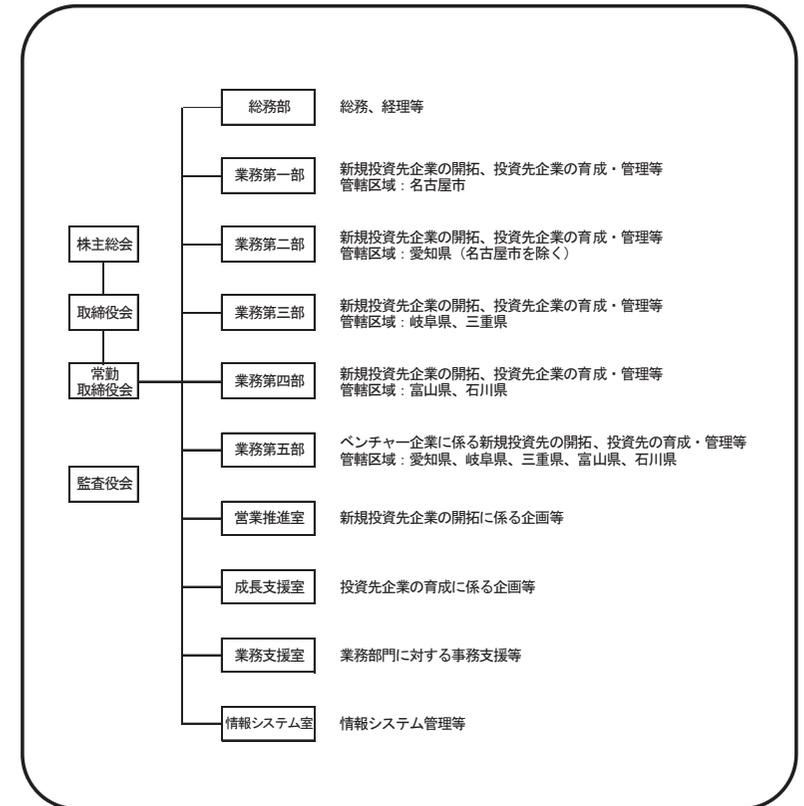
(国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
代表取締役社長	常勤		—	2年	1人	4期	1人	0人	—
常務取締役	常勤		64歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
取締役	常勤	取締役12人以内	62歳	2年	5人	1期	1人	0人	—
						2期	3人		
						4期	1人		
取締役	非常勤		—	2年	3人	2期	2人	1人	九州通商産業局長
						3期	1人		
監査役	常勤		62歳	4年	1人	1期	1人	0人	—
監査役	非常勤	監査役4人以内	—	4年	2人	1期	1人	0人	—
						3期	1人		

※代表取締役社長及び非常勤役員については、在任年齢（定年）の規定なし。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	90,133	0	0	90,133
非常勤	5,904	0	0	5,904
合計	96,037	0	0	96,037

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	27人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,678,582	流動負債	104,541
現金及び預金	4,454,233	未払金	18,305
未収入還付税金	193,645	未払法人税等	5,406
その他	30,703	賞与引当金	31,131
		役員賞与引当金	40,267
固定資産	18,894,442	その他	9,429
有形固定資産	6,673		
建物	2,708	固定負債	1,969,689
車両	511	退職給付引当金	101,816
器具備品	2,913	長期未払金	200,281
土地	540	長期繰延税金負債	1,667,592
無形固定資産	13,677		
ソフトウェア	13,214		
電話加入権	462		
投資その他の資産	18,874,091		
イ. 投資有価証券	17,335,399	負債合計	2,074,231
投資育成株式	17,891,871		
投資育成新株予約権付社債	300,644	純資産の部	
投資損失引当金	△857,116	株主資本	18,441,936
		資本金	4,300,800
ロ. その他	1,538,692	利益剰余金	14,141,136
投資有価証券	1,454,586	利益準備金	925,000
関係会社株式	3,500	その他利益剰余金	
従業員長期貸付金	2,840	別途積立金	11,700,000
破産更生債権等	173,559	繰越利益剰余金	1,516,136
長期前払費用	528		
敷金	42,697	評価・換算差額等	
その他	34,540	その他有価証券評価差額金	3,056,856
貸倒引当金	△173,559		
		純資産合計	21,498,793
資産合計	23,573,024	負債純資産合計	23,573,024

※千円未満を切り捨てて表示

## 10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：千円）

営業収益			
投資育成株式配当金	962,555		
投資育成新株予約権付社債利息	10,236		
投資育成株式売却益	229,457		
投資育成新株予約権付社債償還益	79		
投資有価証券売却益	59		
経営指導料	32,274		
投資事業組合管理収入	1,782		1,236,443
営業費用			
一般管理費	678,356		
投資育成株式売却費	81		
投資育成株式売却損	13,545		
投資育成新株予約権消却損	229		
投資育成株式評価損	86,319		
投資損失引当金繰入額	△62,162		
貸倒引当金繰入額	10,992		
業務委託費	61,794		
経営指導費	6,486		795,643
営業利益			440,800
営業外収益			
受取利息、有価証券利息及び配当金	66,277		
事務受託料	4,321		
雑収入	6,654		77,254
営業外費用			
その他の投資事業組合投資損失	6,642		6,642
経常利益			511,411
特別損失			
投資有価証券売却損	2,010		2,010
税引前当期純利益			509,400
法人税、住民税及び事業税	977		
法人税等調整額	—		977
当期純利益			508,423

※千円未満を切り捨てて表示

## 11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

- 資産の評価基準及び評価方法
  - 関係会社株式
    - 移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの
      - 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
      - 時価のないもの
        - 移動平均法による原価法
    - なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるもの）については、当事業年度末現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、持分相当額を純額で取り込む方法による。
  - 固定資産の減価償却の方法
    - 有形固定資産
      - 定率法による。
        - なお、主な耐用年数は以下のとおり。
 

建物及び建物附属設備	3～39年
車両及び器具備品	5～20年
      - 無形固定資産
        - 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。
          - なお、自社利用のソフトウェア以外に減価償却を要する無形固定資産はない。
    - 引当金の計上基準
      - 貸倒引当金
        - 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計上。
          - また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見

- 達額を計上。
    - 投資損失引当金
      - 投資育成有価証券に係る損失の発生に備えるため、当社所定の基準により計上。
    - 賞与引当金
      - 従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度末に在籍する従業員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上。
    - 役員賞与引当金
      - 役員に支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上。
    - 退職給付引当金
      - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上。
  - その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
    - 消費税等の会計処理
      - 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却。
- （追加情報）  
 （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準などの適用）  
 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

### (1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

### (2) 出資を行っているもの

1	名称	東京中小企業投資育成株式会社
	所在地	東京都渋谷区渋谷3-29-22
	資本金	6,673,400千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	代表取締役社長 1 人、常務取締役 1 人、取締役 4 人、監査役 3 人
	従業員数	70 名
2	持ち株比率	10.81%
	法人との関係	同じ設立根拠法に基づき設立された法人
	名称	大阪中小企業投資育成株式会社
	所在地	大阪府北区中之島三丁目3番23号
	資本金	6,822,000千円
	事業内容	投資育成業
3	役員の状況	代表取締役社長 1 人、取締役 5 人、監査役 4 人
	従業員数	54 名
	持ち株比率	9.95%
	法人との関係	同じ設立根拠法に基づき設立された法人
	名称	株式会社投資育成総合研究所
	所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号
3	資本金	10,000千円
	事業内容	名古屋中小企業投資育成株式会社の投資先企業に対して、以下の事業を行っている。 1. コンサルテーションの企画・実施 2. 研修会の企画・実施 3. 外部機関等の紹介、有益情報提供の企画・実施
	役員の状況	代表取締役社長 1 人、取締役 2 人、監査役 1 人
	従業員数	2 名
	持ち株比率	35.00%
	法人との関係	関連会社（投資先に対し、より専門性の高い育成業務を展開）

※法定資金供給に係る出資については、別途、ホームページに掲載している。  
 ただし、その情報を掲載することにより、当該投資先企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また投資事業実施に当たって支障を及ぼす恐れがあるものについては、掲載していない。

## 大阪中小企業投資育成株式会社

### 1. 法人概況

所在地	大阪市北区中之島3丁目3番23号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sbic-wj.co.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sbic-wj.co.jp/disclose/index.html	
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和38年11月20日	民間法人化年月日	昭和61年7月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和38年11月	中小企業投資育成株式会社法に基づき設立	
	昭和40年5月	転換社債の引受業務を追加	
	昭和61年7月	新株引受権付社債引受業務を追加	
	平成元年6月	設立新株引受業務の追加	
事業の目的	中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る。		
主な事務・事業の内容			
	(1) 資本金3億円以下で設立される株式会社への投資 (2) 資本金3億円以下の株式会社への投資 (3) 上記(1)および(2)により投資した株式会社への追加投資 (4) 上記(1)～(3)により投資した株式会社への経営または技術の指導 (5) 上記に附帯する事業		

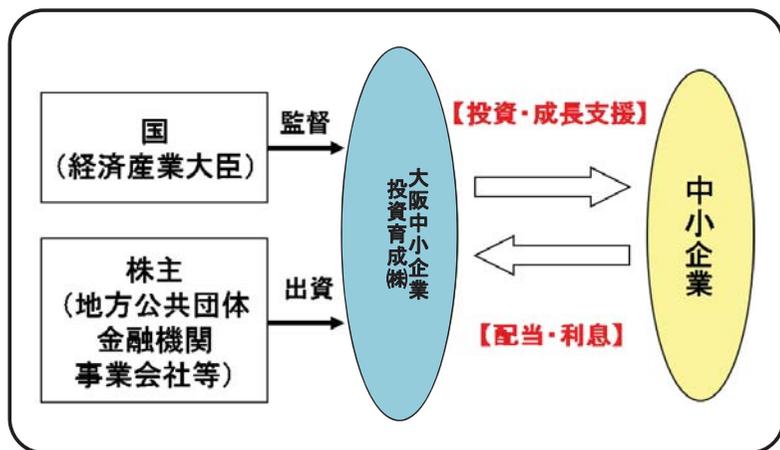
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
投資	資本金3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受及び保有	(平成23年度実績) 【新規】 47件 1,476百万円 【再投資】 9件 145百万円	—	1,424,193 (※)
	中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第1号～第3号、第5号	—		
育成	株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社（以下「投資先企業」）の依頼に応じて、経営または技術の指導を行う事業	(平成23年度実績) 【投資先社長会総会】 2回 【資先社長研修会】 7回 【海外経済視察】 1回 【セミナー】 136回（うち無料セミナー73回）	有	1,424,193 (※)
	中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第4号	—		

※ 事業費は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	6,822,000	6,822,000	6,822,000	6,822,000	6,822,000
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	6,822,000	6,822,000	6,822,000	6,822,000	6,822,000
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	3,623,233	2,675,619	2,920,953	3,262,161	3,105,994	
内訳	事業収入額	3,435,079	2,564,319	2,707,118	3,165,704	2,920,224
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	188,154	111,300	213,835	96,457	185,770

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

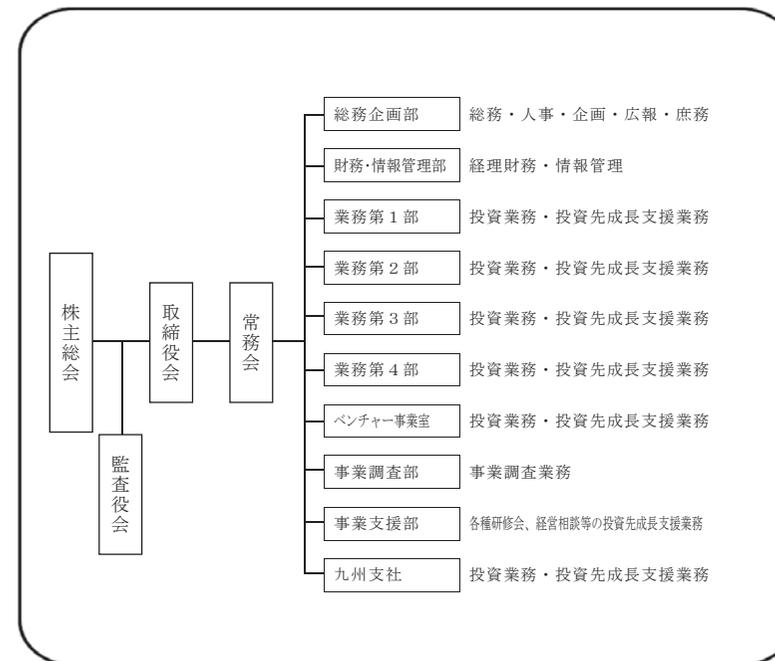
(国等からの補助金等の状況（平成23年度）

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度）

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
代表取締役社長	常勤	1人	原則6年	1年	1人	4期	1人	1人	中小企業庁長官
常務取締役	常勤	若干名	63歳	1年	1人	6期	1人	0人	-
取締役	常勤	全ての取締役で3~10人	61歳	1年	2人	4期	1人	0人	-
						1期	1人	-	-
	非常勤	-	1年	2人	9期	1人	1人	国土庁長官菅原審議官	
監査役	常勤	全ての監査役で3~4人	63歳	4年	1人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	-	-
	非常勤	-	4年	3人	1期	2人	0人	-	

※非常勤取締役及び非常勤監査役についての定年規定はない。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	105,889	0	0	105,889
非常勤	8,640	0	0	8,640
合計	114,529	0	0	114,529

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	55人
非常勤	非常勤	定数	-
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	7,406,840	I 流動負債	182,821
現金及び預金	2,357,489	未払法人税等	15,049
有価証券	4,542,422	賞与引当金	91,554
未収入還付税金	386,055	役員賞与引当金	36,246
その他の流動資産	120,872	その他の流動負債	39,971
II 固定資産	32,496,095	II 固定負債	2,344,572
1 有形固定資産	65,922	長期未払金	560
建物附属設備	48,429	繰延税金負債	1,916,136
車両	2,938	退職給付引当金	333,468
器具備品	14,554	役員退職引当金	94,407
2 無形固定資産	383		
電話加入権	383		
3 投資その他の資産	32,429,789	負債合計	2,527,394
(1) 投資有価証券	29,527,410	純資産の部	
投資有成株式	31,923,151	I 株主資本	33,907,581
投資有成新株予約権付社債	49,002	1 資本金	6,822,000
投資損失引当金	△2,444,742	2 利益剰余金	27,085,581
(2) その他の資産	2,902,378	(1) 利益準備金	1,705,500
投資有価証券	1,822,041	(2) その他利益剰余金	25,380,081
長期金銭信託	991,112	配当平準積立金	2,500,000
その他	89,224	別途積立金	20,400,000
		繰越利益剰余金	2,480,081
		II 評価・換算差額等	3,467,959
		その他有価証券評価差額金	3,467,959
		純資産合計	37,375,541
資産合計	39,902,935	負債及び純資産合計	39,902,935

※千円未満を切り捨てて表示

10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
投資育成株式配当金	1,755,095	
投資育成株式売却益	1,107,064	
投資事業組合管理収入	11,965	
投資育成新株予約権付社債利息	3,241	
事業支援収入	42,857	2,920,224
営業費用		
一般管理費	1,152,812	
組合管理費	4,942	
投資育成有価証券評価損	44,355	
投資損失引当金繰入額	155,655	
事業支援費用	21,607	
その他の営業費用	44,819	1,424,193
営業利益		1,496,031
営業外収益		
受取利息及び配当金	59,908	
投資有価証券売却益	61,112	
雑収入	3,459	124,480
営業外費用		
投資事業組合管理収入返還金	99,655	
長期金銭信託運用損	72,555	
雑損失	14,182	186,393
経常利益		1,434,118
特別利益		
子会社清算益	61,290	61,290
税引前当期純利益		1,495,408
法人税、住民税及び事業税	5,932	
法人税等調整額	—	5,932
当期純利益		1,489,476

※千円未満を切り捨てて表示

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

（その他有価証券）

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) 特定金銭信託等の評価基準及び評価方法

（その他有価証券）

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準による。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上。なお、当事業年度は該当なし。

(2) 投資損失引当金

投資育成有価証券の損失に備えるため、投資先企業の財政状態等を勘案し、当社所定の基準により計上。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上。

(6) 役員退職引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規則」に基づく期末要支給額を計上。

4. 投資事業有限責任組合の会計処理

組合の最近の決算書に基づき、組合の資産・負債・収益・費用をそれぞれ当社持分割合に応じて受け入れる方法によって計上。

なお、組合決算日（12月31日）と当社決算日との間に生じた組合財産の重要な変動については調整。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

平成 20 年 3 月 31 日以前に契約をした所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に準じた会計処理による。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

6. 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

当事業年度より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

1	名称	東京中小企業投資育成株式会社
	所在地	東京都渋谷区渋谷3-29-22
	資本金	6,673,400千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	取締役社長1人、常務取締役1人、取締役4人、監査役3人
	従業員数	70名
	持ち株比率	10.4%
法人との関係	東京都に本社を置く中小企業投資育成株式会社	
2	名称	名古屋中小企業投資育成株式会社
	所在地	名古屋市中村区名駅南1-16-30
	資本金	4,300,800千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	取締役社長1人、常務取締役1人、取締役7人、監査役3人
	従業員数	27名
	持ち株比率	2.1%
法人との関係	名古屋市内に本社を置く中小企業投資育成株式会社	

※法定資金供給に係る出資については、別途、ホームページに掲載している。

ただし、その情報を掲載することにより、当該投資先企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また投資事業実施に当たって支障を及ぼす恐れがあるものについては、掲載していない。

(7) そ の 他



## 自動車安全運転センター

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア6階	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jsdc.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jsdc.or.jp/center/financial/index.html
設立根拠法	自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）	
その他、事務・事業に関する法律	—	
所管府省（担当課）	警察庁交通局交通企画課	
設立年月日	昭和50年10月16日	民間法人化年月日 平成15年10月1日
沿革	年 月	事項
	昭和50年10月	自動車安全運転センター設立
	平成3年4月 平成15年10月	安全運転中央研修所開所 民間法人化（自動車安全運転センター法の一部改正）
事業の目的	自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通の安全に関する研修の実施、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資すること。	
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転研修業務</li> <li>累積点数通知業務</li> <li>運転経歴証明業務</li> <li>交通事故証明業務</li> <li>調査研究業務</li> </ul>	

### 2. 事務・事業の概要等

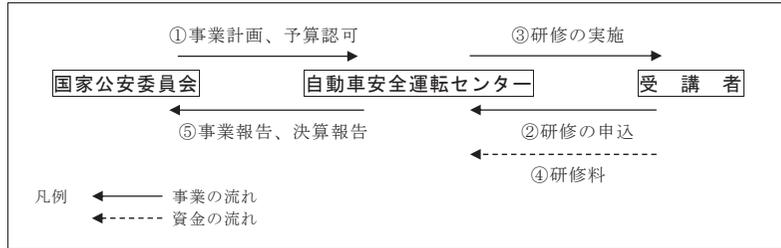
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
安全運転研修業務	① 自動車運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事する者又は運転免許を受けた青少年に対する、業務上必要な、又は資質向上に必要な自動車運転に関する研修の実施。	(平成23年度) 研修実施延人員 45,307人	有	1,449,618
	② 運転免許を受けていない16歳未満の者に対する交通安全に関する研修の実施。			
	自動車安全運転センター法第29条第1項第1号及び第2号	—		経常費用 (研修業務)
累積点数通知業務	交通違反等の点数が免許停止処分又は違反者講習を受けることとなる直前の点数に達したときに、その旨を書面で通知するもの。	(平成23年度) 通知件数 938,163件	—	4,408,071 (※)
	自動車安全運転センター法第29条第1項第3号	制度的独占		
運転経歴証明業務	自動車の運転に関する経歴（無事故・無違反、運転記録、累積点数等、運転免許経歴）に係る書面を本人の求めに応じて交付するもの。	(平成23年度) 交付件数 4,811,749件	有	4,408,071 (※)
	自動車安全運転センター法第29条第1項第4号	制度的独占		
交通事故証明業務	交通事故に関し、発生日時、場所その他の事項を記載した書面を当該事故の加害者、被害者等の求めに応じて交付するもの。	(平成23年度) 交付件数 3,397,426件	有	4,408,071 (※)
	自動車安全運転センター法第29条第1項第5号	制度的独占		

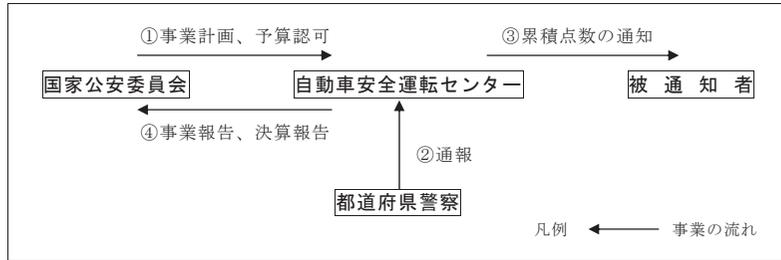
※ 自動車安全運転センターにおいては、累積点数通知業務、運転経歴証明業務及び交通事故証明業務等について、一括した区分として経理を行っているため、当該区分の費用全体を記載している。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

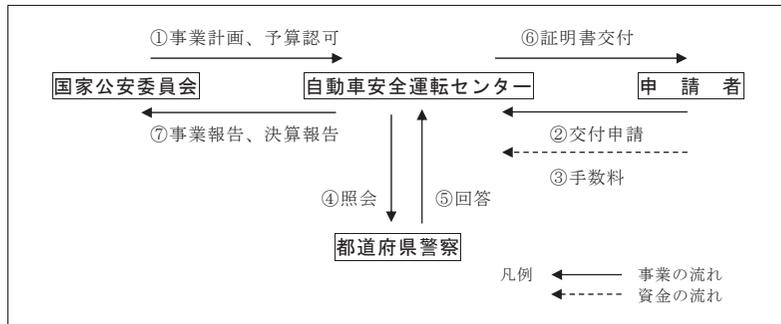
① 安全運転研修業務



② 累積点数通知業務



③ 運転経歴証明業務、交通事故証明業務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	6,195,060	6,195,060	6,195,060	6,195,060	6,195,060
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	7,257,962	7,200,675	7,009,443	6,537,234	6,298,474	
内訳	事業収入額	6,626,303	6,590,018	6,375,289	5,940,089	5,793,823
	国等からの補助金等収入額	111,000	82,272	59,122	50,811	6,403
	国等との契約に基づく総収入額	123,952	119,959	124,051	120,081	97,215
	その他収入額	396,707	408,426	450,981	426,253	401,033

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※ 「その他収入額」欄には、地方公共団体補助金等収入、事業外収益等を計上。

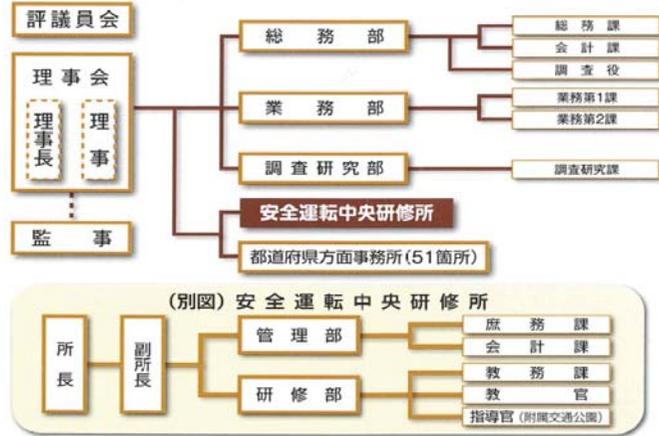
(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	自動車事故対策費補助金	安全運転推進事業	その他	6,402
	自動車の運行の安全の確保に関する事業、自動車事故による被害者の援護に関する事業等の経費を助成することにより、自動車事故の発生や被害者の保護の増進に資すること。	安全運転中央研修所における青少年運転者課程で、25歳未満の青少年運転者を対象に安全運転の基本、運転適性検査による運転行動を学ぶほか、基本走行、スラロム走行、モトクロス及びトライアル等の技能訓練、各種道路状況に応じたブレーキング等により、運転者に必要な実技等について研修を実施。		国土交通省 自動車局 保障制度参事官室

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況				
						期別	人数	人数	最終官職			
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	4期	1人	1人	警察庁警備局長			
理事	常勤	10人以内	65歳	2年	4人	1期	3人	3人	長崎県警察本部長			
						2期	1人		消防庁消防大学校長			
	非常勤					80歳	2年	5人	4期	4人	0人	警察大学校教務部長
									1期	1人	-	
監事	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	1人	国土交通省関東運輸局自動車技術安全部次長			

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	56,568	10,465	22,839	89,872
非常勤	-	-	-	-
合計	56,568	10,465	22,839	89,872

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	445人	非常勤	定数	-
		現員			現員	
			430人			-

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

(単位：百万円)

勘定科目	金額	内訳	
		証明業務等	研修業務
流動資産	2,497	2,289	207
現金・預金	2,136	1,987	148
現商貯前未取	4	-	4
貯蔵品	33	26	7
未払費用	12	9	3
未収収益	24	11	13
未収金	285	254	30
固定資産	23,405	2,624	20,781
有形固定資産	13,168	86	13,082
建物	2,245	8	2,236
構築物	1,172	-	1,172
機械・装置	27	-	27
車両・運搬具	205	-	205
器具・備品	194	77	117
立木	2	-	2
建設仮置	9,292	-	9,292
土地	28	-	28
無形固定資産	79	66	13
電話加入権	12	10	1
ソフトウェア	67	55	11
投資その他の資産	10,157	2,471	7,685
有価証券	2,038	1,046	992
敷金・預金	55	52	3
退職給付引当金	1,500	1,372	127
建設仮置	6,562	-	6,562
その他	0	-	0
資産合計	25,903	4,914	20,988
流動負債	850	678	172
リース債務	74	12	61
未払法人税等	77	70	6
未払消費税	3	3	0
未払費用	0	-	0
前受り	340	292	48
預り金	43	36	6
賞与引当金	148	123	25
固定負債	161	138	22
リース債務	2,607	1,404	1,203
退職給付引当金	62	24	37
退職見返補助金	1,507	1,380	127
資産見返寄付金	362	-	362
資産見返寄付金	674	-	674
負債合計	3,458	2,082	1,375
純資産	22,444	2,831	19,613
資本積立金(土地)	6,195	-	6,195
積立金	16,075	2,776	13,298
土地・建物等充当金	5,770	48	5,722
建設積立金	7,200	-	7,200
経営基盤安定化積立金	1,500	1,500	-
積立金	1,604	1,228	376
その他有価証券評価差額金	173	54	119
(純資産合計)	22,444	2,831	19,613
負債・純資産合計	25,903	4,914	20,988

(注) 1. 減価償却累計額 10,545百万円

2. 純資産の部は、利益処分後の数値となっている。

3. 計数については、各々単位未満を切捨てているため、必ずしも合計等とは一致しない。

## 10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：百万円）

	勘定科目	金額	内 訳	
			証明業務等	研修業務
収 益 の 部	経常収益	6,298	5,040	1,258
	事業収入	5,890	4,866	1,024
	証明書交付手数料等収入	4,866	4,866	-
	研修料収入	967	-	967
	入場料等収入	0	-	0
	施設貸付料収入	21	-	21
	成果普及業務収入	0	0	-
	物品販売業務収入	34	-	34
	補助金等収入	149	137	12
	国庫補助金収入	6	-	6
	地方公共団体補助金等収入	143	137	5
	資産見返補助金戻入	31	-	31
	資産見返寄付金戻入	63	-	63
	事業外収益	163	36	126
	受取利息	9	8	0
	有価証券利息	128	24	104
雑益	24	3	21	
	合 計	6,298	5,040	1,258
費 用 の 部	経常費用	5,850	4,401	1,448
	事業費用	2,355	1,900	455
	一般業務費	1,929	1,885	44
	研修費	343	-	343
	施設管理費	42	-	42
	調査研究費	15	15	-
	物品販売業務費	24	-	24
	一般管理費	3,494	2,501	993
	一般管理費	2,686	2,205	480
	賞与引当金繰入	161	138	22
	退職給付引当金繰入	102	89	13
	減価償却費	543	67	476
	事業外費用	0	0	0
	雑損	0	0	0
	特別損失	3	2	0
	固定資産除却損	3	2	0
法人税、住民税及び事業税	3	3	0	
当期末処分利益	440	632	△ 191	
	合 計	6,298	5,040	1,258

（注）計数については、各々単位未満を切捨てているため、必ずしも合計等とは一致しない。

## 11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

- 有価証券の評価基準及び評価方法  
 その他有価証券  
 市場価格のあるもの  
 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は個別法により算定）を採用している。
- たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 商品及び貯蔵品  
 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用している。

## 3 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

#### ① リース資産以外の有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

建物 8年～47年、構築物 10年～60年、機械・装置 5年～17年、車両・運搬具 3年～6年、器具・備品 2年～20年

#### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

なお、平成 20 年 3 月 31 日以前に契約をした所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

### (2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、センター利用のソフトウェアについては、センターにおける利用可能期間（5年）に基づいている。

## 4 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当期負担額を計上している。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合退職による期末要支給額）に基づき計上している。

## 5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

## 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

## （追加情報）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用している。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 社会保険診療報酬支払基金

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区新橋2-1-3	
ホームページ・アドレス	トップページ	<a href="http://www.ssk.or.jp/">http://www.ssk.or.jp/</a>
	業務及び財務等に関する資料	<a href="http://www.ssk.or.jp/goannai/goannai_05.html">http://www.ssk.or.jp/goannai/goannai_05.html</a>
設立根拠法	社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）	
その他、事務・事業に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 介護保険法（平成9年法律第123号） 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）	
所管府省（担当課）	厚生労働省保険局保険課	
設立年月日	昭和23年9月1日	民間法人化年月日 平成15年10月1日
沿革	年 月	事項
	昭和23年9月	社会保険診療報酬支払基金設立 健康保険法による診療報酬の審査・支払事務を開始
	昭和58年2月	老人保健法関係業務を開始
	昭和59年10月	退職者医療関係業務を開始
	平成12年4月	介護保険関係業務を開始
	平成15年10月	民間法人化
	平成20年4月	後期高齢者医療制度関係業務等を開始
	平成23年12月	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を開始
事業の目的	全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者」という。）が、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下「診療担当者」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行う。	
主な事務・事業の内容	①療養の給付等に係る審査・支払業務、②高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金交付事務、③後期高齢者医療制度関係業務、④前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務、⑤病床転換助成業務、⑥特定健康診査等決済代行事業、⑦被扶養者情報通知経由事業、⑧介護保険関係業務、⑨老人保健関係業務、⑩退職者医療関係業務、⑪特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	

### 2. 事務・事業の概要等

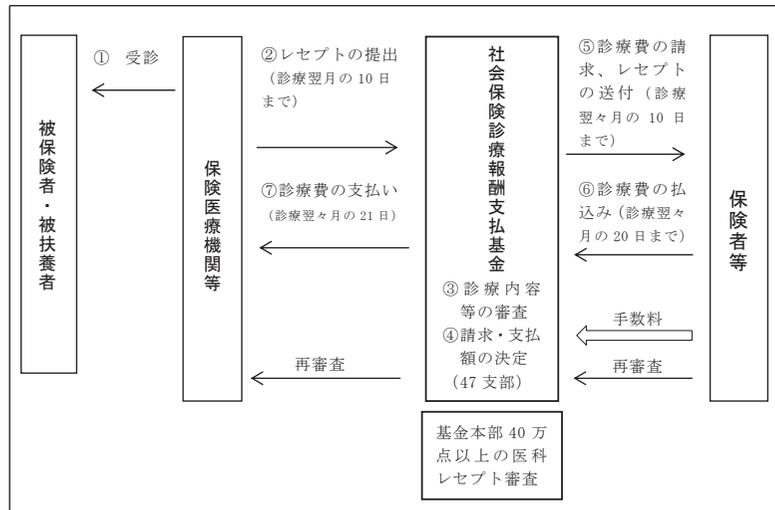
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費（千円）	
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定	
診療報酬審査・支払事務	・保険者からの委託による療養の給付等に係る審査・支払 ・国からの要請による高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付	（平成23年度） 事務費勘定 907,944千円 高齢者医療制度円滑導入勘定 19,256千円	有	10,581,745,149	
	社会保険診療報酬支払基金法第15条	—		一般会計	
後期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等	・保険者からの後期高齢者支援金等の徴収事務 ・後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金の交付等	（平成23年度） 保険者 3,413 広域連合 47 徴収回数 12 交付回数 12	—	5,203,987,284	
	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第2号	制度的独占		後期高齢者医療特別会計	
前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等	・保険者からの前期高齢者納付金等の徴収 ・保険者に対する前期高齢者交付金の交付等	（平成23年度） 保険者 3,413 市町村 1,882 徴収回数 12 交付回数 12	—	2,965,774,890	
	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第1号	制度的独占		前期高齢者特別会計	
病床転換助成事業	・保険者からの病床転換支援金等の徴収 ・都道府県に対する病床転換助成交付金の交付等	（平成23年度） 保険者 3,413 都道府県 16 徴収回数 - 交付回数 1	—	362,900	
	高齢者の医療の確保に関する法律附則第11条第1項	制度的独占		病床転換助成事業特別会計	
特定健康診査等に係る費用の決済代行事業	・特定健診等機関から特定健診等に係る費用の支払 ・特定健診等機関から特定健診等に係る費用の支払	（平成23年度） 1,087千円	有	7,201,410	
	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項	—		認可事業特別会計 特定健診等決済代行事業費勘定	
被扶養者情報通知経由事業	・保険者から被扶養者情報に係る通知の受付 ・後期高齢者広域連合に対する当該通知の引渡し	（平成23年度） 98千円	有	49,060	
	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項	制度的独占		認可事業特別会計 被扶養者情報通知経由事業費勘定	
老人保健関係業務	・保険者からの拠出金徴収 ・市町村に対する交付金の交付等	（平成23年度） 保険者 3,399 市町村 1,735 徴収回数 12 交付回数 1	—	4,544,229	
	健康保険法等の一部を改正する法律による改正前の老人保健法64条第1項	制度的独占		老人保健特別会計	
退職者医療関係	・被用者保険等保険者からの	（平成23年度）	—	720,741,215	

業務	拠出金の徴収 ・市町村に対する療養給付費等交付金の交付等	保険者 1,531 市町村 1,717 徴収回数 12 交付回数 12		
	国民健康保険法附則第17条第1項	制度的独占		退職者医療特別会計
介護保険関係業務	・医療保険者からの納付金の徴収 ・市町村に対する介護給付費交付金の交付 ・市町村に対する地域支援事業支援交付金の交付等	(平成23年度) 医療保険者 3,411 市町村 1,580 徴収回数 12 交付回数 12	—	2,310,364,869
	介護保険法第160条第1項	制度的独占		介護保険特別会計
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給 ・特定無症候性持続感染者に対する定期検査費及び定期検査手当の支給 ・母子・世帯内感染防止医療費の支給	(平成23年度) 2月支給 15件 3月支給 55件	—	47,906,562
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給に関する特別措置法第26条	制度的独占		特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

○診療報酬審査・支払事務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

※一般会計については、平成15年10月の民間法人化により、社会保険診療報酬支払基金法第4条で定めていた「基本金」を廃止。また、特別会計については、法令に基づく業務であることから、資本金を有していない。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	21,225,498,566	19,916,511,869	20,257,761,464	20,539,551,786	21,640,524,113	
内訳	事業収入額	21,207,015,371	19,881,179,819	20,231,755,190	20,513,481,962	21,568,971,558
	国等からの補助金等収入額	18,305,478	35,278,558	25,902,386	25,977,412	71,477,171
	国等との契約に基づく総収入額	177,717	53,492	103,888	92,412	75,384
	その他収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

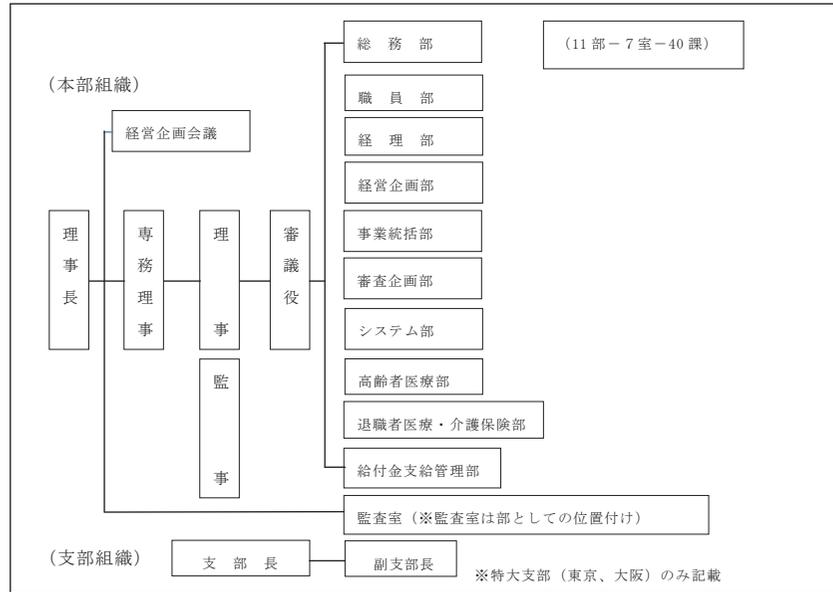
(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
交付金	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金事業	その他	23,199,754
	支払基金が行う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金に関する事業の実施を図るため、支払基金内に「健保高齢者医療制度円滑導入基金」を創設し、70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の円滑な実施を図る。	「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」により国が支払う一部負担金等の一部に相当する額（以下「指定公費負担医療費」という。）を保険医療機関等その他請求者に支払う事業並びに指定公費負担医療費の審査・支払事務を行う。		厚生労働省
補助金	介護保険関係業務費補助金	介護保険関係業務	事務費補助	232,525
	「介護保険関係業務実施要綱」に基づき、支払基金が行う介護保険関係業務に要する経費を補助することにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。	介護保険の介護給付費・地域支援事業支援納付金を医療保険者から徴収し、保険者である市町村に対し、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付する業務に関する事務を行う。	厚生労働省	
交付金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務費交付金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	その他	48,044,892
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第26条第1項の規定に基づき給付金等を支給する。	① 支払基金に設置する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の造成 ② 支払基金が行う特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務		厚生労働省

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年) ※	任期(1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	2年	1人	3期	1人	1人	北海道厚生局長
理事	常勤	17人以上 (専務理事含め)	65歳	2年	2人	1期	2人	1人	関東信越厚生局 統括指導医療官 財務省
						2期	3人	0人	—
						3期	5人	1人	厚生労働省医薬食品局長
						4期	2人	0人	—
						5期	2人	0人	—
監事	非常勤	4人	65歳	2年	3人	1期	1人	0人	—
						2期	2人	0人	—

※ 理事長及び専務理事は、特別な事情がある場合は70歳に達するまで。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	48,864	9,205	17,856	75,926
非常勤	—	5,409	—	5,409
合計	48,864	14,614	17,856	81,335

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	4,801人
		現員	4,838人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	519,864,349	未払金	15,187,715
未収事務費	6,829,088	未払消費税等	412,305
有価証券	49,920,000	未払後期高齢者交付金	434,771,754
前払年金費用	25,324	未払前期高齢者交付金	246,958,445
未収入金	12,533,304	未払特定健診等費用	447,475
未収後期高齢者支援金	394,868,308	過請求特定健診等費用	815
未収後期高齢者関係事務費拠出金	37,052	未払特別事業助成費返還金	8,178
未収前期高齢者納付金	225,965,183	未払老人薬剤費特別給付金	19
未収前期高齢者関係事務費拠出金	36,188	過請求老人薬剤費特別給付金	2
未収特定健診等費用	447,411	未払療養給付費等交付金	72,050,519
未収特別事業助成費返還金	8,178	未払介護給付費交付金	190,565,517
未収医療費拠出金	85,298	未払地域支援事業支援交付金	1,025,273
未収療養給付費等拠出金	51,059,487	未払費用	9,658
未収医療費交付金返還金	506,397	短期借入金	50,939,534
未収助成費返還金	25,079	短期リース債務	56,934
未収事務費拠出金	41,391	その他の未払金	15,200
未収介護給付費・地域支援事業支援納付金	178,623,913	前受金	162,784,422
過払特定健診等費用	750	預り金	12,511,350
過払老人薬剤費特別給付金	2	賞与引当金	2,679,406
未収収益	12,052	その他の流動負債	1,424,773
その他の流動資産	211,141	流動負債合計	1,191,849,310
流動資産合計	1,441,099,911		
		固定負債	
固定資産		預り委託金	50,609,717
有形固定資産		支給基金	35,790,521
建物	51,434,603	長期リース債務	58,375
構築物	335,748	退職給付引当金	124,957,767
車両運搬具	10,224	円滑導入基金	28,304,987
工具器具備品	1,680,809	その他の固定負債	1,631,649
土地	34,412,625	固定負債合計	241,353,016
リース資産	2,360,579		
有形固定資産合計	90,234,585	負債合計	1,433,202,330
無形固定資産			

電話加入権	38,892	(資本の部)	
地上権	802	利益剰余金	
ソフトウェア	11,637,221	別途積立金	72,335,079
リース資産	104,409	当期末処分利益	113,361,918
無形固定資産合計	11,781,326	当期末処理損失	△75,666,673
投資その他の資産			
敷金・保証金	115,322	資本合計	110,030,328
その他	1,508		
投資その他の資産合計	116,831		
固定資産合計	102,132,747	負債・資本合計	1,543,232,658
資産合計	1,543,232,658		

※ 全ての会計・勘定を集約しているため、合計は必ずしも一致しない。

## 10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

(単位：千円)

区 分	金 額
[経常損益の部]	
(業務損益の部)	
業務収益	21,667,052,416
業務費用	21,833,004,426
<b>業 務 利 益</b>	11,949,965
<b>業 務 損 失</b>	-177,901,976
(業務外損益の部)	
業務外収益	745,134
業務外費用	451,459
<b>経 常 利 益</b>	11,949,708
<b>経 常 損 失</b>	-177,608,037
[特別損益の部]	
特別利益	64,070
特別損失	1,670,558
<b>当 期 純 利 益</b>	11,946,113
<b>当 期 純 損 失</b>	-179,210,929
前期繰越利益	4,513,340
別途積立金取崩額	236,041,644
前期繰越損失	35,594,915
<b>当 期 未 処 分 利 益</b>	113,361,918
<b>当 期 未 処 理 損 失</b>	-75,666,673

※ 全ての会計・勘定を集約。

## 11. 重要な会計方針（平成23年度・一般会計事務費勘定※）

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1)有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法による。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

建物 6～50年  
構築物 10～60年  
車両運搬具 6年  
工具器具備品 3～20年

- (2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

なお、ソフトウェア（基金利用分）については、支払基金における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。

- (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

2. 引当金の計上基準

- (1)賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上。

- (2)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上。

過去勤務債務については、発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額を発生時から費用処理。

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額をそれぞれ発生時の翌期より費用処理。

なお、役員については、役員退職手当規程に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか追わない短期的な投資からなる。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式による。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用。

※ その他の経理（一般会計事業費勘定、一般会計高齢者医療制度円滑導入勘定、一般会計医療施設等設備整備費勘定、後期高齢者医療特別会計事業費勘定、後期高齢者医療特別会計事務費勘定、前期高齢者特別会計事業費勘定、前期高齢者特別会計事務費勘定、病床転換助成事業特別会計事業費勘定、病床転換助成事業特別会計事務費勘定、認可事業特別会計特定健診等決済代行事業費勘定、認可事業特別会計被扶養者情報通知経由事業費勘定、認可事業特別会計高齢者医療運営円滑化等事業費勘定、認可事業特別会計特別保健福祉事業費勘定、老人保険特別会計事業費勘定、老人保険特別会計事務費勘定、老人保険特別会計拠出金事業費勘定、老人保険特別会計老人薬剤費勘定、退職者医療特別会計事業費勘定、退職者医療特別会計事務費勘定、介護保険特別会計事業費勘定、介護保険特別会計事務費勘定、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計事業費勘定、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計事務費勘定）に係る重要な会計方針は省略。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし

## 中央職業能力開発協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿木村屋ビル 11 階	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.javada.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.javada.or.jp/ kyoukai/koukai/index.html
設立根拠法	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）	
その他、事務・事業に関する法律	—	
所管府省（担当課）	厚生労働省職業能力開発局能力評価課	
設立年月日	昭和 54 年 7 月 1 日	民間法人化年月日 平成 10 年 7 月 31 日
沿革	年 月	事 項
	昭和 44 年 11 月	中央技能検定協会設立
	昭和 45 年 1 月	技能検定制度の開始
	昭和 49 年 1 月	（社）全国共同職業訓練団体中央協議会設立
	昭和 52 年 8 月	（社）全国共同職業訓練中央会と名称変更
昭和 54 年 7 月	中央技能検定協会及び（社）全国共同職業訓練中央会を統一して、中央職業能力開発協会を設立	
平成 10 年 7 月	特別民間法人化	
事業の目的	中央職業能力開発協会は、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に「職業能力の開発」の促進を図ることを目的とする。	
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡</li> <li>2 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修</li> <li>3 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報</li> <li>4 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究</li> <li>5 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力</li> <li>6 その他の職業能力の開発の促進に関し必要な業務</li> <li>7 技能検定試験に関する業務の一部</li> </ol>	

### 2. 事務・事業の概要等

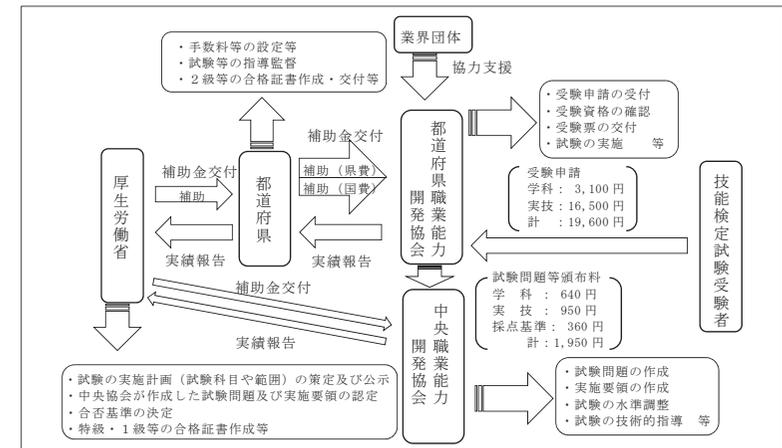
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
中央職業能力開発協会事業	職業能力開発促進法第 46 条第三項及び第 55 条に規定される事業 ①技能検定業務指導 ②都道府県技能検定委員等研修 ③技能検定制度の普及・促進 ④図書出版物の発刊 ⑤コンピューターサービス技能評価試験の実施 ⑥CAD トレース技能審査の実施 ⑦ビジネス・キャリア検定試験の実施 ⑧職業能力開発推進者リーダー養成研修等の実施 ⑨技能士実態調査の実施 ⑩アジア各国等との国際交流及び国際協力 ⑪技能検定試験問題等の作成	（平成 23 年度実績） ①回数:27 回 ②回数:前・後期 2 + 1 回 ③ホームページ等の活用 ④14,200 部(改訂・増刷含) ⑤受験申請者:82,342 名 ⑥受験申請者:3,393 名 ⑦受験申請者:23,500 名 ⑧369 名 ⑨技能士実態調査の実施 ⑩視察団受入協力 11 か国、5 回 ⑪684 作業試験 受験申請者:210,405 名	有	1,550,962
	職業能力開発促進法第 46 条第三項及び第 55 条	—	—	一般会計
技能評価システム移転促進事業	・開発途上国の業界団体等の技能評価担当者に対して、職種ごとに、我が国の技能検定等基準・問題作成等担当者研修及び試験・採点等担当者研修についての研修を行い、担当者研修の修了者を中心として、現地においてトライアル検定を自らの手で実施させることにより、技能検定の実施に係る実務的ノウハウの効果的な移転を図る。	技能評価技法研修等の実施 参加者 平成 19 年度 62 名 平成 20 年度 92 名 平成 21 年度 93 名 平成 22 年度 62 名 平成 23 年度 70 名 技能評価者講習の実施 参加者 平成 19 年度 57 名 平成 20 年度 55 名 平成 21 年度 47 名 平成 22 年度 34 名 平成 23 年度 123 名 技能評価トライアルの実施 参加国 平成 19 年度 6 か国 平成 20 年度 5 か国 平成 21 年度 6 か国 平成 22 年度 5 か国 平成 23 年度 6 か国	—	131,869
	職業能力開発促進法 55 条第 1 項第 5 号	—	—	一般会計
キャリア支援企業創出促進事業	企業へのキャリア形成に関する助言・情報提供、講習やキャリア健診等による支援を行うとともに、企業における人材育成システム全般に関する情報収集、分析を行い、幅広い企業に発信することによりキャリア形成支援に取り組む企業の創出を促進する。	（平成 23 年度実績） ○キャリア開発アドバイザー研修の実施 59 名 ○人材育成コンサルタントの情報提供・意見交換会の実施 74 名 ○キャリア健診研修の実施 29 名 ○職業能力開発推進者講習実績 全 81 回、2,586 名参加	—	44,666
	職業能力開発促進法 55 条第 1 項第 2 号及び 3 号	—	—	一般会計

各種技能競技大会等の推進事業	若年者ものづくり競技大会、技能五輪全国大会、技能グランプリの開催等を通じて、技能専重気運の醸成、技能者育成の促進等を図る。	(平成23年度) 第6回若年者ものづくり競技大会の実施 第49回技能五輪全国大会実施 第41回技能五輪国際大会への選手団派遣	-	564,021
	職業能力開発促進法55条第1項第5号及び6号	-	-	一般会計
幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備事業	・職務遂行に必要な職業能力や知識について、レベル毎に記述した職業能力評価基準の策定。 ・さらに、職業能力評価基準を活用して、「ジョブ・カード制度」に不可欠なモデル評価シート等の策定や人材育成のためのツールの作成・普及。	職業能力評価基準及びモデル評価シート等の取組業種数 平成19年度 13業種 平成20年度 14業種 平成21年度 10業種 平成22年度 11業種 平成23年度 9業種	-	157,702
	職業能力開発促進法55条第1項第3号	-	-	一般会計
緊急人材育成・就職支援基金事業	平成20年秋のリーマンショックに始まる厳しい雇用・失業情勢に対応するために、平成21年第1次補正予算等において国から緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金の交付を受けて造成した緊急人材育成・就職支援基金により、緊急人材育成支援事業、新卒者就職実現プロジェクト事業及び成長分野等人材育成支援事業等を実施しているもの。	(平成23年度) ○緊急人材育成支援事業 ・基金訓練認定定員数 244,604人 ・訓練・生活支援給付金受給資格認定件数 142,450件 ・訓練・生活支援給付金支給決定件数・同金額 715,376件・7,577,462万円 ・新規訓練設定奨励金支給決定件数・同金額 2,951件・408,811万円 ・訓練奨励金支給決定件数・同金額 27,070件・8,496,010万円 ・訓練・生活支援資金融資に係る保証経費の補助返済免除 7,456件 102,923万円 貸倒損失処理 527件 9,876万円  ○新卒者就職実現プロジェクト事業 ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 トライアル雇用奨励金支給決定件数・同金額 36,508件 1,026,083万円 既卒者正規雇用奨励金支給決定件数・同金額 21,483件 1,077,970万円 ・既卒者育成支援奨励金 既卒者育成雇用奨励金支給決定件数・同金額 43件 2,803万円 既卒者正規雇用奨励金支給決定件数・同金額 18件 900万円 ・3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金支給決定件数・同金額 4,101件 411,760万円  ○成長分野等人材育成支援事業 ・成長分野等人材育成支援奨励金支給決定件数・同金額 2件 1,346万円	-	251,452,437
	-	-	-	緊急人材育成・就職支援基金事業特別会計

## (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

【技能検定試験制度（都道府県方式）】



## 3. 財務の概要

### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	0	0	0	0	0
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	0	0	0	0	0
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

### (2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	3,435,589	3,598,385	704,050,050	214,725,527	26,546,538	
内訳	事業収入額	1,295,723	1,266,895	1,750,630	1,590,940	1,460,229
	国等からの補助金等収入額	2,075,421	2,257,902	702,205,996	212,917,511	25,017,992
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	会費収入等額	64,446	73,587	93,424	217,076	68,316

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※平成21年度以降は、「緊急人材育成・就職支援基金事業特別会計」の収入を含めて記載。「国等からの補助金等収入額」欄に「緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金」を計上（平成21年度7,000億円、22年度2,115億円、23年度約235億円）。なお、当該交付金は平成21年度約3,534億円、22年度約255億円国庫返納されている。

※「会費収入等額」欄には、会費収入、雑収入、運用収入（一般会計）を含む。

※特別会計の運用収入については「事業収入額」欄に計上。

(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

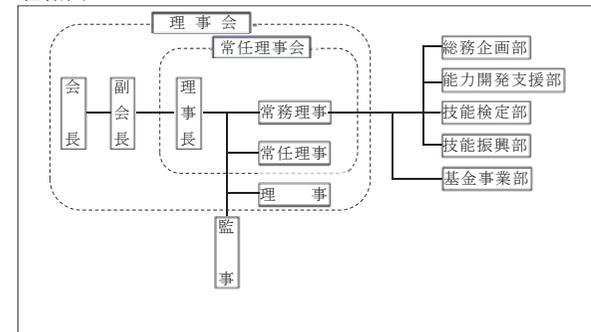
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額 (千円)	交付府省名
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		金額 (千円)	
補助金	技能向上対策費補助金	技能検定試験事業	事務費補助	441,343	厚生労働省
	職業能力開発促進法に基づき、会員が行う職業能力開発業務への指導、連絡、職業訓練に従事する者等への研修の実施、職業能力の開発に関する情報・資料の提供等の事業を実施する場合に、職員の人件費、一般運営費及び当該事業の実施に要する経費を補助対象経費として、その一部を補助するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方協会職員等研修費</li> <li>・ 職業能力開発推進者リーダー養成研修実施費</li> <li>・ 情報資料提供事業</li> <li>・ 技能検定業務指導費</li> <li>・ 技能検定職員等研修費</li> <li>・ 技能検定試験実施要領等作成費</li> </ul>			
交付金	緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金	新卒者就職実現プロジェクト事業	その他	23,520,108	厚生労働省
	中央職業能力開発協会が職業能力の開発及び向上並びに良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発を促進し、もって労働者の雇用及び生活の安定を図るため、基金を造成し、当該基金を活用するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 大学等を卒業後3年以内の既卒者を新卒扱いで正規雇用した事業主に対し、奨励金を支給。</li> <li>② 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て、正規雇用させた事業主に対して奨励金を支給。</li> <li>③ 既卒者育成支援奨励金 卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた成長分野等の中小事業主に対して奨励金を支給。</li> </ul>			

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額 (千円)	委託府省名
		金額 (千円)	
キャリア支援企業創出促進事業	事業主に対するキャリア形成に関する専門的な相談支援・情報提供、講習及び診断サービス(キャリア健診)等を実施するとともに、企業の人材育成システム全般に関する多面的な情報を収集・分析し、キャリア形成支援のモデル・評価視点等を抽出・提供することにより、企業内における労働者のキャリア形成の取組みの促進を図る。	44,666	厚生労働省
各種競技大会等の推進事業	各種技能競技大会等の推進により、技能労働者の地位向上を図り、若年者に対し技能の魅力・重要性を啓発し、若年者が進んで技能者を目指す気運を醸成し、若年ものづく	564,021	

	り人材の確保育成につなげていく。	厚生労働省
教育訓練講座受講環境整備事業	教育訓練給付制度の対象となる講座の適切な指定等を実施することにより、労働者の自発的な職業能力開発を促進し、これにより労働者の雇用の安定及び就職の促進を図る。	86,448
幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備事業	事業主団体及び関係企業等と連携して、職業能力が適正に評価されるための社会基盤として職業能力評価基準の整備を進め、この活用促進を図るとともにジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)に不可欠なモデル評価シートの作成など適切な評価の実施に資する取組を進めることを通じて職業能力評価制度の整備を図る。	157,702
技能評価システム移転促進事業	我が国がこれまでに国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムの開発途上国への移転を図り、開発途上国の効果的かつ効率的な人材育成に資する。	131,869
アジア太平洋地域人材養成協力事業	東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)及びアジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)の枠組みを活用した各種研修事業等を実施することにより、アジア太平洋地域における人材養成に資する。	71,836
		厚生労働省

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
都道府県職業能力開発協会	すべて中央協会の会員	47
職業訓練及び職業能力検定の推進のための活動を行う全国的な団体	加入の申込みをし、会長の承諾を受ける。また、諾否については理事会の意見を聴く。	253
本会の目的に賛同し、本会の業務に協力するもの	加入の申込みをし、会長の承諾を受ける。また、諾否については理事会の意見を聴く。	80

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任任期別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官役職
会長	非常勤	1人	70歳	2年	1人	3期	1人	0人	—
副会長	非常勤	若干人	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
副会長・	非常勤				2人	5期	1人	0人	—

役職	勤務形態	人数	年齢	任期	性別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	13期	担当					
常任理事					※	1期	1人	0人	—															
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	1人	厚生労働省労働基準局長															
常務理事	常勤	5人以内	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—															
常任理事	非常勤	65歳	2年	30人	6期	1人	0人	—																
					5期	2人	1人	経済産業省大臣官房審議官																
					4期	3人	1人	経済産業省製造産業局伝統工芸産業室長																
					3期	5人	0人	—																
					2期	5人	0人	—																
					1期	12人	2人	厚生労働省職業能力開発局育成支援課長 ・特許庁総務部長																
理事	非常勤	200人以内	65歳	2年	102人	13期	1人	—	—															
						11期	1人	—	—															
						10期	2人	—	—															
						9期	2人	—	—															
						8期	1人	—	—															
						7期	2人	—	—															
						6期	4人	—	—															
						5期	8人	1人	通商産業省貿易局安全保障貿易管理課情報システム調整官 ・国土交通省官房付															
						4期	13人	1人	(社)日本建設機械化協会建設機械化研究所研究第4部部長															
						3期	19人	—	—															
						2期	27人	—	—															
						1期	22人	2人	経済産業省産業技術環境局産業基盤標準化推進室長 ・国土交通省大臣官房審議官															
						監事	常勤	2人以内	65歳	2年	0人	—	—	—	—									
非常勤	3人以内	65歳	2年	1人	1期		1人	—	—															

※副会長のうち2人は常任理事と兼職

### 7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位:千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	30,336	4,148	11,887	46,371
非常勤	576	43	—	619
合計	30,912	4,191	11,887	46,990

※平成23年度においては、常勤役員が3人いたため、上記には3人分の支給総額を記載。

### 8. 職員数 (平成24年12月1日現在)

職員	勤務形態	定数	—
		現員	120人
非常勤	定数	—	
	現員	1人	

### 9. 貸借対照表 一般会計 (平成23年度・概要版)

平成24年3月31日 (単位:円)

借方	金額	貸方	金額
科目		科目	
資産の部		負債の部	
(流動資産)	1,140,921,770	(流動負債)	386,876,088
現金	78,130	未払金	232,755,470
預金	1,039,554,662	未払費用	20,571,181
その他	101,288,978	前受金	2,090,666
(固定資産)	893,793,343	預り金	103,790,885
(有形固定資産)		仮受金	117,370
器具備品	3,154,003	リース債務	15,581,016
建物付属設備	47,270,087	役員賞与引当金	3,760,985
リース資産	47,218,842	賞与引当金	8,188,515
(無形固定資産)		(固定負債)	632,379,933
ソフトウェア	137,062	リース債務	36,589,476
リース資産	4,951,650	役員退職慰労引当金	11,173,032
(特定資産)		退職給付引当金	584,617,425
BCテキスト改訂積立金	10,000,000	基本金の部	
競技大会準備積立金	7,135,763	(基本金)	1,015,459,092
(投資その他の資産)		積立金	867,450,574
敷金・保証金	74,422,292	当期純利益	135,540,586
投資有価証券	699,503,644	其他有価証券評価差額金	12,467,932
合計	2,034,715,113	合計	2,034,715,113

### 10. 損益計算書 一般会計 (平成23年度・概要版) 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 (単位:円)

科目	金額	科目	金額
(収入)		(支出)	
事業収益	2,500,014,777	事業費	1,597,534,074
会費収益		職業訓練振興事業費	10,515,179
会費収入	41,234,000	技能検定等事業費	499,546,830
事業収益		図書出版事業費	30,157,966
職業訓練振興事業収入	7,562,116	受託事業費	1,057,314,099
技能検定等事業収入	898,538,281	管理費	795,425,349
図書出版事業収入	54,023,685	役員員給与	551,194,336
受託事業収益		管理諸費	157,501,358
受託事業収入	1,057,314,099	退職給付引当金繰入	71,103,219
補助金収益		減価償却費	15,626,436
国庫補助金収入	441,342,596	事業外費用	750,000
事業外収益	12,237,156	貸倒損失	750,000
受取利息	747		
有価証券利息	10,625,779		
雑役	1,610,630	特別損失	17,687
特別利益	17,135,763	固定資産除却損	17,687
積立金より受入	17,135,763	法人税、住民税及び事業税	120,000
		当期純利益	135,540,586
		事業利益	107,055,354
		経常利益	118,542,510
		税引前当期純利益	135,660,586

### 11. 重要な会計方針 (平成23年度)

- 有形固定資産の減価償却方法等
  - 減価償却方法 定額法により行っている。
  - 減価償却累計額 器具備品: 14,160,996円、建物付属設備: 6,447,913円、リース資産: 20,828,944円  
合計: 41,437,853円
- リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存額をゼロとして算定する定額法による。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法) による。
  - 其他有価証券で時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全額を基本金の部に計上し、売却減価は移動平均法) による。
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - 出版物 先入先出法により行っている。
  - 貯蔵品 個別法による原価法により行っている (収入印紙及び交通プリペイドカードの期末未使用額を計上)
- 引当金の計上基準 (省略)

### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 【該当なし】

## 農林中央金庫

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区有楽町1-13-2 DNタワー21(第一・農中ビル)		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.nochubank.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.nochubank.or.jp/ir/	
設立根拠法	農林中央金庫法(平成13年法律第93号)		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省(担当課)	農林水産省経営局金融調整課		
設立年月日	大正12年12月20日	民間法人化年月日	昭和61年9月8日
沿革	年月	事項	
	大正12年12月 昭和61年9月	農林中央金庫設立 民間法人化	
事業の目的	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資すること。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 系統貸出業務：会員(農業協同組合等、農林水産業者の協同組織)に対する資金の貸付け等</li> <li>② 法人営業：会員以外の法人に対する金融サービスの提供</li> <li>③ 有価証券運用</li> <li>④ 預金業務：会員及びその他の者の預金の受入れ及びその運用</li> <li>⑤ 農林債業務：農林中央金庫法第60条に基づく農林債の発行業務</li> <li>⑥ 決済業務：農林水産業の協同組合の全国組織としてのネットワークを生かした内国為替取引、口座振込・振替業務</li> </ol>		

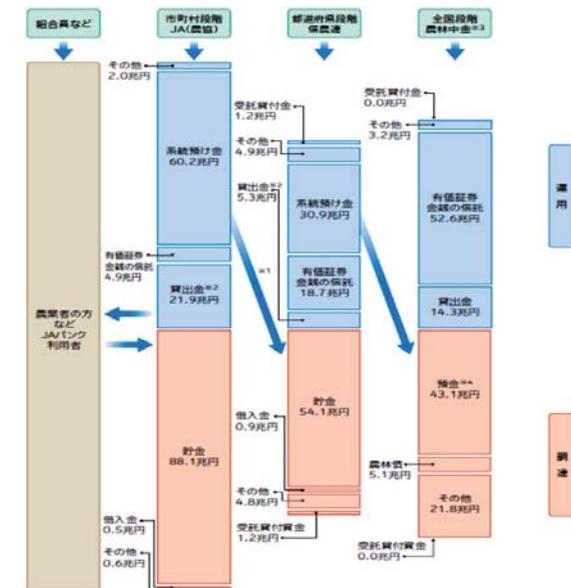
(注) 農林中央金庫の公表資料を基に、当省が作成した。

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		
系統貸出業務	独自の融資制度である「農林水産業振興資金」や「農業近代化資金」等の制度資金を通じた農林水産業者等に対する資金貸付け業務。 農林中央金庫法第54条第1項第2号	(平成23年度)貸出金残高 4,445億円	不明	不明
有価証券運用	各種有価証券の運用業務。 農林中央金庫法第54条第4項第2号から第9号	(平成23年度)年度末保有残高 456,554億円	不明	不明
預金業務	農林水産業団体や農林水産業関連企業、地方公団対等非営利法人等からの預金の受入れ及びその運用業務。 農林中央金庫法第54条第1項第1号、第2項第1号	(平成23年度)年度末預金残高 435,631億円 ※譲渡性預金を除く。	不明	不明
農林債業務	資金調達のための農林中央金庫法第60条に基づく農林債の発行業務。 農林中央金庫法第60条	(平成23年度)年度末発行残高 51,256億円	不明	不明

#### (2) 主な事務・事業の仕組み(業務及び資金の流れ)



●単位未満をそりした結果、運用と調達の計が一致しない場合があります。  
 ※1 一部の県域では、JJA(農協)が農林中央金庫に直接預金を預け入れる場合もあります。  
 ※2 JJA(農協)および信連の貸出金には金融機関向け貸出金は含まれておりません。  
 ※3 農林中央金庫の拠金は、海外拠点を除いておきます。  
 ※4 農林中央金庫の預金は、JJAグループ以外にも、JF・JForestグループおよび金融機関などからの預金も含まれます。

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位: 百万円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	2,016,033	3,421,370	3,425,909	3,425,909	3,425,909
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	2,016,033	3,421,370	3,425,909	3,425,909	3,425,909
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位: 百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	2,691,400	1,426,756	1,259,400	1,101,780	934,933
事業収入額	2,691,400	1,426,756	1,259,400	1,101,780	934,933
内 国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
訳 国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

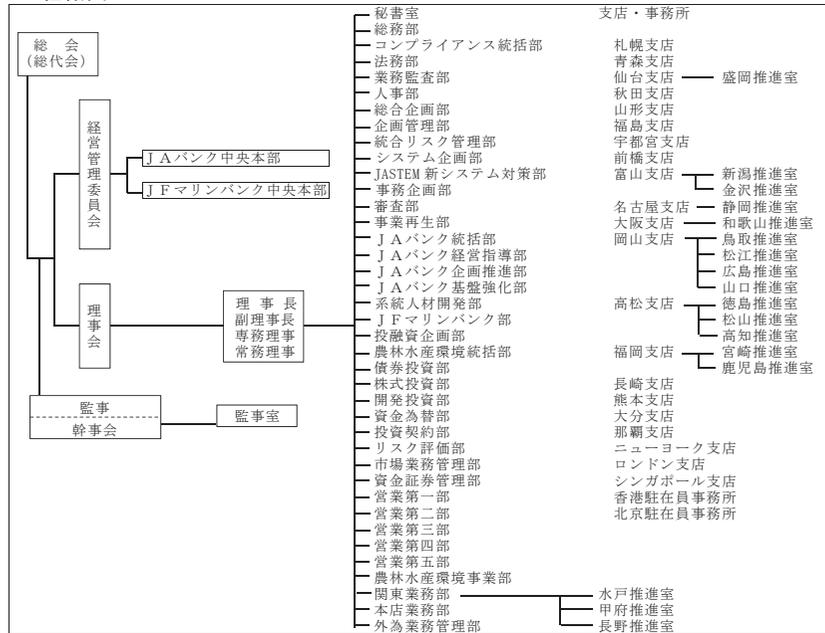
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年9月30日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
農業協同組合、漁業協同組合	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び畜産業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であって定款で定めるもの(農林中央金庫に出資している団体)。	3,850 団体

6. 役員の概要 (平成24年9月30日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	10人	不明	不明	1人				
経営管理委員	非常勤	以上			16人				
代表理事理事長	常勤				1人				
代表理事副理事長	常勤	5人	不明	不明	1人	不明	不明	不明	不明
専務理事	常勤	以上			3人				
常務理事	常勤				9人				
監事	非常勤	3人以上			4人				

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位: 百万円)

区分	基本報酬	賞与	退職慰労金	その他	支給総額
対象役員(※)	442	—	176	—	618

※ 「農林中央金庫法施行規則第百二十二条第六号等の規定に基づき、同令第百二十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年金融庁・農林水産省告示第10号)に規定されている「対象役員」で、理事及び常勤の監事。

8. 職員数 (平成24年9月30日現在)

職員	常勤	定数	現員
		—	3,289人
非常勤	定数	現員	
	不明	不明	

※上記の外、嘱託、臨時雇員及び海外の現地採用者(平成23年度計366人)あり。

9. 貸借対照表（平成23年度）

		(単位：百万円)	
科 目	金 額 (平成24年3月31日)	科 目	金 額 (平成24年3月31日)
(資産の部)		(負債の部)	
<b>貸出金</b>	<b>14,655,723</b>	<b>預金</b>	<b>43,563,186</b>
証書貸付	12,984,583	定期預金	36,684,700
手形貸付	232,534	通知預金	84,318
当座貸越	1,433,208	普通預金	1,073,185
割引手形	5,397	当座預金	134,811
<b>外国為替</b>	<b>44,797</b>	その他の預金	5,586,170
外国他店預け	44,797	<b>譲渡性預金</b>	<b>1,882,426</b>
<b>有価証券</b>	<b>45,655,404</b>	<b>農林債</b>	<b>5,125,655</b>
国債	17,521,653	農林債発行高	5,125,655
地方債	1,874	<b>特定取引負債</b>	<b>10,959</b>
社債	97,844	商品有価証券派生商品	-
株式	555,362	特定取引有価証券派生商品	13
その他の証券	27,478,669	特定金融派生商品	10,581
<b>金銭の信託</b>	<b>7,026,907</b>	<b>借入金</b>	<b>1,819,807</b>
<b>特定取引資産</b>	<b>32,658</b>	借入金	1,819,807
商品有価証券	21,425	<b>コールマネー</b>	<b>524,922</b>
商品有価証券派生商品	1	未払外国為替	10
特定金融派生商品	11,231	<b>受託金</b>	<b>4,351,710</b>
<b>買入金銭債権</b>	<b>222,980</b>	<b>その他負債</b>	<b>1,550,927</b>
未決済為替貸	126	未決済為替借	123
前払費用	367	未払費用	54,622
未収収益	103,051	未払法人税等	99
先物取引差入証拠金	1,949	前受収益	1,098
先物取引差金勘定	22	従業員預り金	8,135
金融派生商品	40,073	金融派生商品	698,326
金融派生商品取引差入担保金	759,895	リース債務	17,456
その他の資産	62,673	その他の負債	771,064
<b>有形固定資産</b>	<b>116,866</b>	<b>賞与引当金</b>	<b>5,129</b>
建物	34,513	<b>退職給付引当金</b>	<b>4,945</b>
土地	62,150	<b>役員退職慰労引当金</b>	<b>704</b>
リース資産	13,074	<b>繰延税金負債</b>	<b>94,249</b>
建設仮勘定	602	<b>再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>12,932</b>
その他の有形固定資産	6,525	<b>支払承諾</b>	<b>140,502</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>42,133</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>66,898,765</b>
ソフトウェア	37,353	(純資産の部)	
リース資産	3,231	<b>資本金</b>	<b>3,425,909</b>
その他の無形固定資産	1,548	普通出資金	3,400,909
<b>繰延税金資産</b>	<b>-</b>	(うち後配出資金)	(2,975,192)
<b>支払承諾見返</b>	<b>140,502</b>	優先出資金	24,999
<b>貸倒引当金</b>	<b>△221,671</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>25,020</b>
<b>投資損失引当金</b>	<b>△8,065</b>	資本準備金	24,999
		その他資本剰余金	20
		再評価積立金	20
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,011,806</b>
		利益準備金	468,166
		その他利益剰余金	543,640
		特別積立金	36,100
		別途積立金	379,403
		固定資産圧縮積立金	7,968
		退職給与基金	7
		当年度未処分剰余金	120,161
		当年度純利益	61,641
		<b>会員勘定合計</b>	<b>4,462,736</b>
		<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>373,612</b>
		<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△40,760</b>
		<b>土地再評価差額金</b>	<b>24,841</b>
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>357,693</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>4,820,430</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>71,719,196</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>71,719,196</b>

10. 損益計算書（平成23年度）

		(単位：百万円)
科 目	金 額 (平成24年3月31日)	
<b>経常収益</b>		<b>933,146</b>
資金運用収益	594,671	
貸出金利息	81,856	
有価証券利息配当金	496,906	
コールローン利息	1,668	
買現先利息	7	
債券貸借取引受入利息	540	
預け金利息	5,384	
金利スワップ受入利息	-	
その他の受入利息	8,307	
役務取引等収益	12,693	
受入為替手数料	1,344	
その他の役務収益	11,348	
特定取引収益	753	
商品有価証券収益	590	
特定取引有価証券収益	9	
特定金融派生商品収益	154	
その他業務収益	84,785	
国債等債券売却益	24,909	
国債等債券償還益	16,557	
金融派生商品収益	-	
その他の業務収益	43,318	
その他経常収益	240,241	
貸倒引当金戻入益	8,746	
償却債権取立益	2,899	
株式等売却益	14,328	
金銭の信託運用益	211,377	
その他の経常収益	2,888	
<b>経常費用</b>		<b>864,709</b>
資金調達費用	587,538	
預金利息	41,706	
譲渡性預金利息	3,680	
農林債利息	59,183	
借入金利息	85,891	
コールマネー利息	453	
売現先利息	15,233	
債券貸借取引支払利息	8	
金利スワップ支払利息	61,826	
その他の支払利息	319,553	
役務取引等費用	11,082	
支払為替手数料	464	
その他の役務費用	10,617	
特定取引費用	-	
商品有価証券費用	-	
特定取引有価証券費用	-	
その他業務費用	95,947	
農林債発行費用償却	466	
外国為替売買損	4,474	
国債等債券売却損	28,908	
国債等債券償還損	136	
国債等債券償却	1,969	
金融派生商品費用	12,992	
その他の業務費用	46,999	
事業管理費	112,054	
その他経常費用	58,086	
投資損失引当金繰入額	-	
貸出金償却	1,779	
株式等売却損	21,201	
株式等償却	15,243	
金銭の信託運用損	11,794	
その他の経常費用	8,067	
<b>経常利益</b>		<b>68,436</b>
<b>特別利益</b>		<b>1,788</b>
固定資産処分益	1,788	
貸倒引当金戻入益	-	
償却債権取立益	-	
<b>特別損失</b>		<b>5,988</b>
固定資産処分損	1,439	
減損損失	4,549	
<b>税引前当年度純利益</b>		<b>64,236</b>
法人税、住民税及び事業税	1,203	
法人税等調整額	1,291	
法人税等合計	2,494	
<b>当年度純利益</b>		<b>61,641</b>
当年度当初繰越剰余金	55,085	
土地再評価差額金取崩額	3,434	
当年度未処分剰余金	120,161	

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

- 1 特定取引資産・負債の評価基準および収益・費用の計上基準
  - 2 有価証券の評価基準および評価方法
  - 3 デリバティブ取引の評価基準および評価方法
  - 4 固定資産の減価償却の方法
  - 5 繰延資産の処理方法
  - 6 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準
  - 7 引当金の計上基準
  - 8 リース取引の処理方法
  - 9 ヘッジ会計の方法
  - 10 消費税等の会計処理
- ※ 上記の内容及び財務諸表の注記事項省略

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

1	名称	農中信託銀行株式会社
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	20,000百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	信託業務、銀行業務
2	名称	株式会社協同セミナー
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	20百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	教育研修
3	名称	株式会社農林中金総合研究所
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	300百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	農林漁業・組合金融・内外経済等の調査・研究
4	名称	農中ビジネスサポート株式会社
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	100百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	各種事務委託
5	名称	農林中金ファシリティーズ株式会社
	所在地	東京都千代田区外神田1-16-8
	資本金	197百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	ビル管理・福利厚生施設管理等
6	名称	協同住宅ローン株式会社
	所在地	東京都目黒区中央町1-15-3
	資本金	10,500百万円
	議決権所有割合	91.52%
	事業内容	住宅ローン貸付・住宅ローン保証等

7	名称	農中情報システム株式会社
	所在地	東京都昭島市武蔵野3-5-3
	資本金	100百万円
	議決権所有割合	90.00%
	事業内容	システム開発・維持管理
8	名称	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
	所在地	東京都千代田区平河町2-7-9
	資本金	3,420百万円
	議決権所有割合	50.91%
	事業内容	投資信託委託・投資顧問業務
9	名称	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内1-2-1
	資本金	3,086百万円
	議決権所有割合	38.00%
	事業内容	プライベートエクイティ投資・投資事業組合の運営管理業務等
10	名称	系統債権管理回収機構株式会社
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	500百万円
	議決権所有割合	37.96%
	事業内容	不良債権等の管理・回収業務
11	名称	J A 三井リース株式会社
	所在地	東京都品川区東五反田2-10-2
	資本金	32,000百万円
	議決権所有割合	28.48%
	事業内容	総合リース業
12	名称	アグリビジネス投資育成株式会社
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	4,070百万円
	議決権所有割合	19.97%
	事業内容	農業法人投資育成業務
13	名称	三菱UFJニコス株式会社
	所在地	東京都千代田区外神田4-14-1
	資本金	109,312百万円
	議決権所有割合	15.01%
	事業内容	クレジットカード事業等
14	名称	第一生命農林中金ビル管理株式会社
	所在地	東京都千代田区有楽町1-13-1
	資本金	10百万円
	議決権所有割合	27.00%
	事業内容	ビル管理業務
15	名称	Norinchukin Finance (Cayman) Limited
	所在地	英国領ケイマン諸島 P0 Box309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	資本金	50,000米ドル
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	劣後債の発行及び劣後ローンの貸付等